

# 栗石町こども計画

令和7年3月

栗石町



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと対象.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 計画の対象.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	4
(2) パブリックコメントの実施.....	4
5 「持続可能な開発目標（SDGs）」への対応.....	5
<b>第2章 こども・若者を取り巻く現状</b> .....	<b>7</b>
1 人口の状況.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 人口の構成.....	8
(3) 児童人口の推移.....	9
(4) 人口動態.....	10
2 世帯の状況.....	11
(1) 世帯数の推移.....	11
(2) こどものいる世帯数の推移.....	11
3 婚姻・出生等の状況.....	12
(1) 婚姻・離婚の状況.....	12
(2) 未婚率の推移.....	12
(3) 出生率*1.....	13
4 就業の状況.....	14
(1) 就業者数・就業率の推移.....	14
(2) 産業分類別就業状況.....	14
(3) 年齢別就業状況.....	15
5 教育・保育の状況.....	16
(1) 保育所の状況.....	16
(2) 幼稚園の状況.....	17
(3) 児童館の利用者数の状況.....	18
(4) 子育て支援センター利用者数の状況.....	18
(5) 放課後児童クラブ利用者数の状況.....	19
6 小学校・中学校の状況.....	20
(1) 小学校.....	20
(2) 中学校.....	21
7 人口推計.....	22
(1) 人口推計.....	22
(2) 児童人口の推計.....	23
8 こどもの貧困.....	24
(1) こどもの貧困率（国）.....	24

(2) ひとり親世帯数 .....	25
(3) ひとり親世帯になった理由（国） .....	25
(4) 生活保護受給世帯 .....	26
(5) 生活保護受給世帯における18歳未満人数 .....	26
(6) 児童扶養手当受給者数 .....	27
(7) 就学援助受給率（準要保護） .....	27
9 子ども・子育て支援に関する調査結果の概要 .....	28
(1) 子ども・子育てニーズ調査の実施概要 .....	28
(2) 子ども・子育てニーズ調査結果 .....	29
10 こどもの貧困に関する調査結果の概要 .....	37
(1) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査の実施概要 .....	37
(2) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（児童・生徒） .....	38
(3) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（保護者） .....	45
11 こども・若者への意見聴取の概要 .....	53
(1) こども・若者の意識に関する調査の概要 .....	53
(2) イベントでのこどもの意見聴取の概要 .....	53
(3) こども・若者の意識に関する調査結果 .....	54
12 アンケート調査結果からみた現状と課題 .....	62
(1) 子ども・子育てニーズ調査 .....	62
(2) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（児童・生徒） .....	63
(3) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（保護者） .....	64
(4) こども・若者の意識に関する調査結果 .....	65
13 第2期栗石町子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	66
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>69</b>
1 計画の基本理念 .....	69
2 計画の基本方針 .....	70
3 計画の基本目標 .....	72
基本目標1 こども・若者に対する総合的な支援の充実 .....	72
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 .....	72
基本目標3 子育て当事者への支援の充実 .....	72
基本目標4 質の高い教育・保育環境の充実（第3期子ども・子育て支援事業計画） .....	72
4 計画の体系 .....	73
<b>第4章 こども施策の展開 .....</b>	<b>75</b>
1 こども・若者に対する総合的な支援の充実 .....	75
2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 .....	92
3 子育て当事者への支援の充実 .....	100
4 質の高い教育・保育環境の充実（第3期子ども・子育て支援事業計画） .....	105
(1) 子ども・子育て支援制度の概要 .....	105
(2) 教育・保育提供区域 .....	106
(3) ニーズに対応した教育・保育施設の確保 .....	107
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	110
(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制 .....	111

<b>第5章 計画の推進及び評価</b> .....	<b>125</b>
1 計画の推進.....	125
2 こども・若者の社会参画・意見反映.....	125
3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革.....	126
4 計画の評価・検証.....	126
5 計画の成果指標.....	127
<b>資料編</b> .....	<b>129</b>
1 雫石町子ども・子育て会議条例.....	129
2 雫石町子ども・子育て会議委員名簿.....	130
3 用語集.....	131



## 第1章

# 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、こども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待・ネグレクト、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がいなど多岐にわたっており、様々な背景により深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれたこども・若者が心身の状態や置かれている環境に関わらず、等しく権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

こうしたなか、国において令和5年4月、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することが出来、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

さらに同年12月には、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

本町では、これまでにこどもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成26年3月に、「雫石町子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」を策定し、雫石町全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

また、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、平成24年度に制定された子ども・子育て支援法等に基づき平成27年3月に「雫石町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期雫石町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

そこで、「雫石町子どもプラン」や「雫石町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終期を迎えることから、これまで取り組んできた計画の方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や、新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策、こどもの貧困の解消に向けた対策、こども・若者育成支援等の施策を一体的に取りまとめた「雫石町こども計画」を策定するものです。

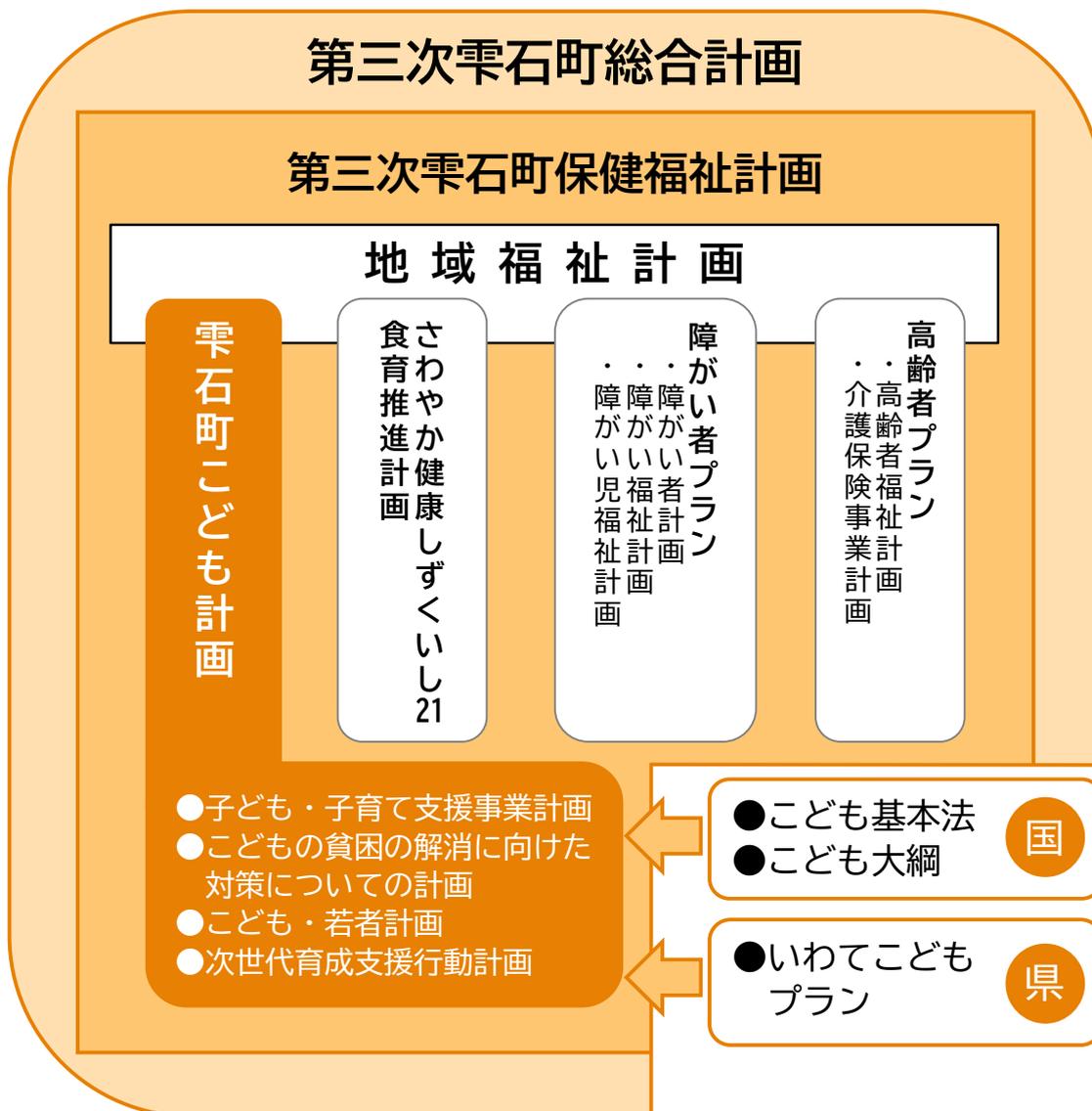
## 2 計画の位置づけと対象

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体のものとした計画です。

また、本計画については、「第三次雫石町総合計画」を上位計画とし、「第三次雫石町保健福祉計画」に位置付けられた別冊子として策定し、国や県、関連計画との整合を図ります。

#### 計画の位置づけ



## (2) 計画の対象

本計画は「こども基本法」の定義に基づき、「こども」を年齢で区切らず、心身の発展の過程にある人としています。

なお、こどもの年齢は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満、施策によっては 40 歳未満の者も対象とする。）のライフステージごとに区分し、必要な施策ごとに対象を定めることとします。

### 計画の対象



## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

### 計画の期間



## 4 計画の策定体制

---

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画は、こども基本法における「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長や、就労・結婚・妊娠・出産・育児に対する支援を主たる目的とする施策、こどもや子育て家庭に関する施策、若者の社会参画支援などが含まれており、これらを踏まえて計画策定することが求められています。

こうした経緯を踏まえて、計画の策定にあたっては、「雫石町子ども・子育て会議」を設置し、こども課が主体となって、こども施策に関わる関係部門との協議・調整を図り、委員が計画内容の検討・審議を行って、会議における意見を計画に反映しています。

### (2) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和6年12月27日から令和7年1月26日までの期間を設け、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を反映して最終的な計画を策定しています。

## 5 「持続可能な開発目標（SDGs）」への対応

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの世界共通の目標で、持続可能な世界を実現するため17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されています。

上位計画である総合計画後期基本計画においても、SDGsの17の目標のうち子育てに関する施策として7の目標に対応することとしており、本計画においても推進していきます。

### 7つの目標

1	貧困をなくそう	
3	すべての人に健康と福祉を	
5	ジェンダー平等を実現しよう	
8	働きがいも経済成長も	
10	人や国の不平等をなくそう	
11	住み続けられるまちづくりを	
17	パートナーシップで目標を達成しよう	



## 第2章

# こども・若者を取り巻く現状



## 第2章

# こども・若者を取り巻く現状

### 1 人口の状況

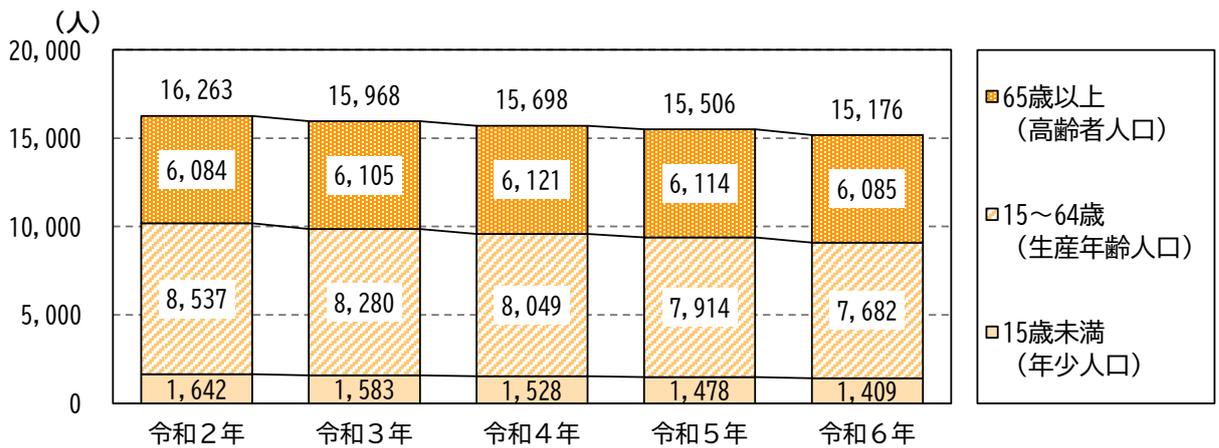
#### (1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年3月31日現在で15,176人となっています。一貫して減少傾向にあり、令和2年と比較すると1,087人減少しています。

年齢3区分別にみると、全ての年齢区分で人口が減少しており、年少人口は令和2年と比較すると、233人減少しています。

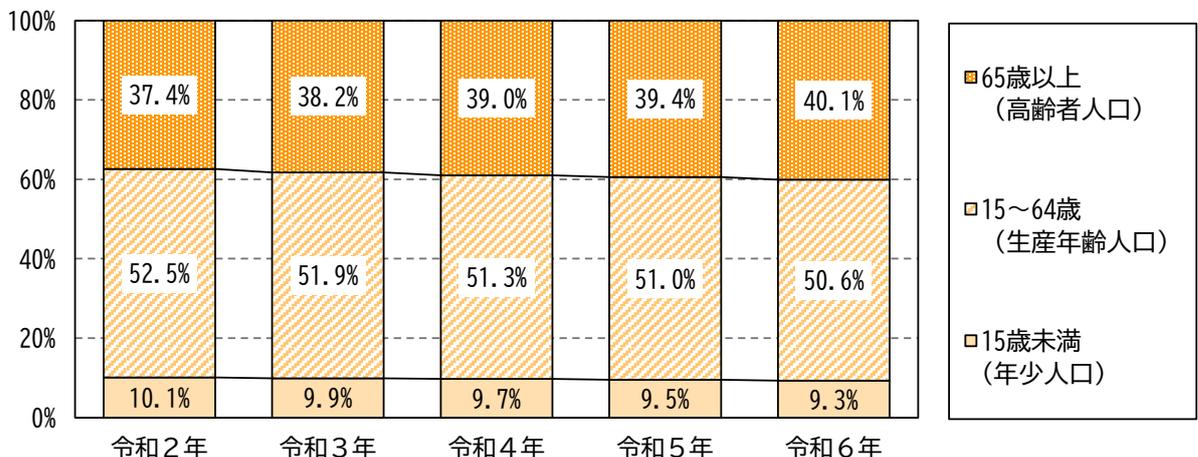
年齢3区分別人口割合をみると、総人口に対する65歳以上の割合は増加しており、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少しています。

人口の推移



資料：住民基本台帳データ 各年3月31日現在

年齢3区分割合の推移

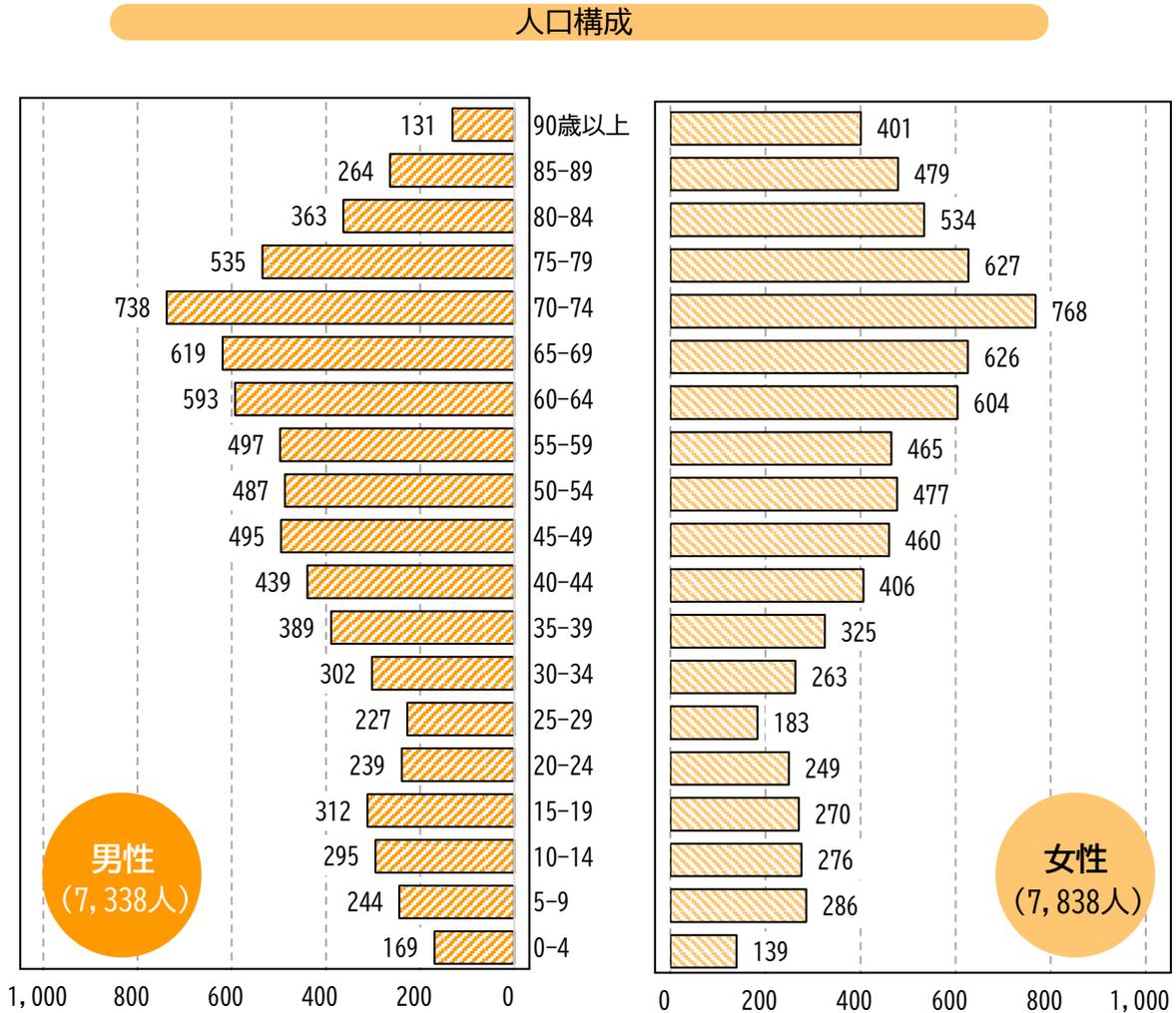


資料：住民基本台帳データ 各年3月31日現在

## (2) 人口の構成

令和6年3月31日現在における人口ピラミッドをみると、「つぼ型」になっており、男性、女性ともに「70歳～74歳」の人口が最も多くなっています。

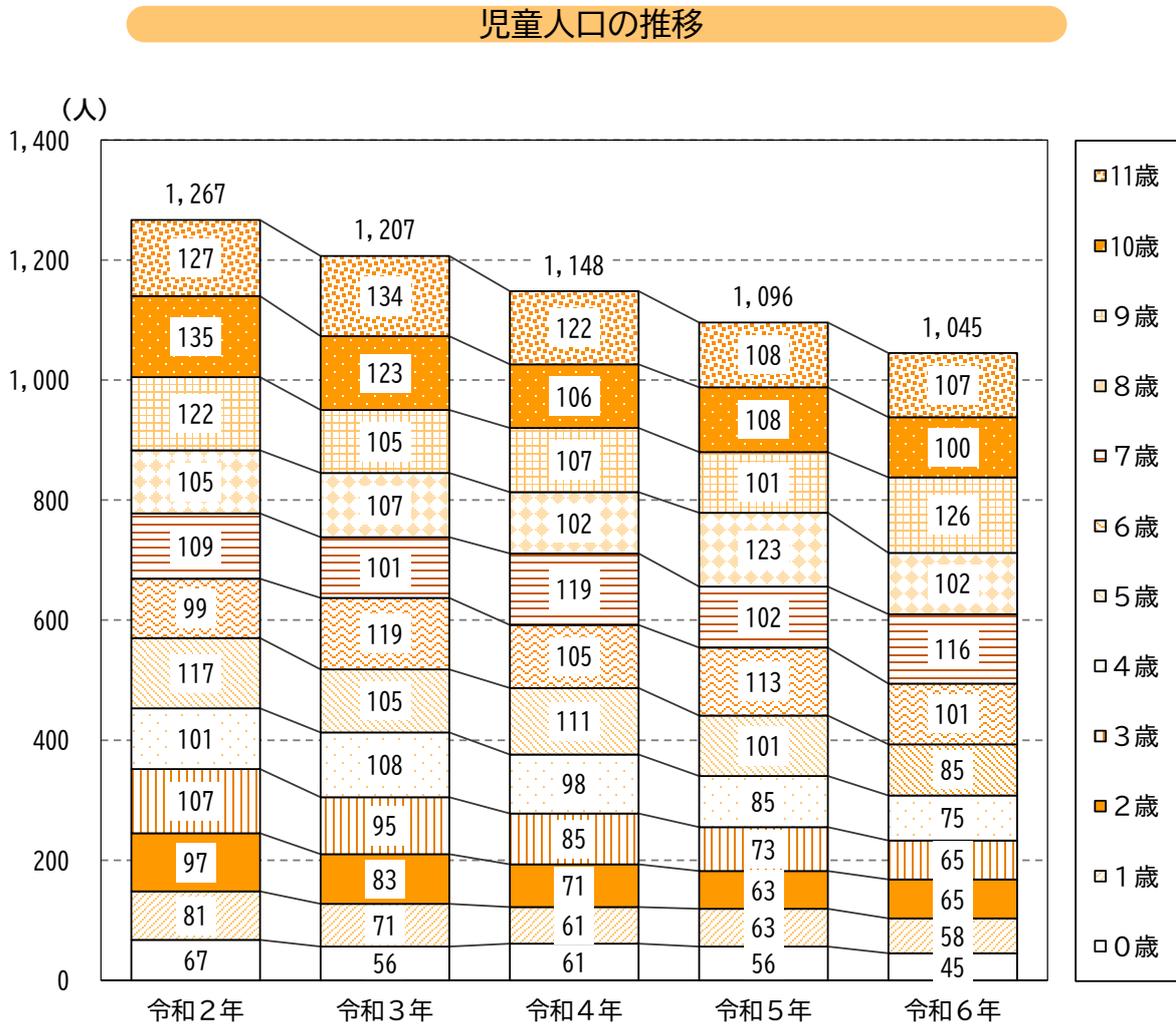
また、男女ともに年少人口が少ないことから、将来の少子高齢化及び人口減少が予想されます。



資料：住民基本台帳データ 令和6年3月31日現在

### (3) 児童人口の推移

0歳から11歳の児童の人口は、令和2年の1,267人から令和6年には1,045人と222人の減少となっています。

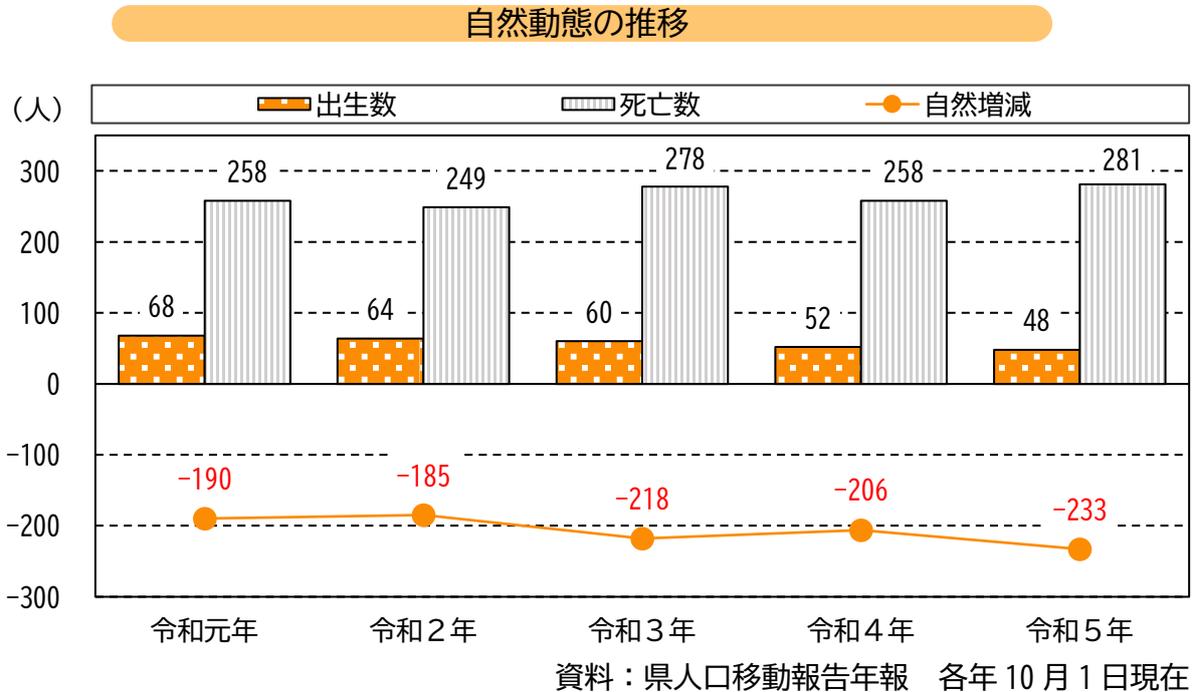


資料：住民基本台帳データ 各年3月31日現在

## (4) 人口動態

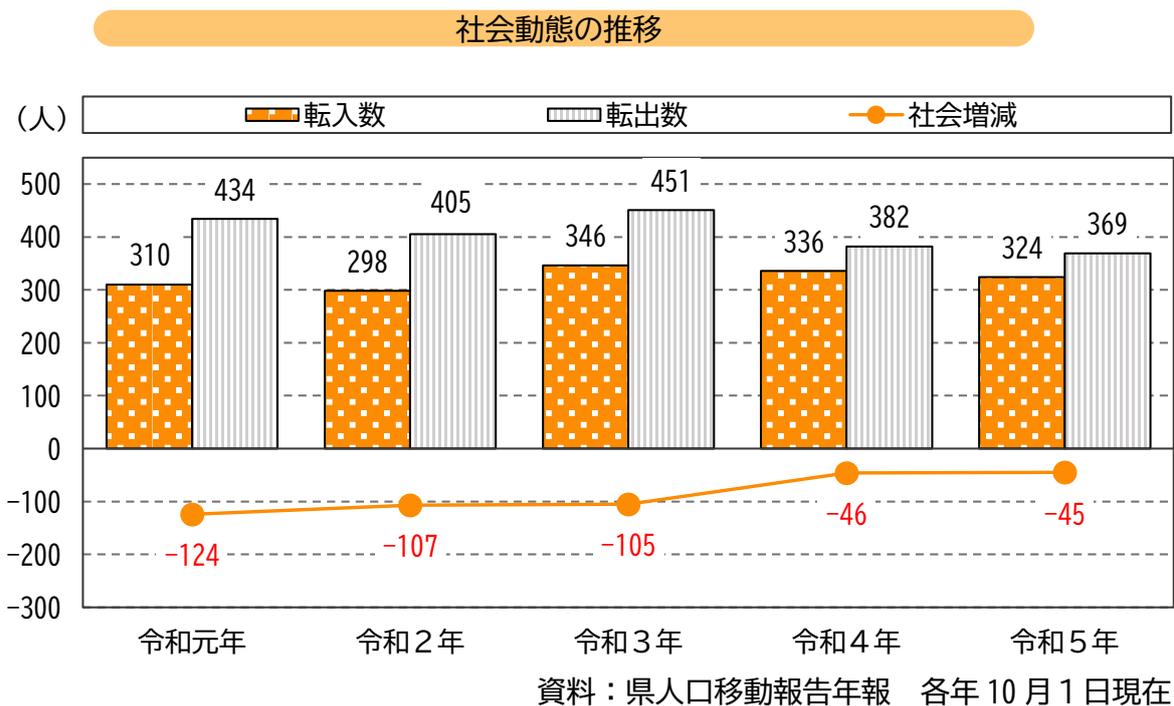
### ①自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスで推移し、令和5年はマイナス233人となっています。



### ②社会動態

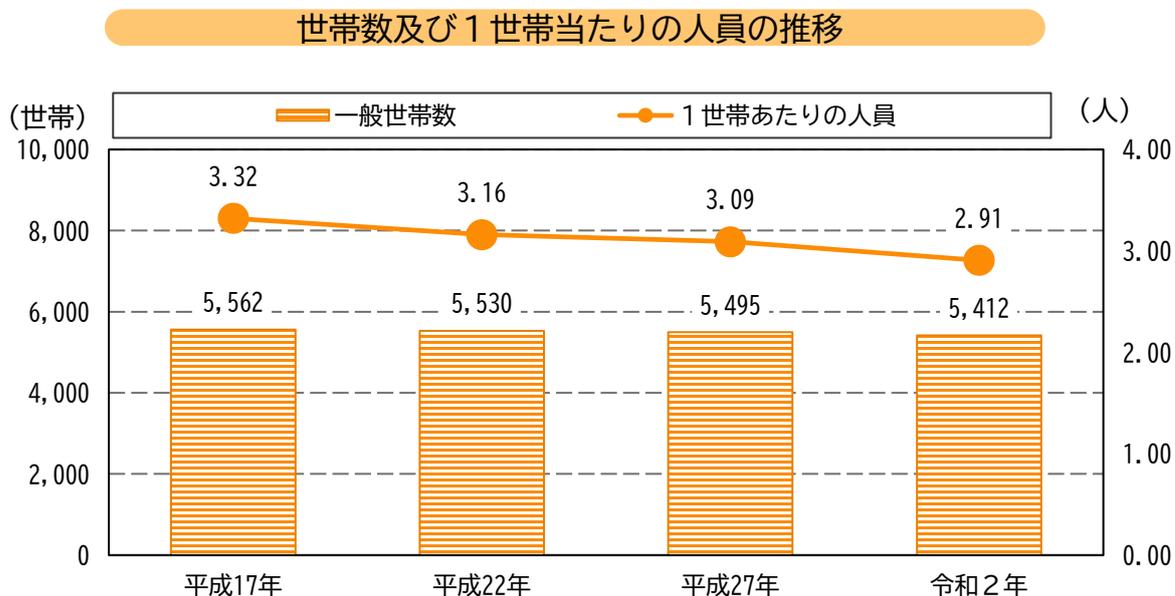
転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、社会動態はマイナスで推移し、令和5年はマイナス45人となっています。



## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

世帯数及び1世帯当たりの人員は、ともに減少しており、令和2年度の世帯数が5,412世帯、1世帯当たりの人員が2.91人となっています。



資料：国勢調査

### (2) こどものいる世帯数の推移

こどものいる世帯数は、6歳未満、18歳未満ともに減少しており、令和2年度の6歳未満の親族のいる世帯は390世帯、18歳未満の親族がいる世帯は1,075世帯となっています。

#### こどものいる世帯数の推移

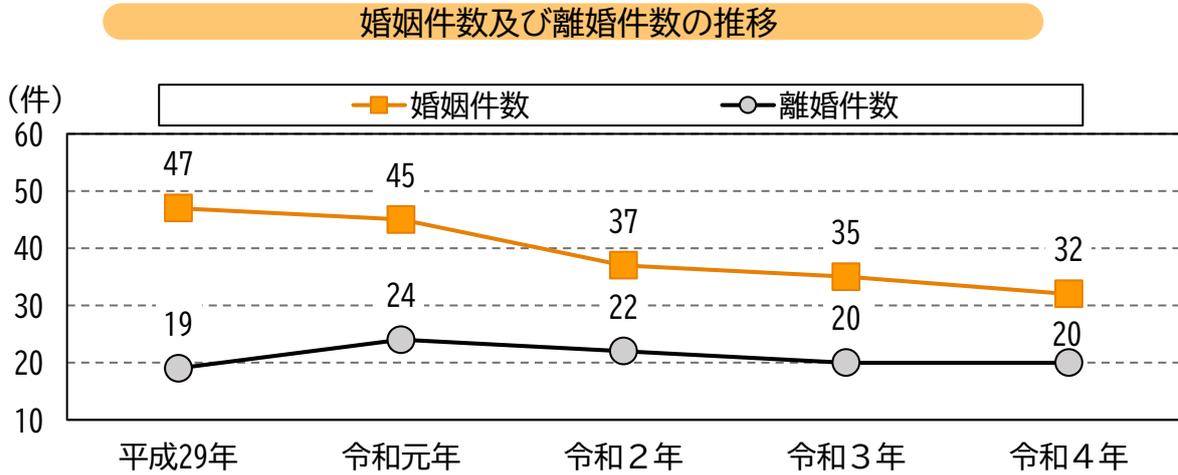
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
<b>6歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	653	520	462	390
世帯人員	3,461	2,804	2,419	1,951
6歳未満の親族人員	842	702	627	524
<b>18歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	1,741	1,466	1,283	1,075
世帯人員	8,805	7,328	6,232	5,104
18歳未満の親族人員	3,063	2,570	2,266	1,959

資料：国勢調査

### 3 婚姻・出生等の状況

#### (1) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数及び離婚件数は、ともに減少傾向で推移しており、令和4年で婚姻件数が32件、離婚件数が20件となっています。

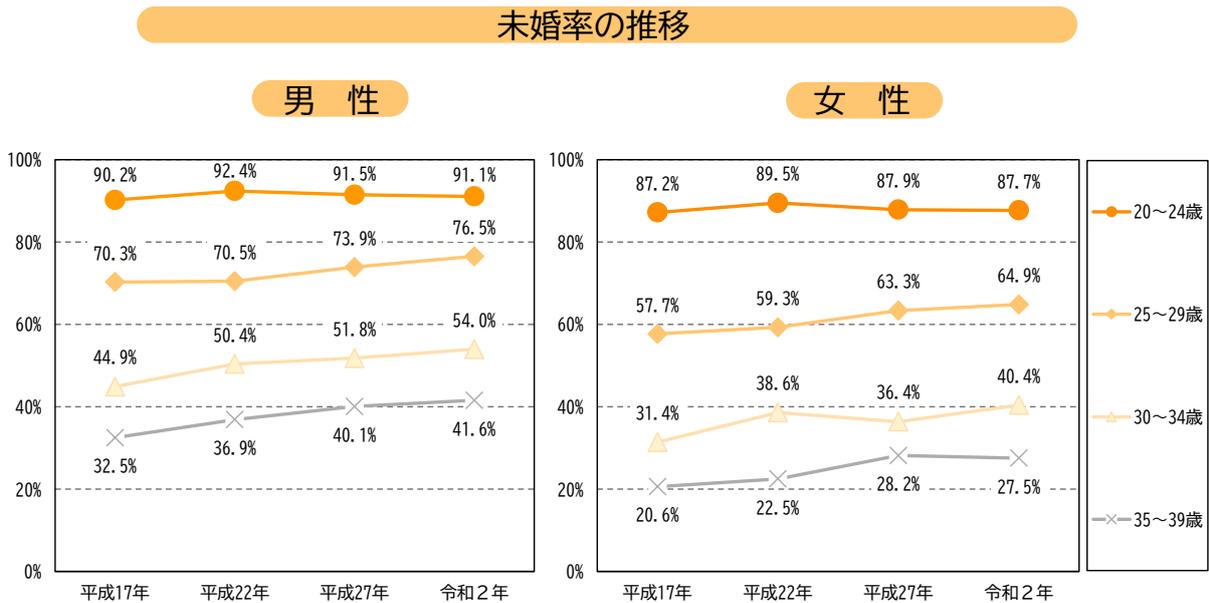


資料：岩手県保健福祉年報

#### (2) 未婚率の推移

本町の男性の未婚率はいずれの年齢階級においても増加傾向で推移しており、特に令和2年の「30～34歳」、「35～39歳」に増加がみられます。

女性の未婚率も同様に、いずれの年齢階級においても増加傾向で推移しており、特に、令和2年の「25歳～29歳」、「30～34歳」に増加がみられます。

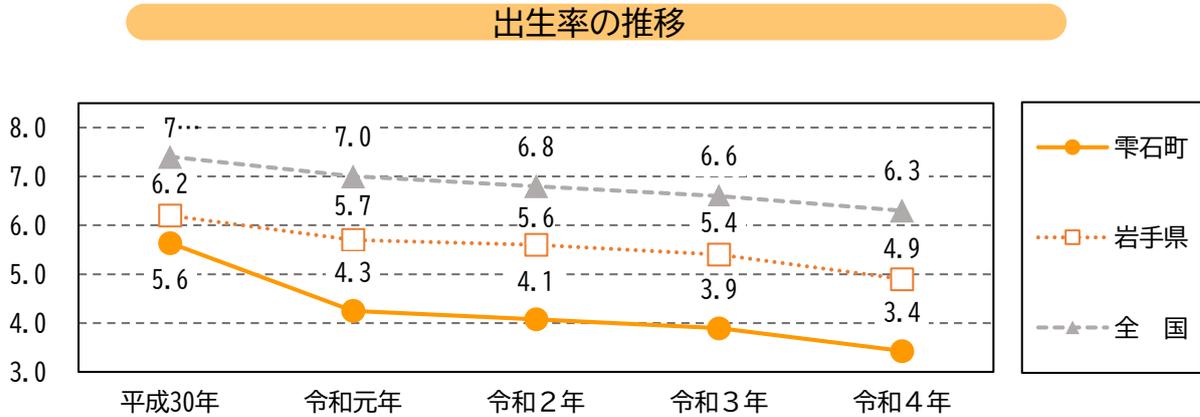


資料：国勢調査

### (3) 出生率<sup>\*1</sup>

#### ①出生率の推移

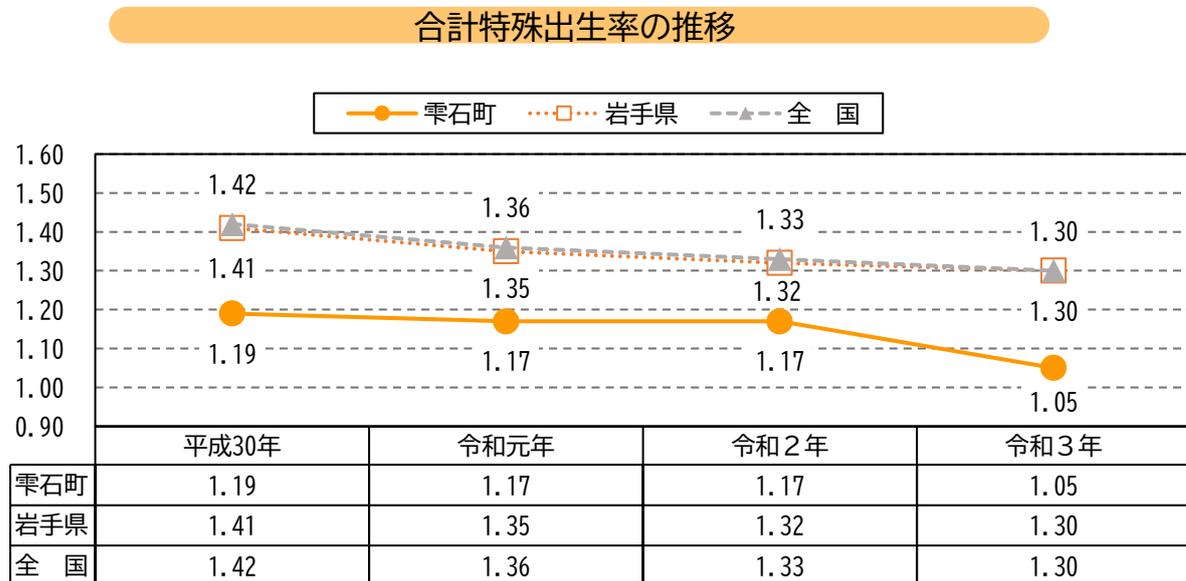
本町の出生率は、いずれの年においても国及び県の数値を下回って推移しており、令和4年は3.4となっています。



資料：岩手県保健福祉年報 各年10月1日現在

#### ②合計特殊出生率<sup>\*2</sup>の推移

本町の合計特殊出生率は、いずれの年においても国及び県の数値を下回って推移しており、令和3年は1.05となっています。



資料：岩手県環境保健研究センター 各年10月1日現在

**\*1 「出生率」**

当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

**\*2 「合計特殊出生率」**

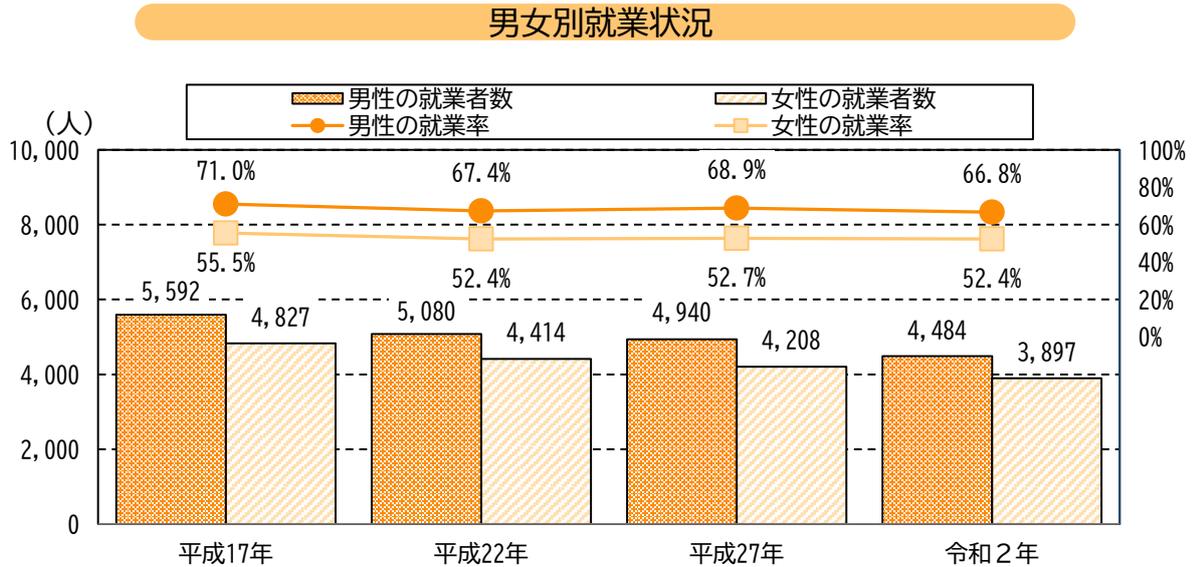
その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこども数に相当する。

## 4 就業の状況

### (1) 就業者数・就業率の推移

本町の就業者数は、男性、女性ともに減少しており、令和2年の男性の就業者数が4,484人、女性の就業者数が3,897人となっています。

また、就業率については、多少の増減はあるものの男女ともに減少傾向となっており、令和2年には男性が66.8%、女性が52.4%となっています。

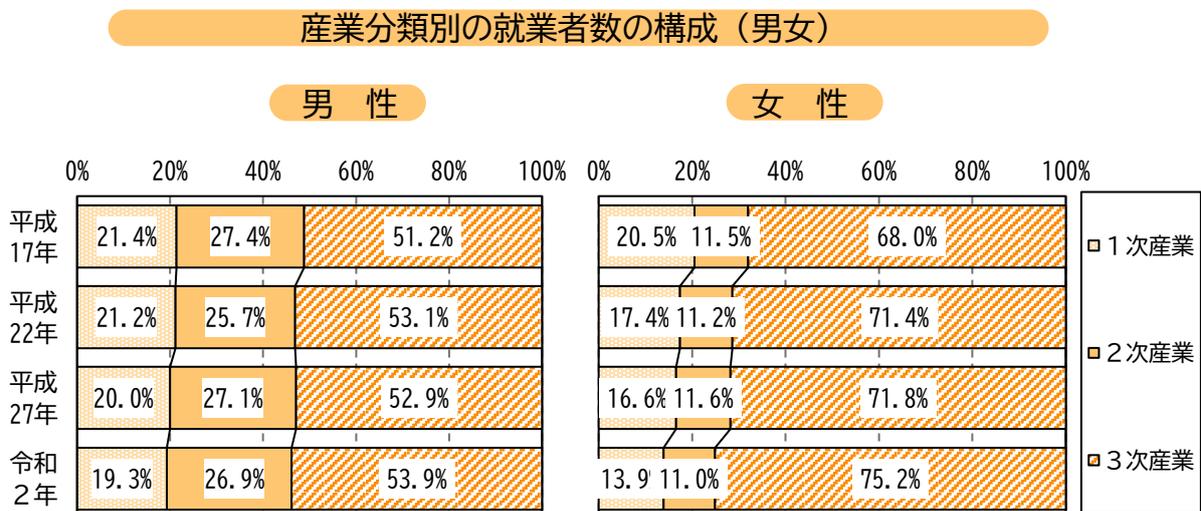


資料：国勢調査

### (2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成をみると、男性は第3次産業就業者割合が増加傾向で推移しており、令和2年では53.9%となっています。

女性も同様に、第3次産業就業者の割合が増加傾向で推移しており、令和2年では75.2%を占めています。



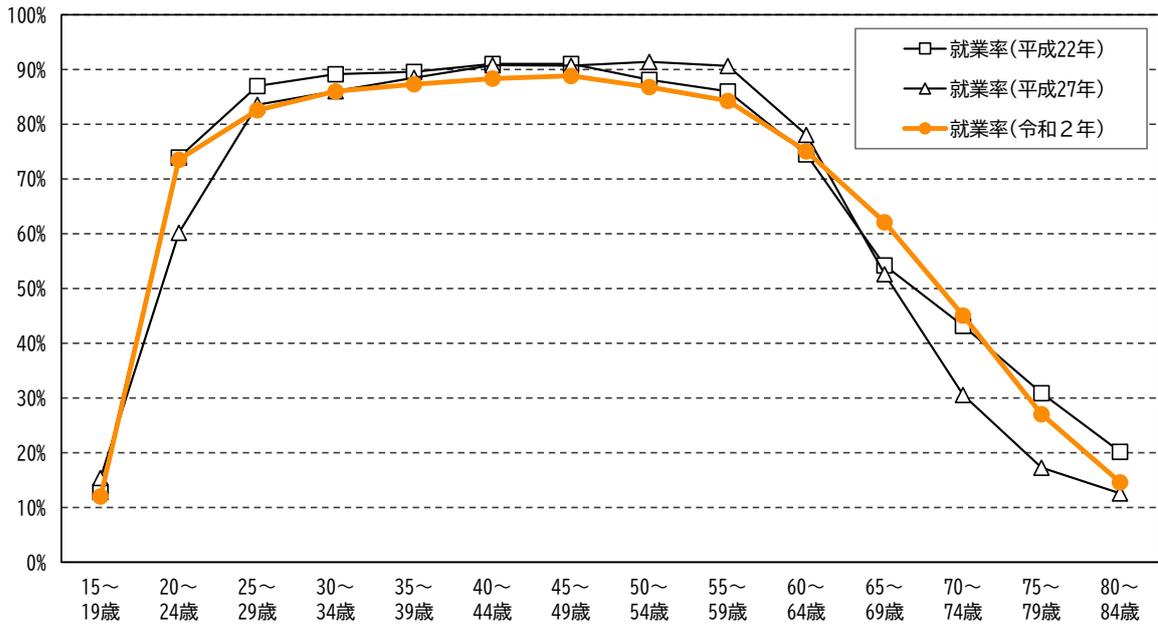
資料：国勢調査

### (3) 年齢別就業状況

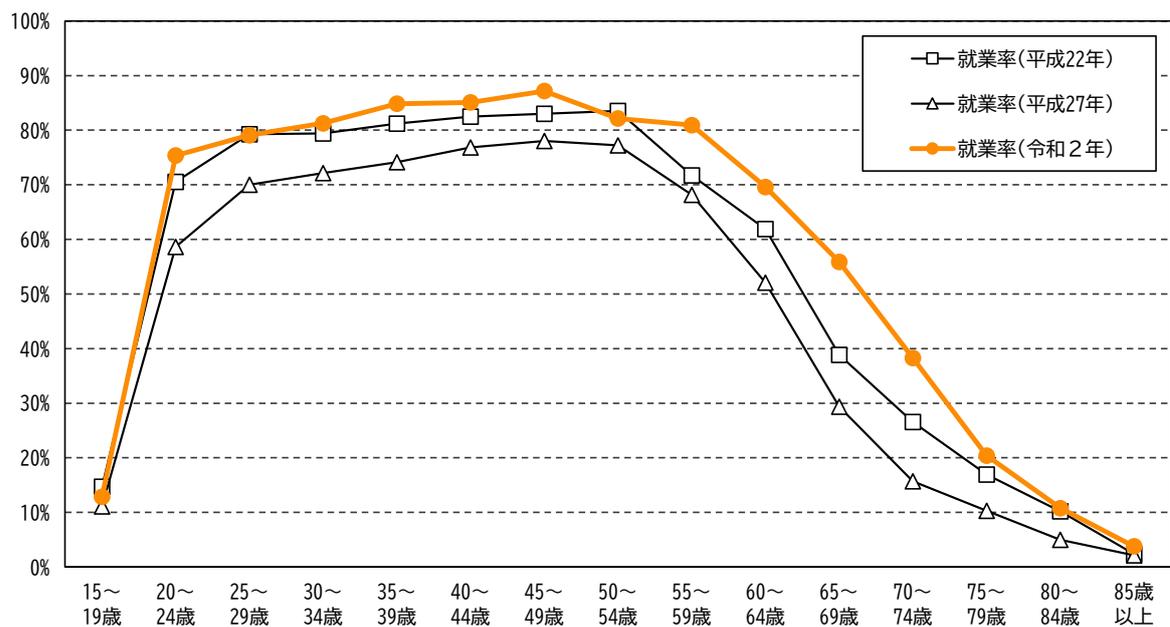
本町の年齢別就業率をみると、男性の就業率は過去と比較して、「25～29歳」から「60～64歳」までの年齢層に就業率の低下がみられる一方、「65～69歳」以降の就業率に増加がみられます。

また、女性の就業率は過去と比較して、「20～24歳」以降のほぼ全ての年齢層で就業率に増加がみられます。

男性の年齢別就業率



女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

## 5 教育・保育の状況

### (1) 保育所の状況

保育所は、令和6年3月31日現在で町立2か所、私立5か所の合計7か所となっています。

入所児童数及び入所率については、減少傾向で推移しています。

#### 町内の認可保育所の状況

施設名	設立主体	設置場所	定員(人)
御明神保育所	町立	御明神高八卦20番地2	60
西根保育所 <sup>※1</sup>	町立	西根大宮136番地9	45
七ツ森保育園	私立	板橋104番地1	80
御所保育園 <sup>※2</sup>	私立	西安庭第40地割72番地4	60
西山保育園	私立	長山猿子98番地3	50
雫石保育園	私立	下町150番地	80
にじいろ保育園	私立	上野上野沢1番地13	10
合 計			385

資料：こども課 令和6年3月31日現在

※1 西根保育所は令和7年3月31日で閉所しました。

※2 御所保育園は令和6年度より定員(10名減)50人になりました。

#### 保育所ごとの入所児童数及び入所率

施設名	定員	入所児童数(人)/入所率(%)									
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
御明神保育所	60	64	107%	65	108%	51	85%	45	75%	39	65%
西根保育所	45	36	80%	44	98%	36	80%	30	67%	27	60%
七ツ森保育園	80	96	120%	92	115%	93	116%	93	116%	86	108%
御所保育園	60	62	103%	64	107%	65	108%	64	107%	58	97%
西山保育園 <sup>※1</sup>	50	71	118%	63	105%	61	102%	57	114%	53	106%
雫石保育園	80	96	120%	94	118%	92	115%	92	115%	87	109%
にじいろ保育園 <sup>※2</sup>	10	-	-	8	80%	9	90%	10	100%	10	100%

資料：こども課 令和6年3月31日現在

※1 西山保育園は令和3年度まで定員60人、令和4年度より定員50人で算出しています。

※2 にじいろ保育園は令和2年度より、小規模保育を実施しています。

## (2) 幼稚園の状況

幼稚園は1か所ありましたが、令和3年度に閉園しています。

## 幼稚園の状況

施設名	設立主体	設置場所	定員(人)
わかば幼稚園	私立	麻見田18番地2	110
合 計			110

資料：町教育委員会 令和6年3月31日現在

## 入園児童数及び入園率

	定員	入所児童数(人) / 入所率(%)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
わかば幼稚園	110	12	11%			

資料：町教育委員会 令和6年3月31日現在

### (3) 児童館の利用者数の状況

児童館は、1か所あります。

利用児童数は、年々増加し、令和6年3月31日現在で延べ5,051人となっています。

#### 児童館の状況

施設名	設置場所
雫石町児童館	源大堂72番地1

資料：こども課 令和6年3月31日現在

#### 児童館の利用状況の推移

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雫石町児童館（延べ）	2,806	2,917	3,109	4,988	5,051

資料：こども課 令和6年3月31日現在

### (4) 子育て支援センター利用者数の状況

子育て支援センターは、1か所あります。

利用者数は、令和6年3月31日現在で1,029人となっています。

#### 子育て支援センターの状況

施設名	設置場所
雫石町地域子育て支援センター	板橋104番地1 七ツ森保育園内

資料：こども課 令和6年3月31日現在

#### 子育て支援センターの利用状況の推移

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雫石町地域子育て支援センター（延べ）	1,419	1,007	616	801	1,029

資料：こども課 令和6年3月31日現在

## (5) 放課後児童クラブ利用者数の状況

放課後児童クラブは、5か所あります。

## 放課後児童クラブの状況

学区	クラブ名	設置場所
雫石	雫石放課後児童クラブ	源大堂 50 番地
七ツ森	七ツ森放課後児童クラブ	七ツ森 16 番地 240
西山	西山放課後児童クラブ	長山羽上 81 番地
御所	御所放課後児童クラブ	西安庭第 41 地割 152 番地 1
御明神	御明神放課後児童クラブ	上野上屋敷 26 番地

資料：こども課 令和6年3月31日現在

## 利用登録児童数及び利用率

児童クラブ名	児童数（人）/利用率（％）									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
雫石放課後児童クラブ	136	46.2%	137	49.6%	155	55.1%	156	57.5%	129	47.6%
七ツ森放課後児童クラブ	45	56.9%	40	54.7%	37	52.8%	40	51.9%	40	52.6%
西山放課後児童クラブ	92	58.5%	85	54.4%	78	50.9%	78	56.1%	66	50.0%
御所放課後児童クラブ	59	56.7%	61	57.5%	64	62.1%	62	65.2%	67	56.3%
御明神放課後児童クラブ	45	56.2%	45	60.0%	40	53.0%	46	53.0%	48	57.6%

資料：こども課 各年度5月1日現在

※利用率は、「利用登録児童数/対象地区の小学校児童数」で算出した値。

## 6 小学校・中学校の状況

### (1) 小学校

小学校は、5か所あります。

児童数は減少しており、令和5年度は合計で651人となっています。

#### 小学校の状況

学校名	設置場所
雫石小学校	源大堂 50 番地
七ツ森小学校	七ツ森 16 番地 240
西山小学校	長山羽上 81 番地
御明神小学校	上野上屋敷 26 番地
御所小学校	西安庭第 41 地割 152 番地 1

資料：町教育委員会 令和6年4月1日現在

#### 児童数

(単位：人)

学校名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雫石小学校	293	276	281	271	271
七ツ森小学校	79	73	70	77	76
西山小学校	158	156	153	139	132
御明神小学校	80	75	75	73	71
御所小学校	104	106	103	95	101
合計	714	686	682	655	651

資料：町教育委員会 各年度5月1日現在

**(2) 中学校**

中学校は、1か所あります。

生徒数は、横ばい傾向で推移しており、令和5年度では375人となっています。

**中学校の状況**

学校名	設置場所
雫石中学校	柿木74番地1

資料：町教育委員会 令和6年4月1日現在

**生徒数**

(単位：人)

学校名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雫石中学校	380	372	368	374	375

資料：町教育委員会 各年度5月1日現在

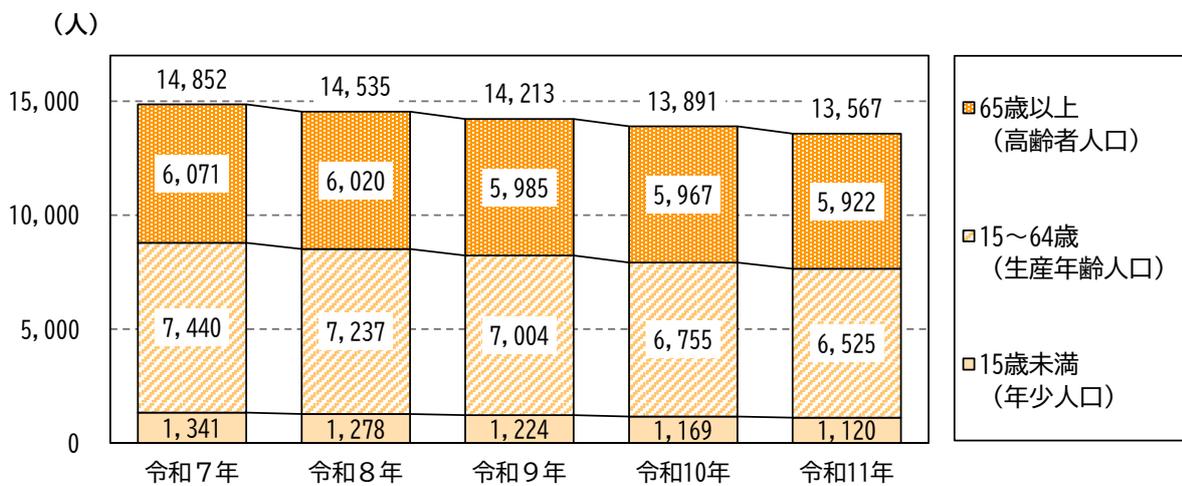
## 7 人口推計

### (1) 人口推計

令和2年から令和6年の各年3月31日現在の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和11年の総人口は13,567人と予測されます。

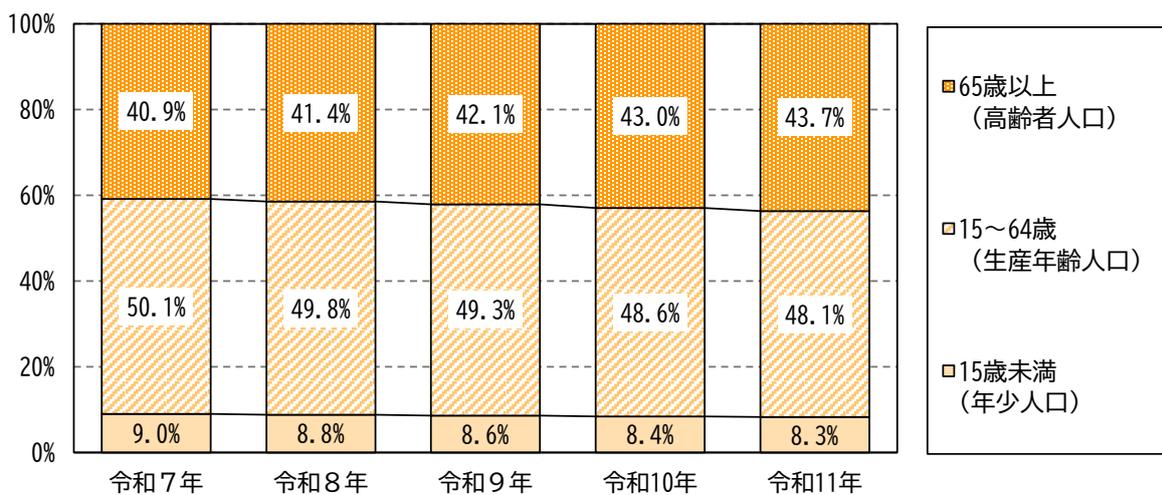
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

#### 年齢3区分別人口の推計



資料：令和2年から令和6年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

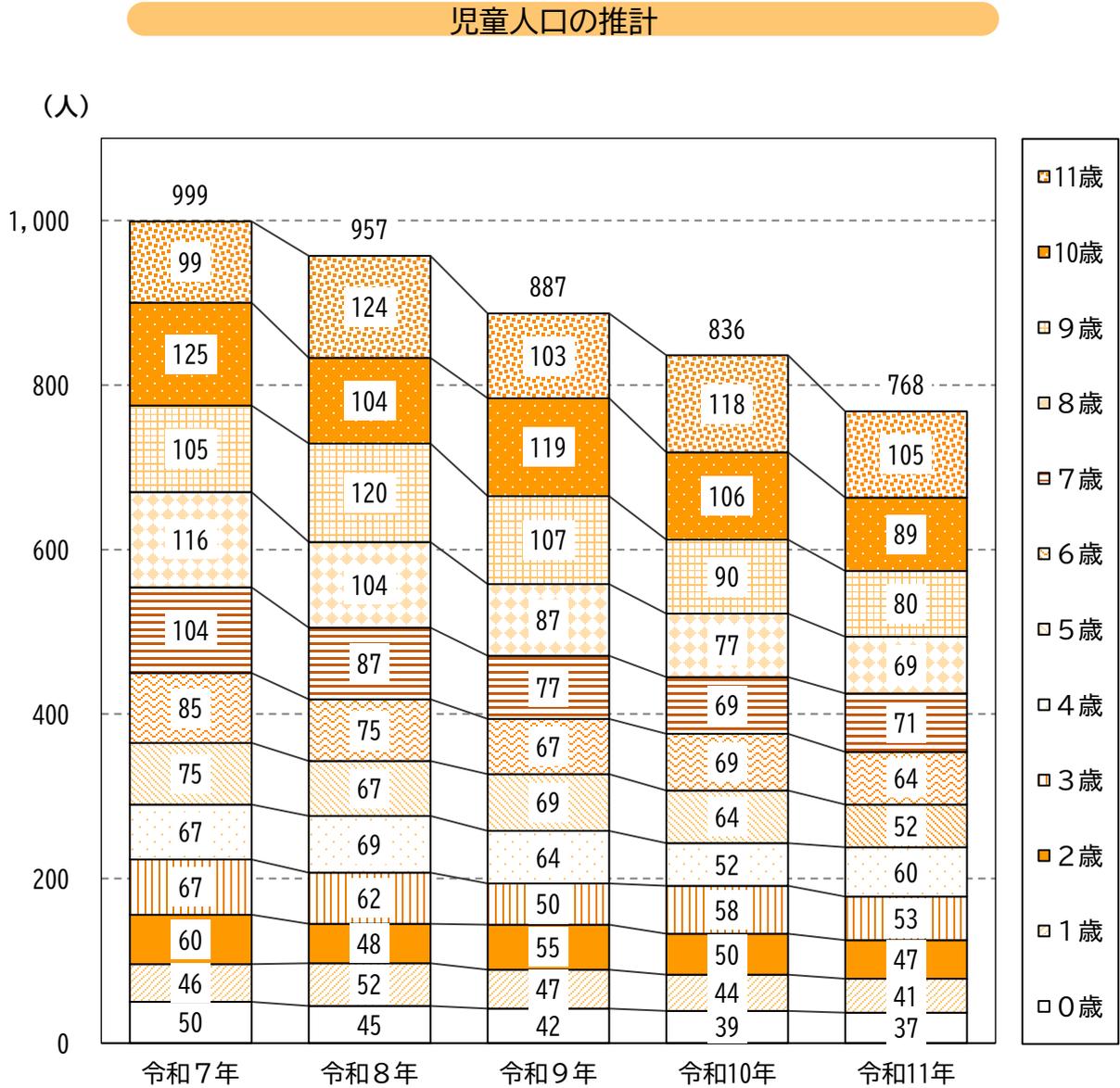
#### 年齢3区分別人口割合の推計



資料：令和2年から令和6年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

## (2) 児童人口の推計

令和2年から令和6年の各年3月31日現在の住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は768人と予測されます。



資料：令和2年から令和6年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

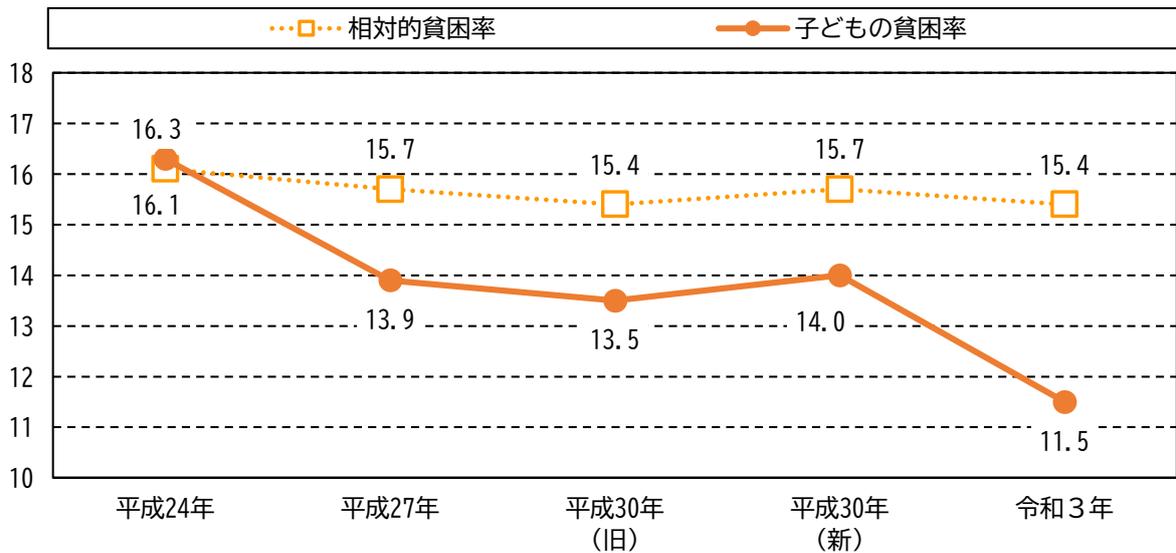
## 8 こどもの貧困

### (1) こどもの貧困率（国）

「2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況」によると、相対的貧困率は横ばい傾向となっており、令和3年に15.4%となっています。

こどもの貧困率は、減少傾向で推移しており、令和3年には11.5%となっています。

国の相対的貧困率及びこどもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

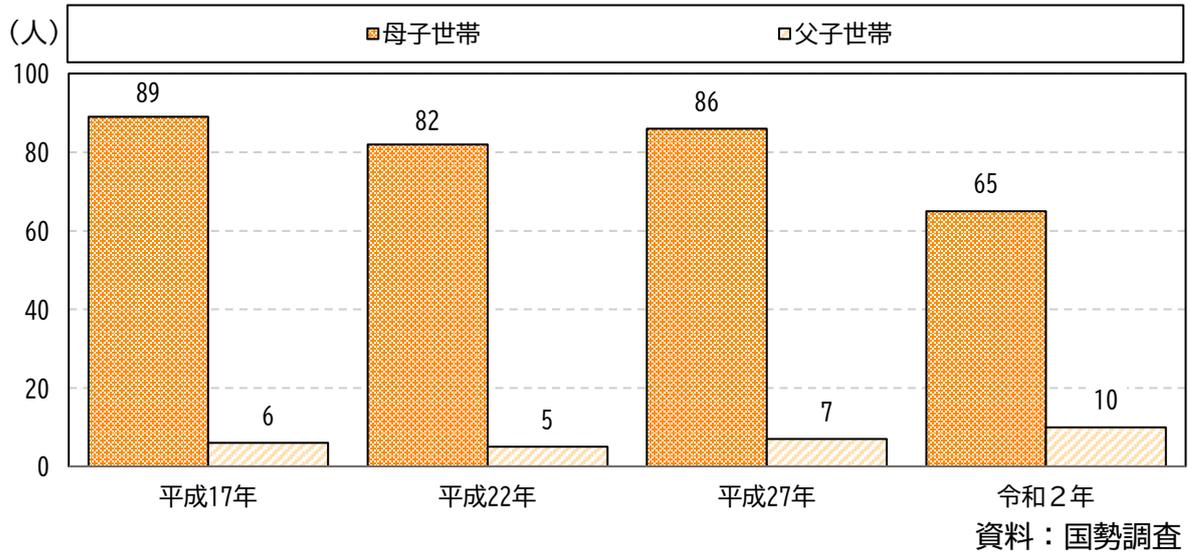
※平成30年の（新）は平成27年に改訂されたOECD（経済協力開発機構）の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたものとなり、平成30年以降は新基準の数値となっています。

## (2) ひとり親世帯数

本町の母子世帯は、減少傾向で推移しており、令和2年で65人となっています。

父子世帯は、多少の増減はあるものの、5人から10人で推移しており、母子世帯よりも少なくなっています。

ひとり親世帯数の推移



## (3) ひとり親世帯になった理由 (国)

「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親になった理由は「離婚」が母子・父子ともに最も多くの割合を占めており、令和3年度で母子が79.5%、父子が69.7%となっています。

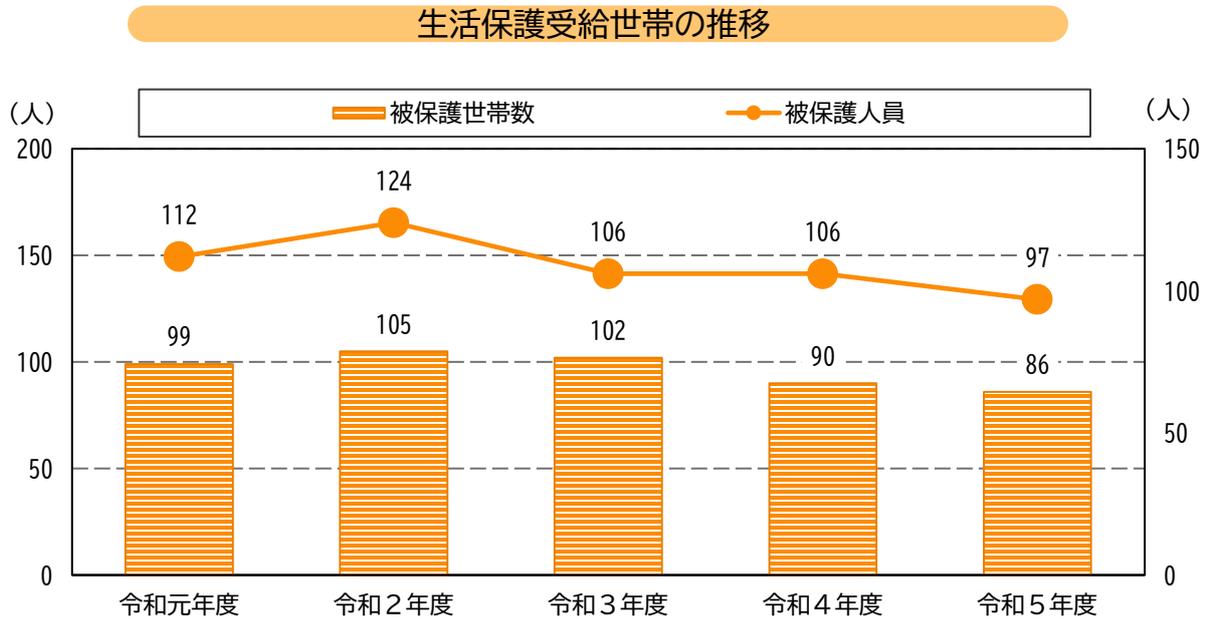
ひとり親世帯になった理由

	平成28年度		令和3年度	
	母子	父子	母子	父子
離婚	79.5%	75.6%	79.5%	69.7%
死別	8.0%	19.0%	5.3%	21.3%
未婚	8.7%	0.5%	10.8%	1.0%

資料：全国ひとり親世帯等調査

#### (4) 生活保護受給世帯

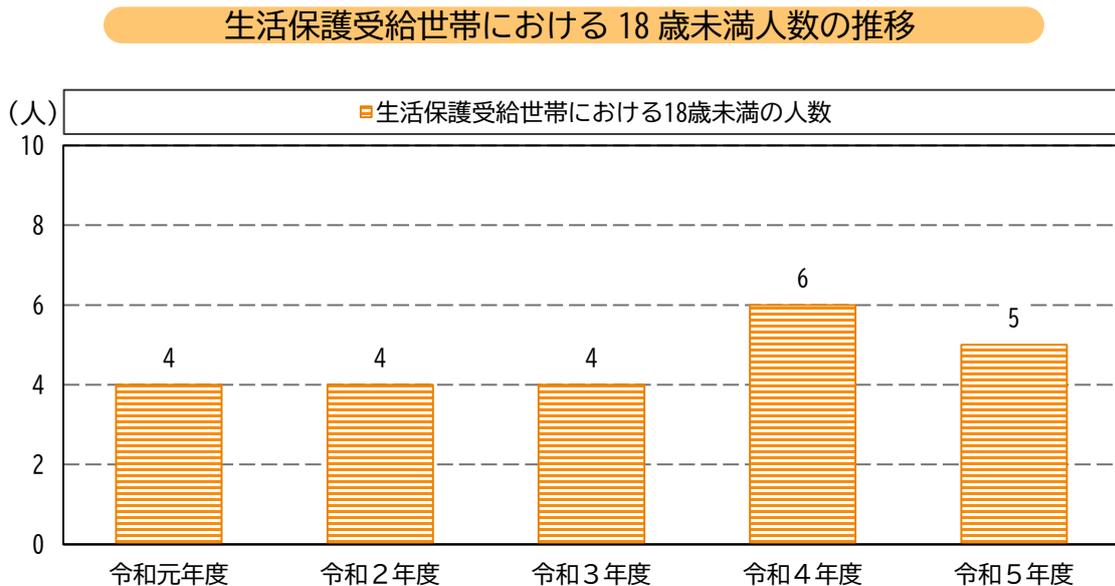
本町の生活保護受給世帯は、減少傾向で推移しており、令和5年度では被保護世帯数 86 世帯、被保護人員 97 人となっています。



資料：福祉課 各年度3月31日

#### (5) 生活保護受給世帯における18歳未満人数

本町の生活保護受給世帯における18歳未満の人数は、4人から6人で推移しており、令和5年度は5人となっております。

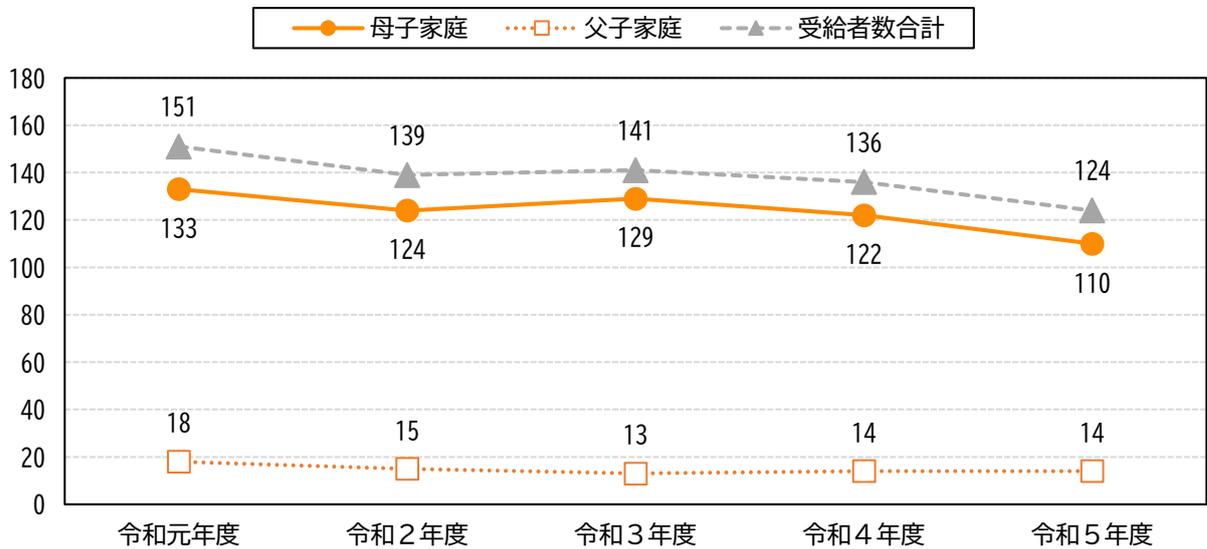


資料：福祉課 各年度3月31日

### (6) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数の合計は、減少傾向で推移しており、令和5年度で124人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

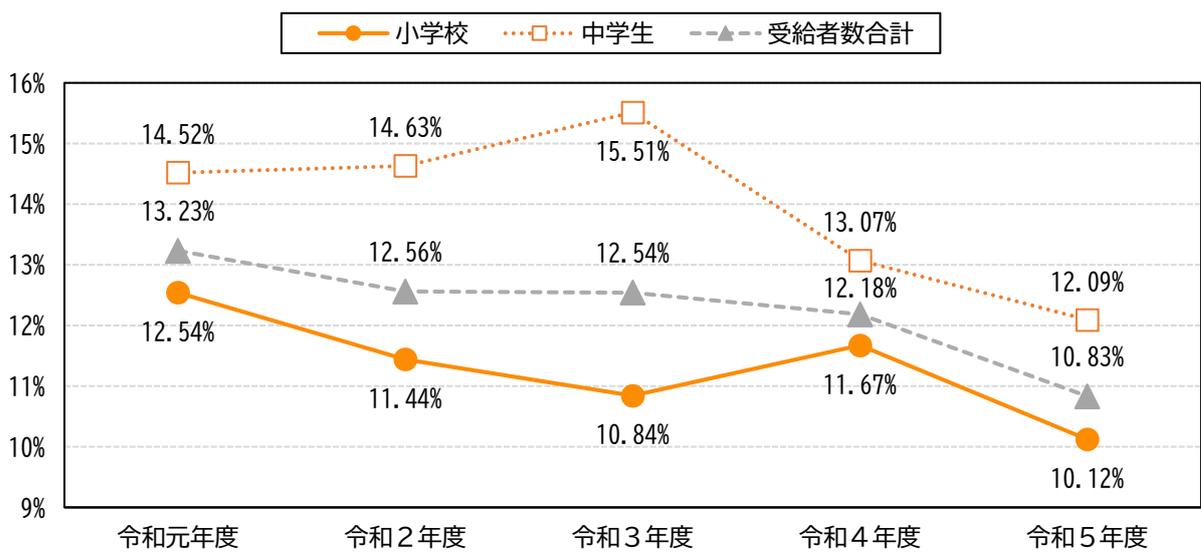


資料：こども課 各年度3月31日

### (7) 就学援助受給率（準要保護）

本町の就学援助率は、小学校、中学校ともに減少傾向で推移しており、小学生は12.09%、中学生は10.83%となっています。

就学援助受給率の推移



資料：学校教育課 各年度3月31日

## 9 子ども・子育て支援に関する調査結果の概要

### (1) 子ども・子育てニーズ調査の実施概要

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

#### ニーズ調査の実施概要

区 分	対象者	調査方法	実施時期
(1)就学前児童調査	本町在住の0～5歳児の保護者	保育所や小学校等を通じて配布・回収 (一部郵送)	令和6年1月
(2)小学校児童調査	本町在住の小学1～3年生の児童の保護者		

#### ニーズ調査の配布・回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)就学前児童調査	476件	404件	84.9%
(2)小学校児童調査	340件	297件	87.4%

## (2) 子ども・子育てニーズ調査結果

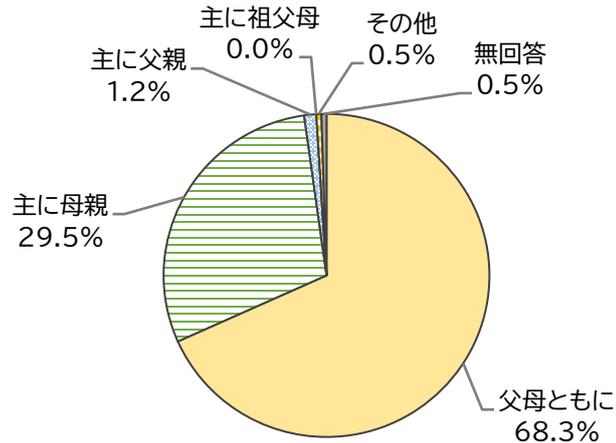
## ①子育てを主に行っている方

就学前児童の子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(68.3%)、「主に母親」(29.5%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

小学生の子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(68.0%)、「主に母親」(29.0%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

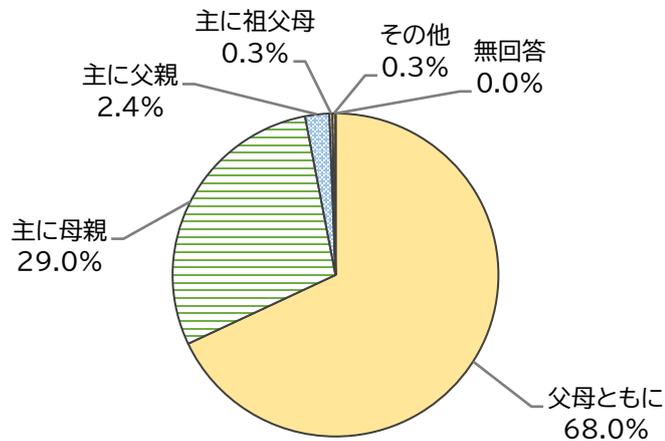
## ■子育てを主に行っている方（就学前）

【n=404】



## ■子育てを主に行っている方（小学生）

【n=297】



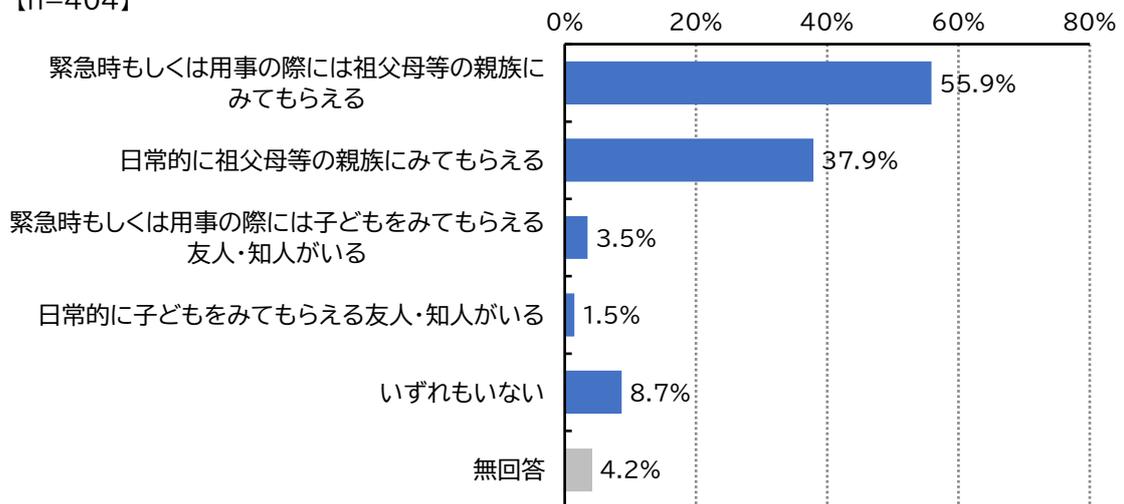
②子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、就学前児童の子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(37.9%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。また、「いずれもない」という回答は8.7%となっています。

日頃、小学生の子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(43.4%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。また、7.4%は「いずれもない」と回答しています。

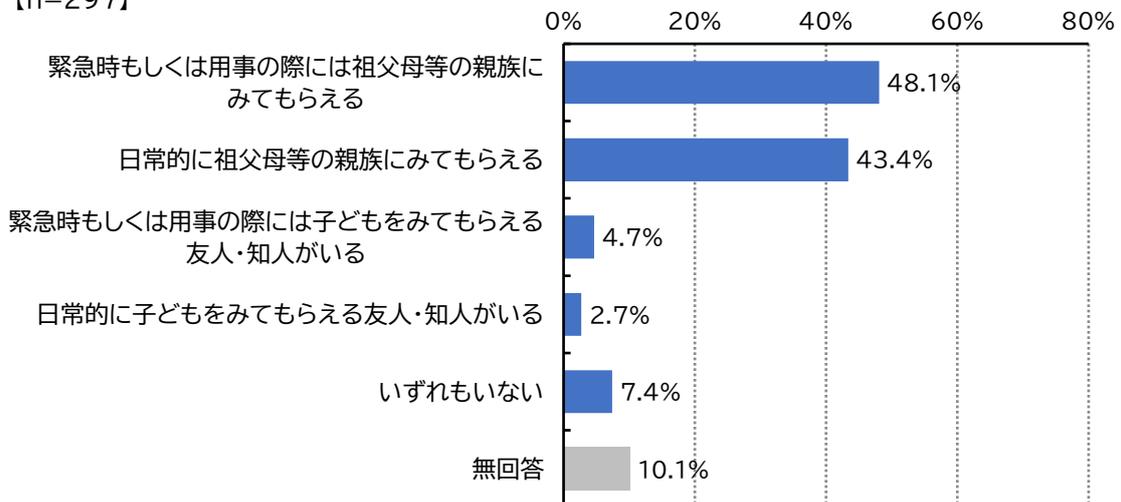
■子どもをみてもらえる親族・知人（就学前）

【n=404】



■子どもをみてもらえる親族・知人（小学生）

【n=297】



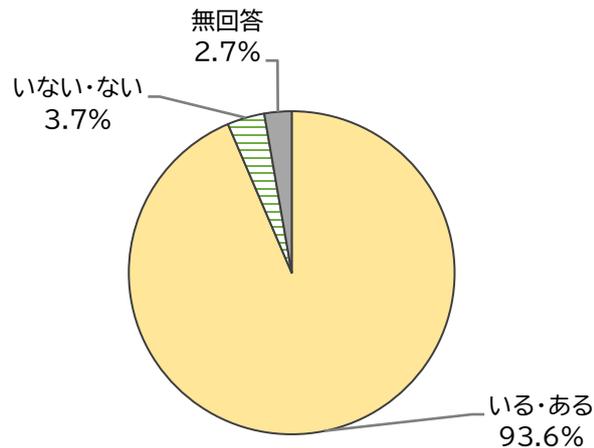
## ③相談者及び相談できる場所

就学前児童の子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、93.6%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も3.7%となっています。

小学生の子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、「いる・ある」が93.6%、「いない・ない」が3.7%となっています。

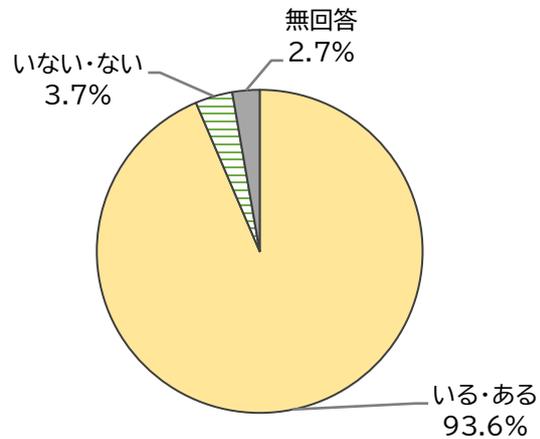
## ■相談者及び相談できる場所(就学前)

【n=404】



## ■相談者及び相談できる場所(小学生)

【n=297】



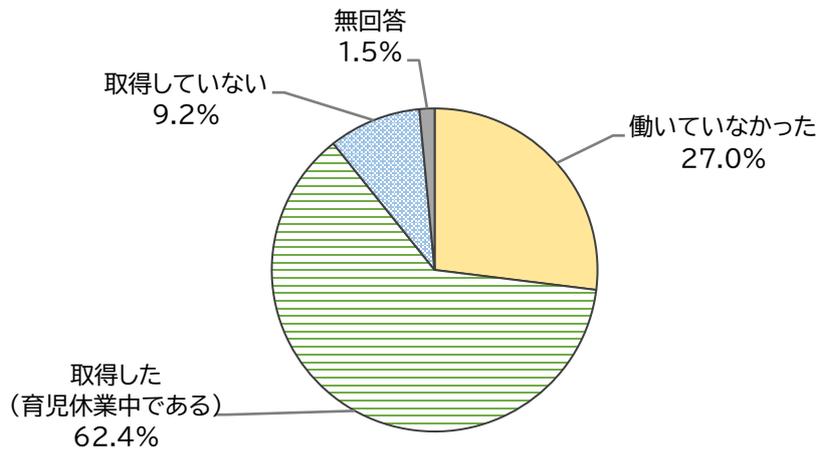
#### ④育児休業の取得状況

就学前児童の母親の育児休業の取得状況は、62.4%が「取得した（取得中である）」と回答しています。また、9.2%が「取得していない」と回答しています。

就学前児童の父親の育児休業の取得状況は、8.9%が「取得した（取得中である）」と回答しています。また、81.9%が「取得していない」と回答しています。

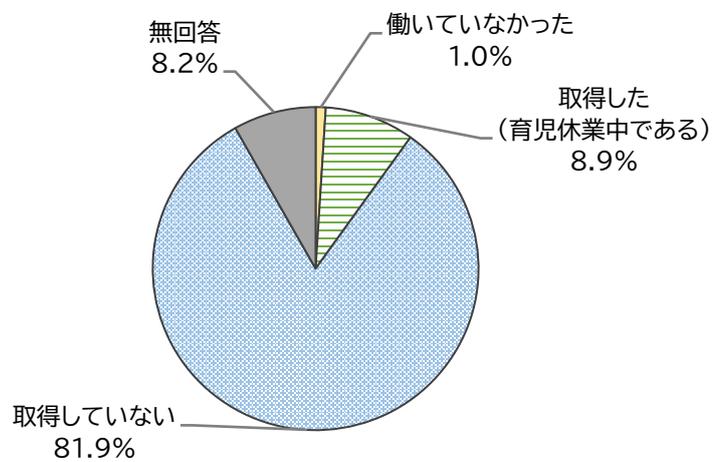
#### ■母親の育児休業の取得状況（就学前）

【n=404】



#### ■父親の育児休業の取得状況（就学前）

【n=404】



⑤育児休業を取得していない

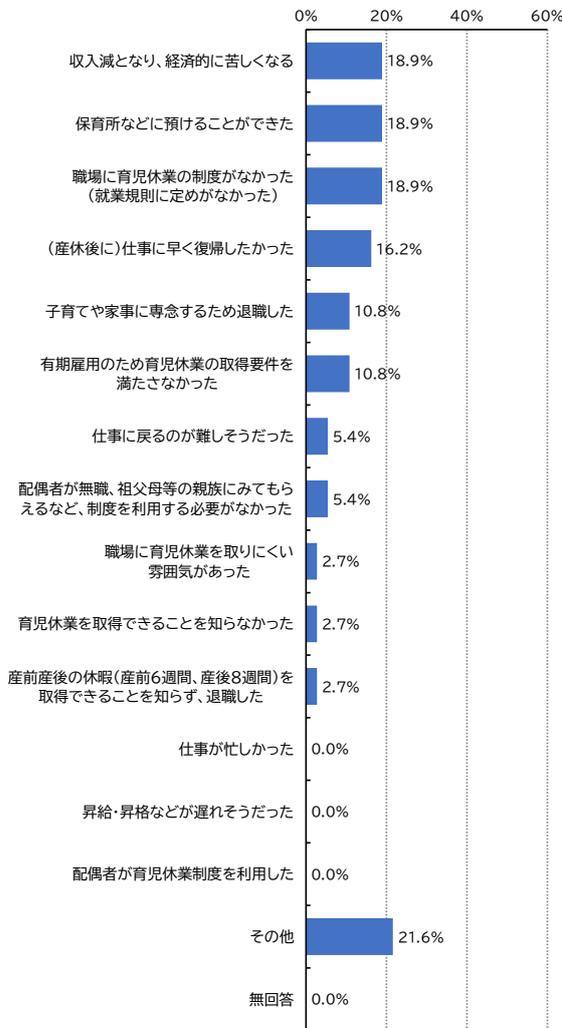
就学前児童の母親の育児休業を取得していない理由については、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「保育所などに預けることができた」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がそれぞれ18.9%と最も多く、次いで、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」（16.2%）と続いています。

就学前児童の父親の育児休業を取得していない理由については、「配偶者が育児休業制度を利用した」が39.3%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」（34.4%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（30.8%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（27.8%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（19.9%）と続いています。

■育児休業を取得していない主な理由（就学前）

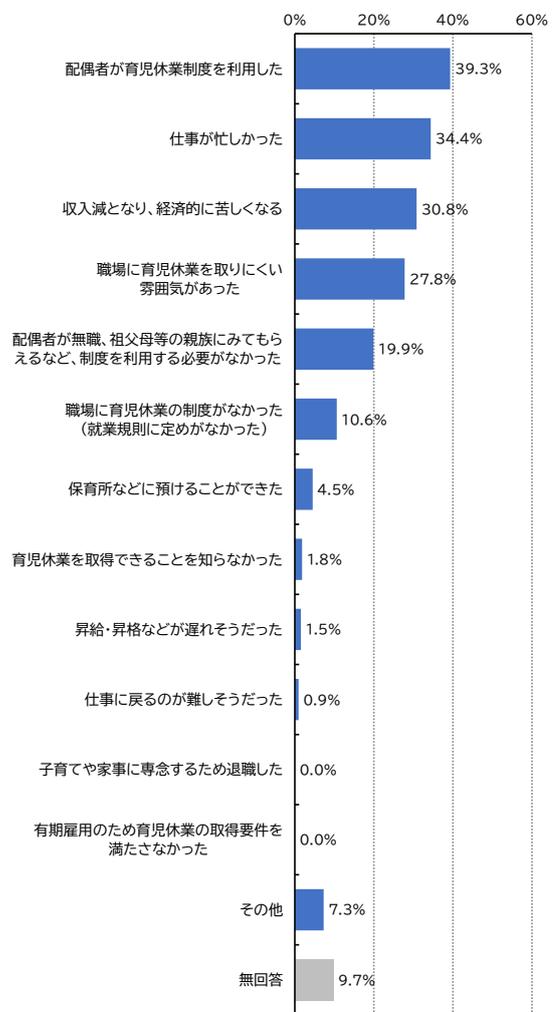
【母親】

[n=37]



【父親】

[n=331]



⑥子育てに関して、悩んでいること

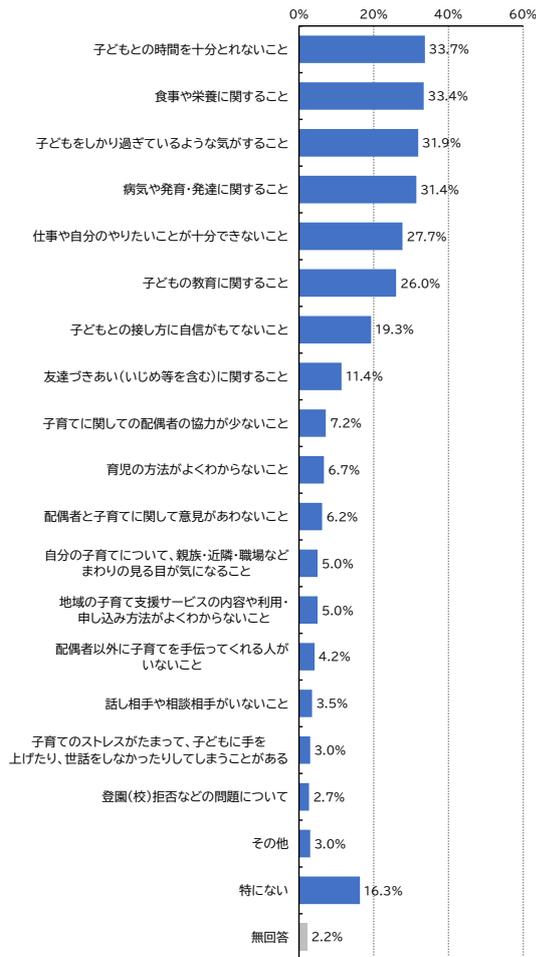
就学前児童の子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、「子どもとの時間を十分とれないこと」が33.7%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(33.4%)、「子どもをしかり過ぎているような気がすること」(31.9%)、「病気や発育・発達に関すること」(31.4%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(27.7%)と続いています。また、16.3%は「特にない」と回答しています。

小学生の子どもの子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、「子どもとの時間を十分とれないこと」が30.6%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(26.9%)、「子どもをしかり過ぎているような気がすること」(24.2%)、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」(ともに20.5%)と続いています。また、21.2%は「特にない」と回答しています。

■子育てに関して悩んでいること

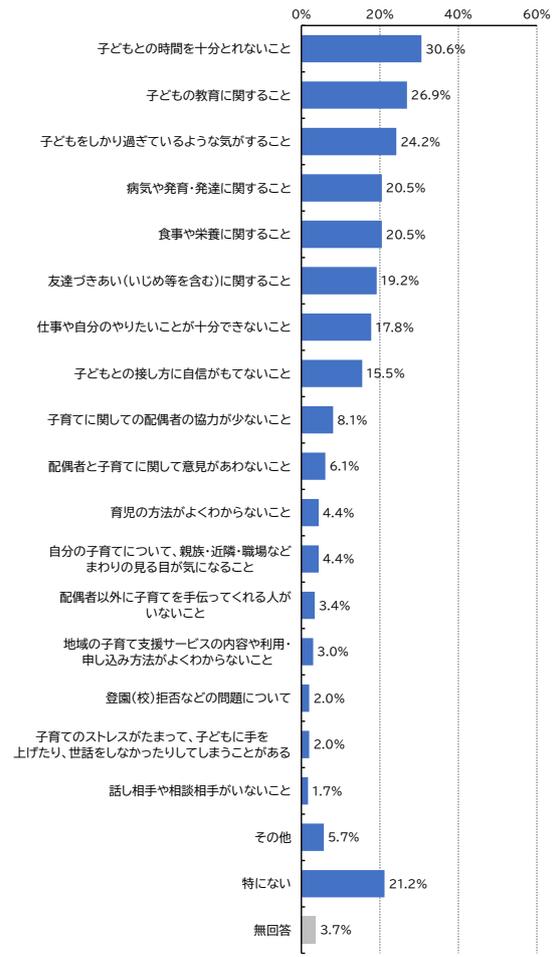
【就学前児童】

[n=404]



【小学生】

[n=297]

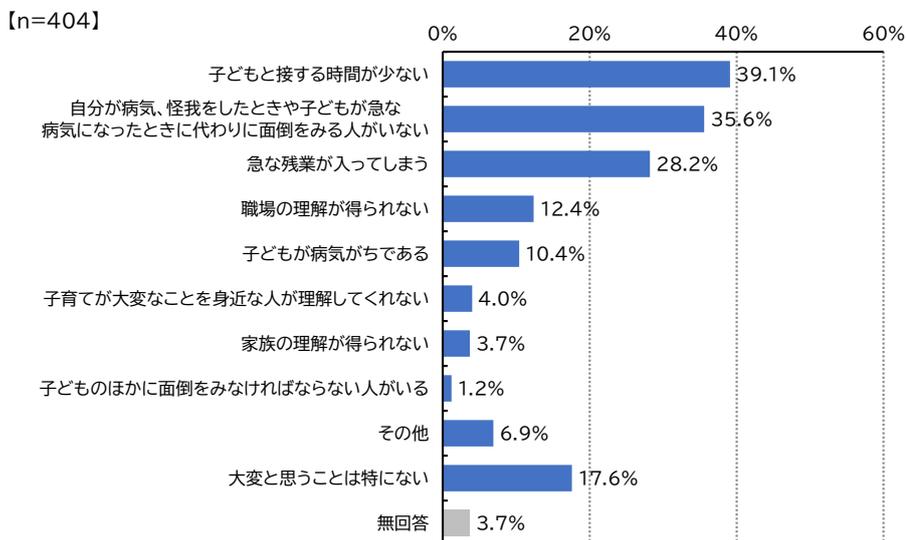


## ⑦仕事と子育ての両立について

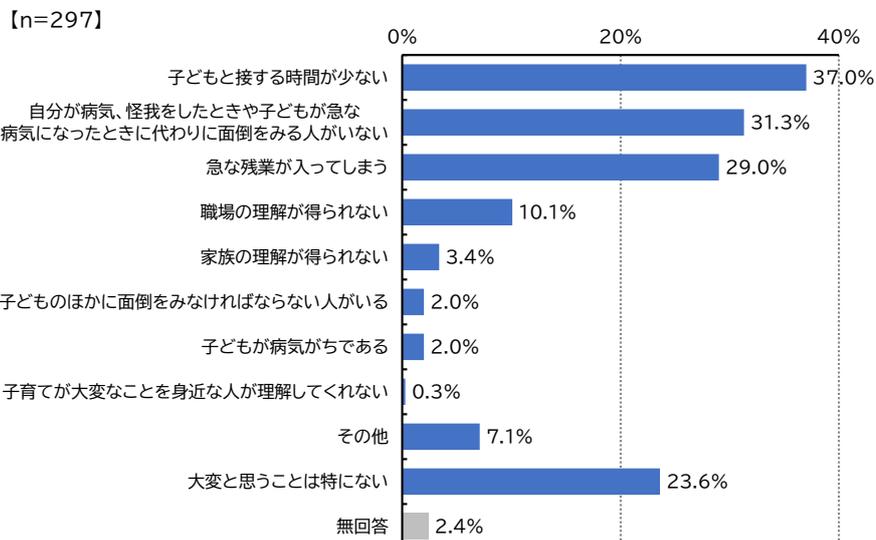
就学前児童の子どもを持つ親で、仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることは、「子どもと接する時間が少ない」が39.1%と最も多く、次いで「自分が病気、怪我をしたときや子どもが急な病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」(35.6%)、「急な残業が入ってしまう」(28.2%)、「職場の理解が得られない」(12.4%)と続いています。

小学生の子どもを持つ親で、仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることは、「子どもと接する時間が少ない」が37.0%と最も多く、次いで「自分が病気、怪我をしたときや子どもが急な病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」(31.3%)、「急な残業が入ってしまう」(29.0%)、「職場の理解が得られない」(10.1%)と続いています。

## ■仕事と子育ての両立について（就学前）



## ■仕事と子育ての両立について（小学生）



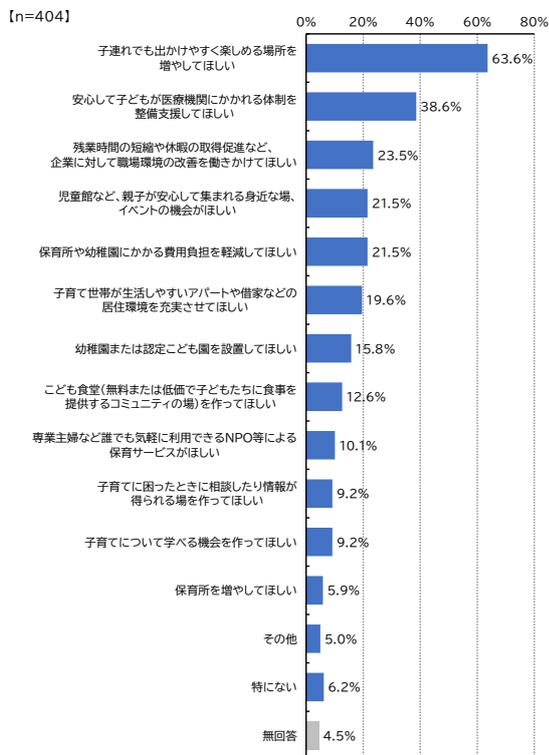
⑧町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいか

就学前児童の子どもを持つ親で、町に対して、充実を図って欲しい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.6%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備支援してほしい」(38.6%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」(23.5%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(ともに21.5%)と続いています。

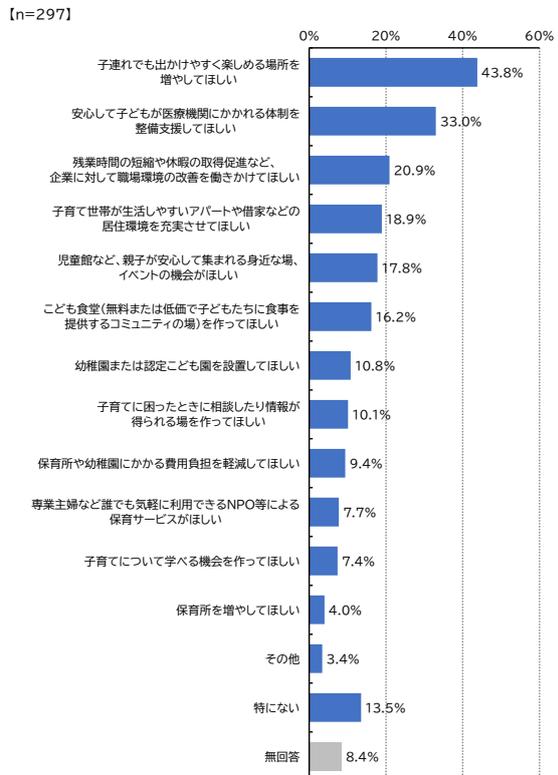
小学生の子どもを持つ親で、町に対して、充実を図って欲しい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が43.8%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備支援してほしい」(33.0%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」(20.9%)、「子育て世帯が生活しやすいアパートや借家などの居住環境を充実させてほしい」(18.9%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」(17.8%)と続いています。

■町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいか

【就学前児童】



【小学生】



## 10 こどもの貧困に関する調査結果の概要

### (1) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査の実施概要

こどもの生活実態や保護者の状況を理解し、こどもの貧困状況を把握するために、アンケート調査を実施しました。

#### こどもの生活に関する調査の実施概要

区 分	対象者	調査方法	実施時期
(1)小学5年生児童調査	本町在住の小学5年生の児童	小中学校等を通じて配布・回収 (一部郵送)	令和6年6月
(2)小学5年生保護者調査	本町在住の小学5年生の児童の保護者		
(3)中学2年生生徒調査	本町在住の中学2年生の生徒		
(4)中学2年生保護者調査	本町在住の中学2年生の生徒の保護者		

#### こどもの生活に関する調査の配布・回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)小学5年生児童調査	100件	98件	98.0%
(2)小学5年生保護者調査	100件	96件	96.0%
(3)中学2年生生徒調査	110件	108件	98.2%
(4)中学2年生保護者調査	111件	111件	100.0%

(2) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（児童・生徒）

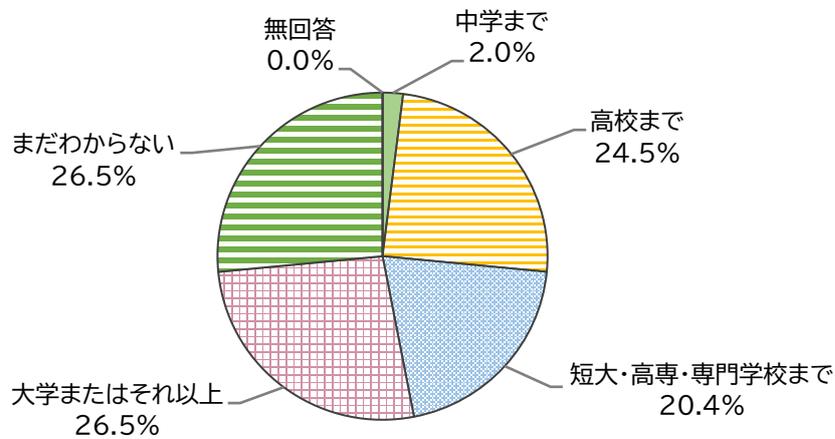
①将来、どの段階まで進学したいか

小学5年生に将来、どの段階まで進学したいか尋ねると、「大学またはそれ以上」が26.5%と最も多く、次いで「まだわからない」(26.5%)、「高校まで」(24.5%)、「短大・高専・専門学校まで」(20.4%)、「中学まで」(2.0%)となっています。

中学2年生に将来、どの段階まで進学したいか尋ねると、「大学またはそれ以上」が31.5%と最も多く、次いで「まだわからない」(26.9%)、「高校まで」(22.2%)、「短大・高専・専門学校まで」(19.4%)、「中学まで」となっています。

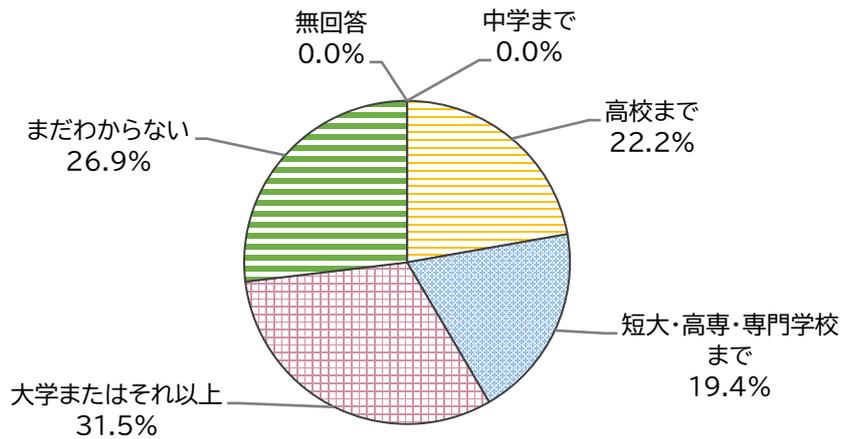
■将来どの段階まで進学したいか（小学5年生）

【n=98】



■将来どの段階まで進学したいか（中学2年生）

【n=108】

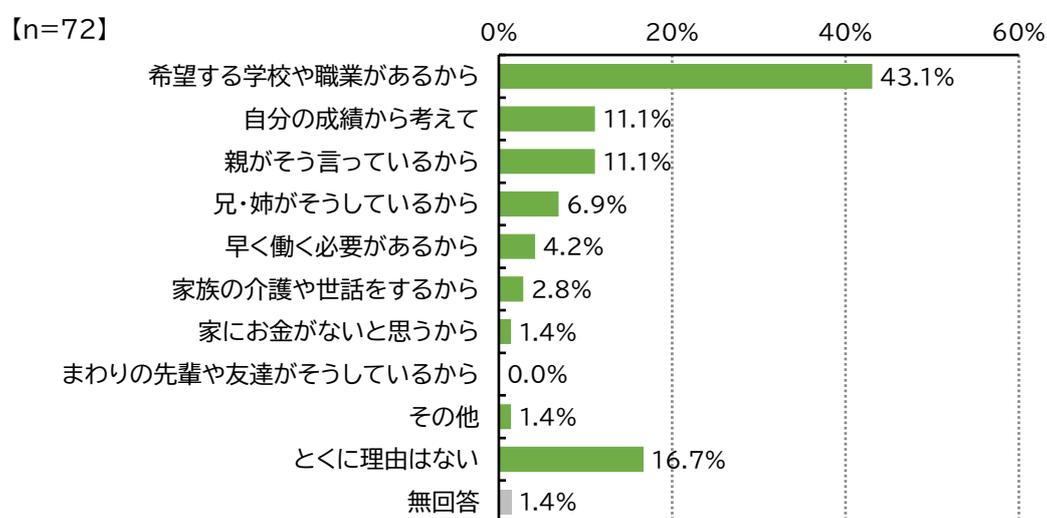


## ②選択した段階まで進学したいと考えている理由

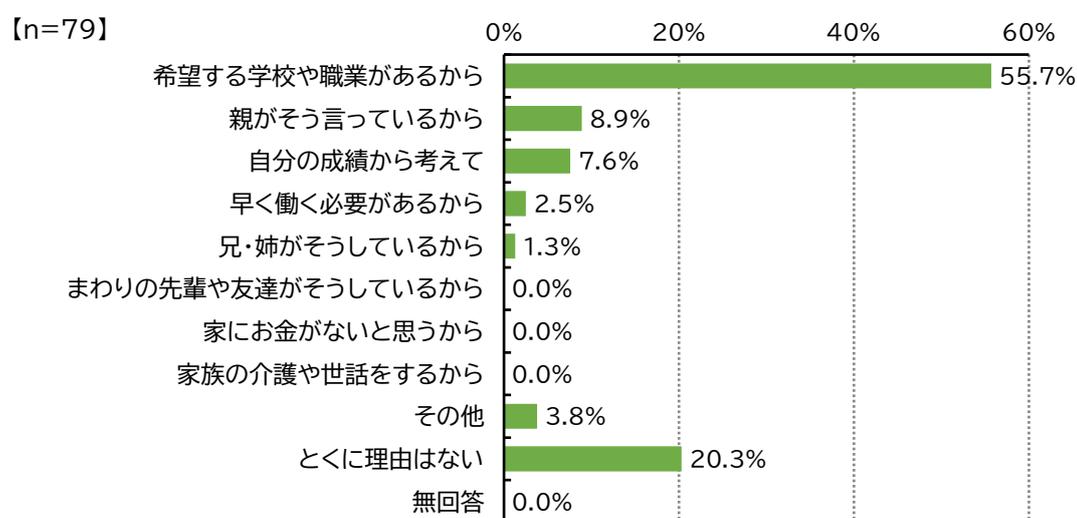
小学5年生に選択した段階まで進学したい理由を尋ねると、「希望する学校や職業があるから」が43.1%と最も多く、次いで「とくに理由はない」(16.7%)、「自分の成績から考えて」(11.1%)、「親がそう言っているから」(11.1%)、「兄・姉がそうしているから」(6.9%)と続いています。

中学2年生に選択した段階まで進学したい理由を尋ねると、「希望する学校や職業があるから」が55.7%と最も多く、次いで「とくに理由はない」(20.3%)、「親がそう言っているから」(8.9%)、「自分の成績から考えて」(7.6%)と続いています。

## ■選択した段階まで進学したいと考えている理由（小学5年生）



## ■選択した段階まで進学したいと考えている理由（中学2年生）



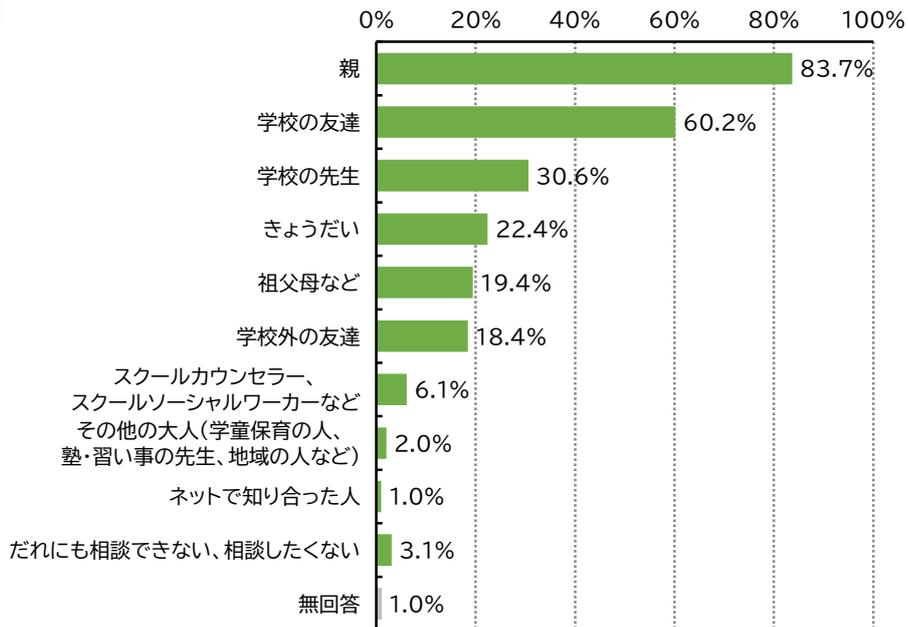
### ③困っていることや悩みを相談できる人

小学5年生に困っていることや悩みを相談できる人を尋ねると、「親」が83.7%と最も多く、次いで「学校の友達」(60.2%)、「学校の先生」(30.6%)、「きょうだい」(22.4%)、「祖父母など」(19.4%)と続いています。

中学2年生に困っていることや悩みを相談できる人を尋ねると、「学校の友達」が73.1%と最も多く、次いで「親」(71.3%)、「学校の先生」(43.5%)、「きょうだい」(28.7%)、「祖父母など」(23.1%)と続いています。

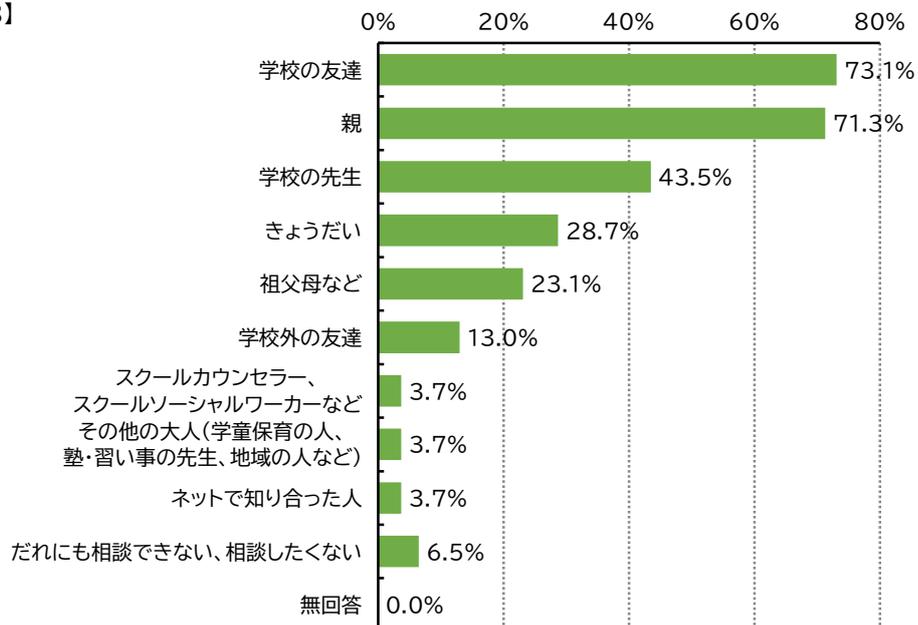
#### ■困っていることや悩みを相談できる人（小学5年生）

【n=98】



#### ■困っている人や悩みを相談できる人（中学2年生）

【n=108】

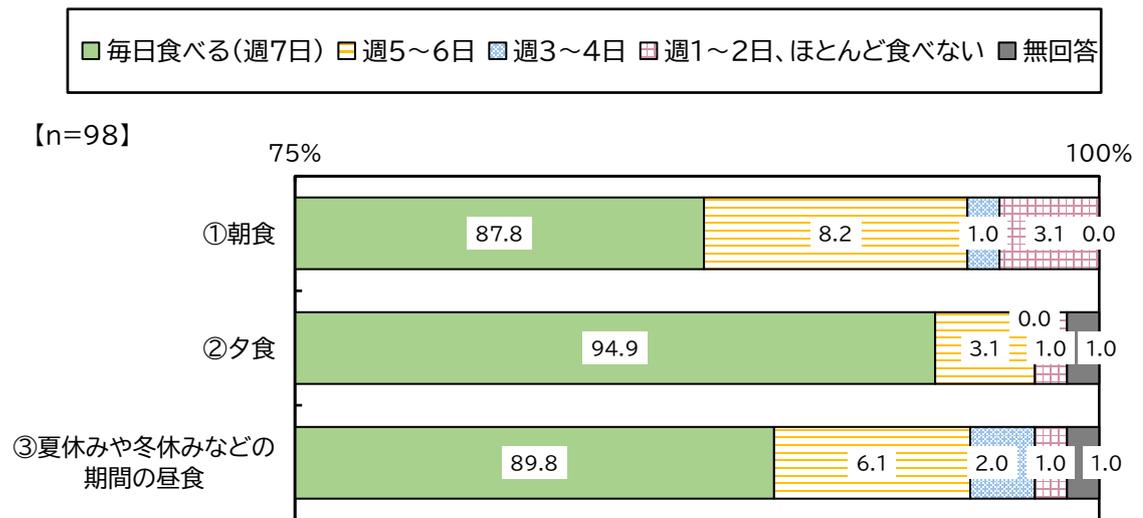


④週にどのくらい食事をしているか

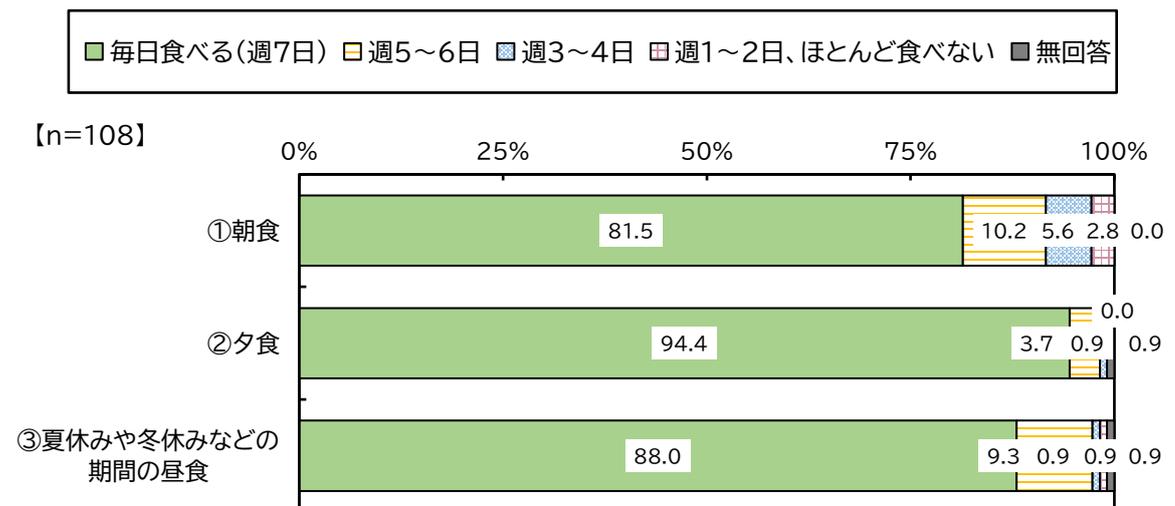
小学5年生に週にどのくらい食事をしているか尋ねると、「毎日食べる」の割合が最も多いのは「夕食」の94.9%、次いで「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」(89.8%)、「朝食」(87.8%)となっています。

中学2年生に週にどのくらい食事をしているか尋ねると、「毎日食べる」の割合が最も多いのは「夕食」の94.4%、次いで「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」(88.0%)、「朝食」(81.5%)となっています。

■週にどのくらい食事をしているか (小学5年生)



■週にどのくらい食事をしているか (中学2年生)



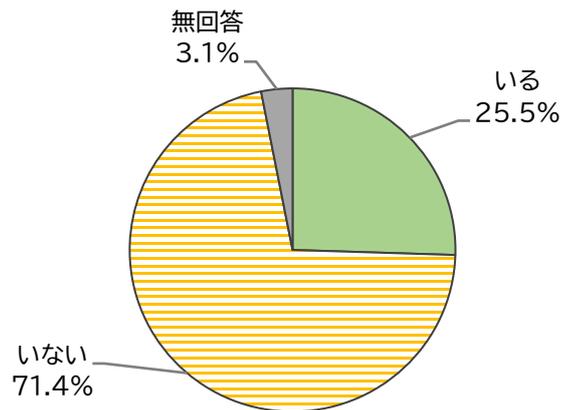
⑤家族の中にあなたがお世話をしている人がいるか

小学5年生に家族の中にお世話をしている人がいるか尋ねると、「いる」が25.5%、「いない」が71.4%となっています。

中学2年生に家族の中にお世話をしている人がいるか尋ねると、「いる」が14.8%、「いない」が82.4%となっています。

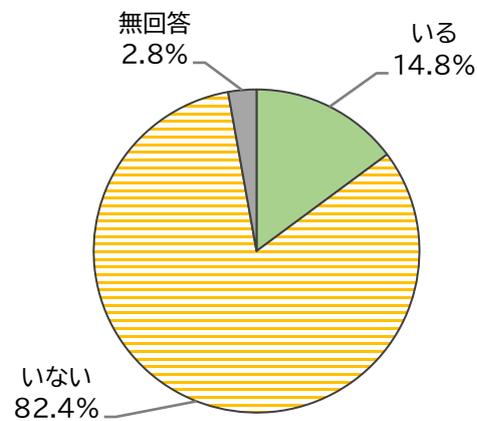
■家族の中にあなたがお世話をしている人がいるか（小学5年生）

【n=98】



■家族の中にあなたがお世話をしている人がいるか（中学2年生）

【n=108】

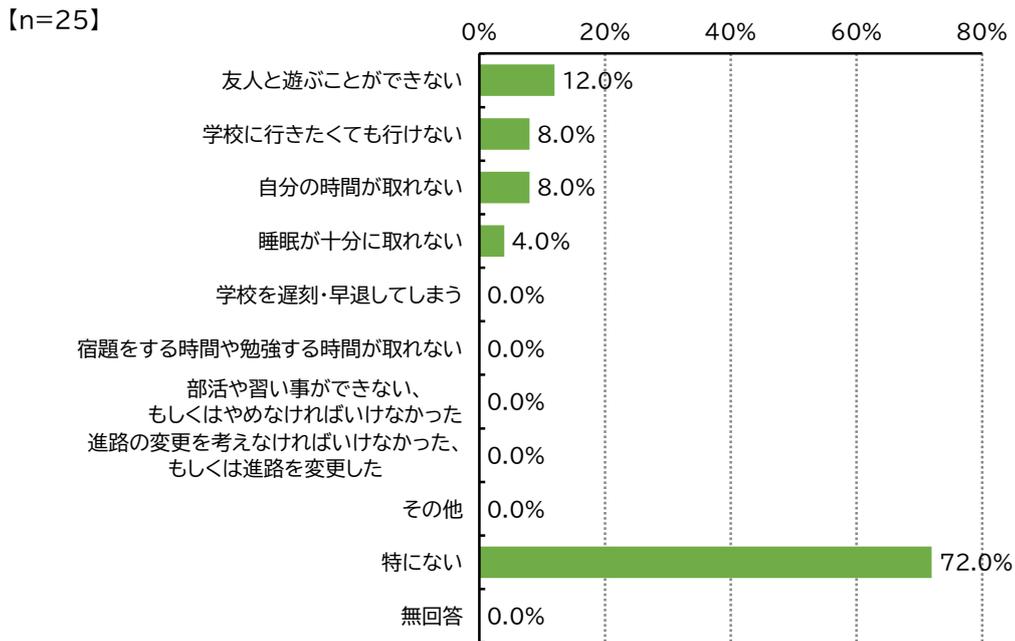


⑥そのお世話によって、やりたいけど、できていないことがあるか

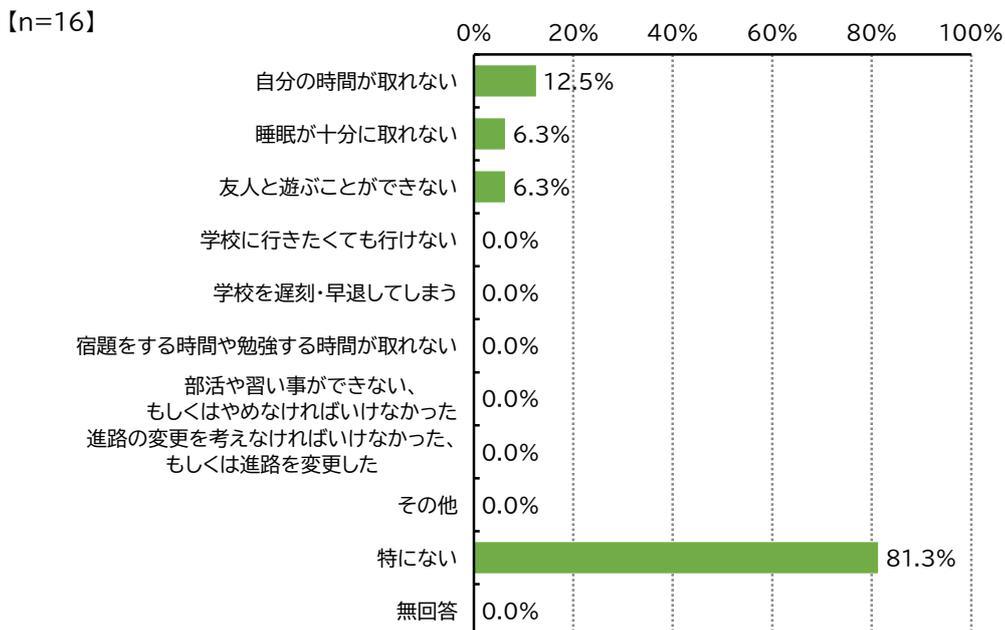
小学5年生にお世話によって、やりたいけど、できていないことがあるか尋ねると、「友人と遊ぶことができない」が12.0%と最も多く、次いで、「学校に行きたくても行けない」、「自分の時間が取れない」（ともに8.0%）と続いています。

中学2年生にお世話によって、やりたいけど、できていないことがあるか尋ねると、「自分の時間が取れない」が12.0%と最も多く、次いで、「友人と遊ぶことができない」、「睡眠が十分に摂れない」（ともに6.3%）と続いています。

■そのお世話によって、やりたいけど、できていないことがあるか（小学5年生）



■そのお世話によって、やりたいけど、できていないことがあるか（中学2年生）



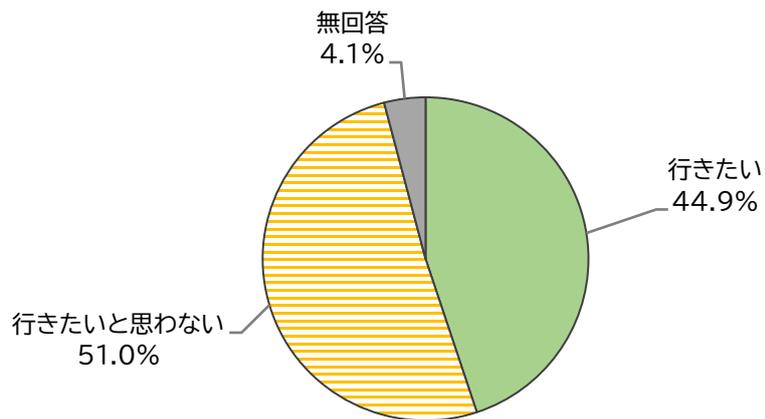
⑦ 「こども食堂」を利用したいと思うか

小学5年生に「こども食堂」を利用したいか尋ねると、「行きたい」が44.9%、「行きたいと思わない」が51.0%となっています。

中学2年生に「こども食堂」を利用したいか尋ねると、「行きたい」が34.3%、「行きたいと思わない」が64.8%となっています。

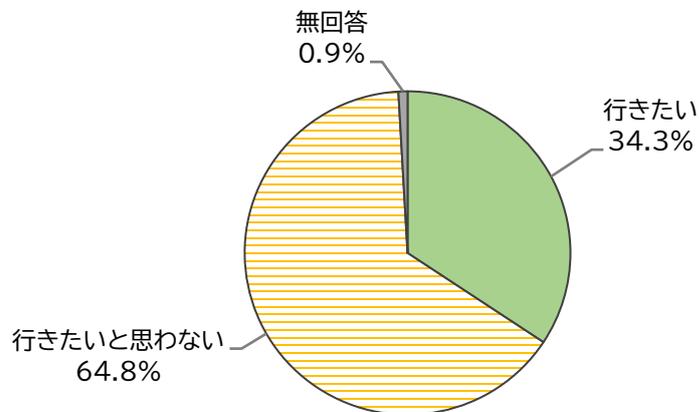
■ 「こども食堂」を利用したいか（小学5年生）

【n=98】



■ 「こども食堂」を利用したいか（中学2年生）

【n=108】



### (3) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（保護者）

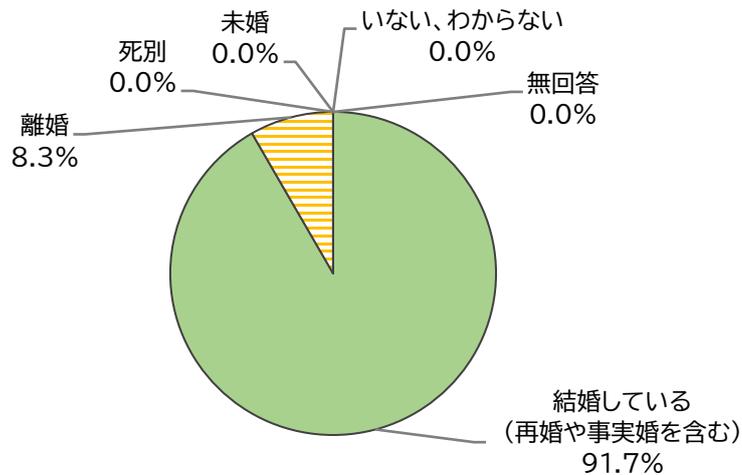
#### ①子どもと同居していて、生計を同一にしている親の婚姻状況

小学5年生の保護者に子どもと同居していて、生計を同一にしている親の婚姻状況を尋ねると、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が91.7%と最も多く、次いで「離婚」（8.3%）となっています。

中学2年生の保護者に子どもと同居していて、生計を同一にしている親の婚姻状況を尋ねると、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が85.6%と最も多く、次いで「離婚」（11.7%）、「いない、わからない」（1.8%）となっています。

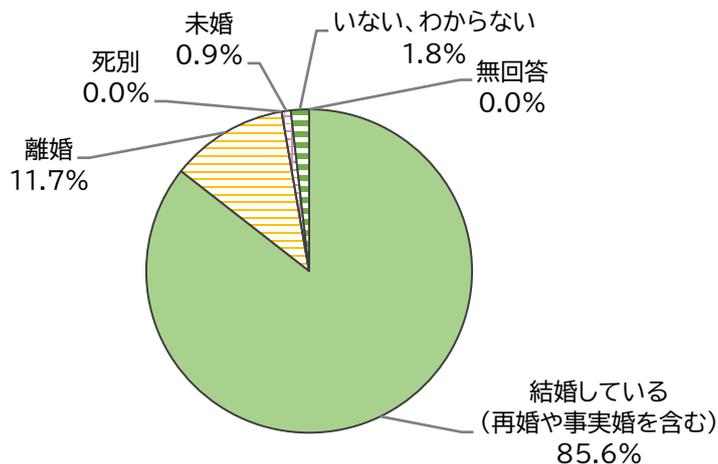
#### ■子どもと同居していて、生計を同一にしている親の婚姻状況（小5保護者）

【n=96】



#### ■子どもと同居していて、生計を同一にしている親の婚姻状況（中2保護者）

【n=111】



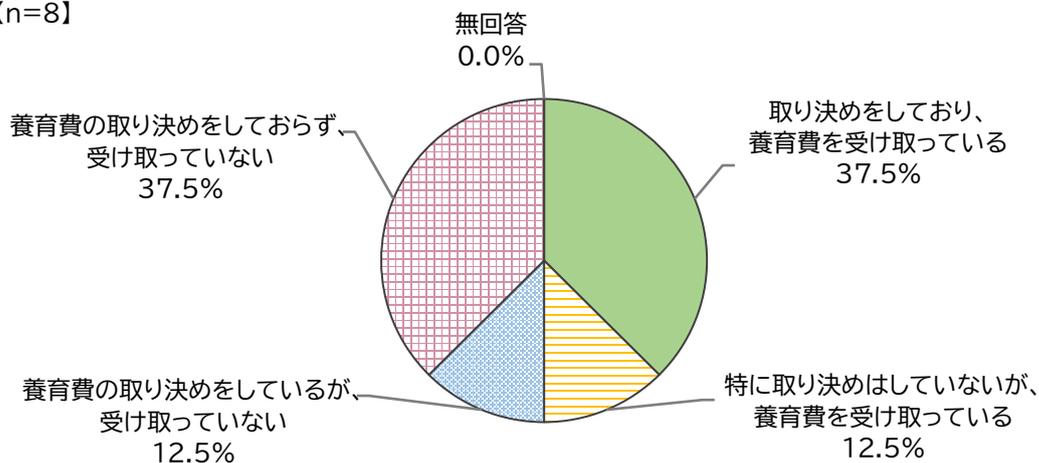
②離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているか

離婚している小学5年生の保護者に、離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているか尋ねると、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」がともに37.5%と最も多く、次いで「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」（ともに12.5%）となっています。

離婚している中学2年生の保護者に、離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているか尋ねると、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が38.5%と最も多く、次いで「取り決めをしており、養育費を受け取っている」（23.1%）、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」（15.4%）、「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」（7.7%）となっています。

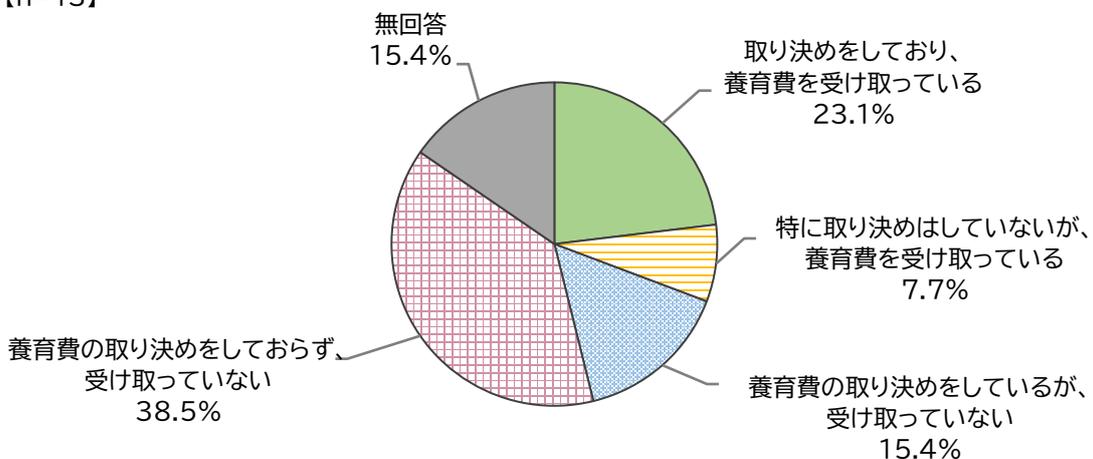
■離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているか（小5保護者）

【n=8】



■離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしているか（中2保護者）

【n=13】



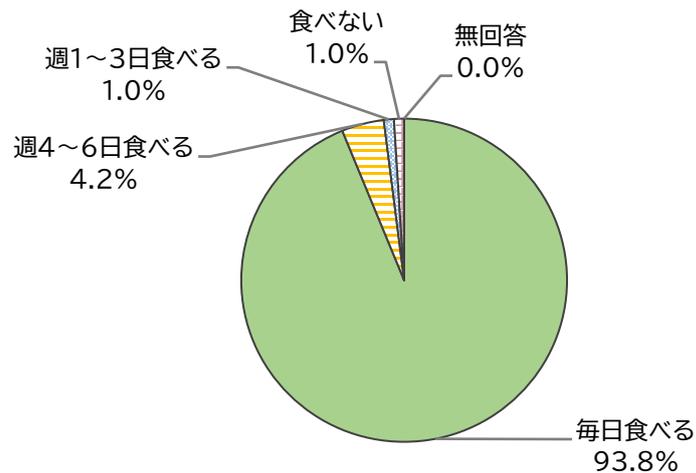
## ③子どもの朝食の状況について

小学5年生の保護者に、子どもの朝食の状況について尋ねると、「毎日食べる」が93.8%と最も多く、次いで「週4～6日食べる」(4.2%)、「週1～3日食べる」、「食べない」(ともに1.0%)となっています。

中学2年生の保護者に、子どもの朝食の状況について尋ねると、「毎日食べる」が90.1%と最も多く、次いで「週4～6日食べる」(6.3%)、「週1～3日食べる」(1.8%)、「食べない」(0.9%)となっています。

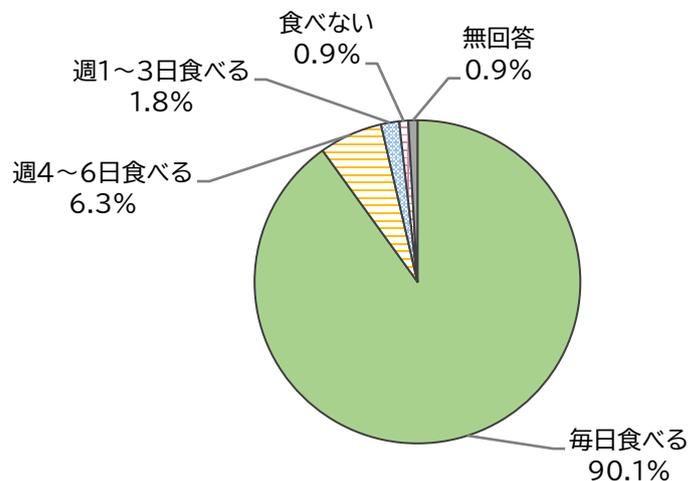
## ■子どもの朝食の状況について（小5保護者）

【n=96】



## ■子どもの朝食の状況について（中2保護者）

【n=111】



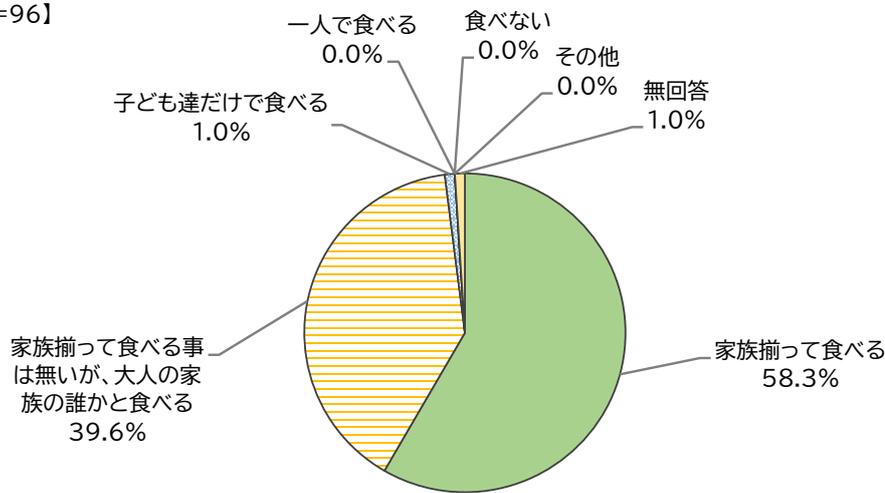
④子どもの夕食の状況について

小学5年生の保護者に、子どもの夕食の状況について尋ねると、「家族揃って食べる」が58.3%と最も多く、次いで「家族揃って食べる事は無いが、大人の家族の誰かと食べる」(39.6%)、「子ども達だけで食べる」(1.0%)となっています。

中学2年生の保護者に、子どもの夕食の状況について尋ねると、「家族揃って食べる」が47.7%と最も多く、次いで「家族揃って食べる事は無いが、大人の家族の誰かと食べる」(35.1%)、「一人で食べる」(5.4%)、「子ども達だけで食べる」(4.5%)となっています。

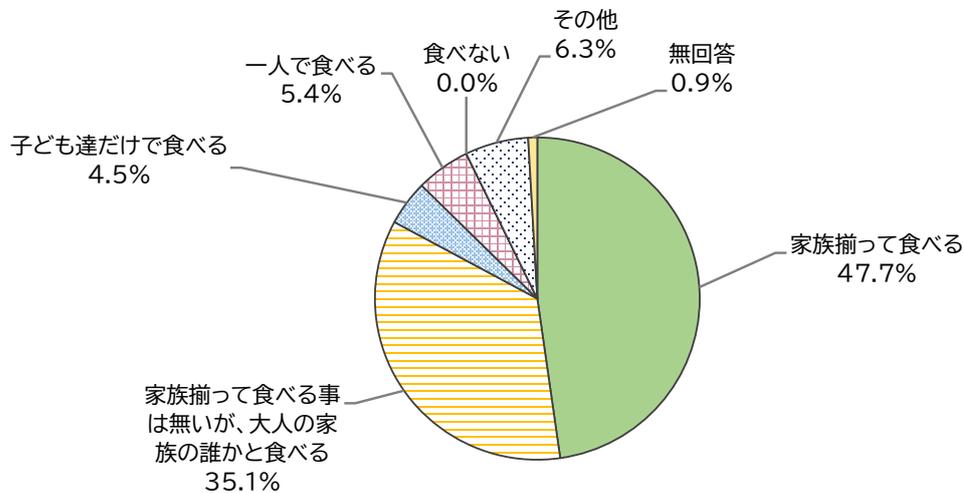
■子どもの夕食の状況について（小5保護者）

【n=96】



■子どもの夕食の状況について（中2保護者）

【n=111】



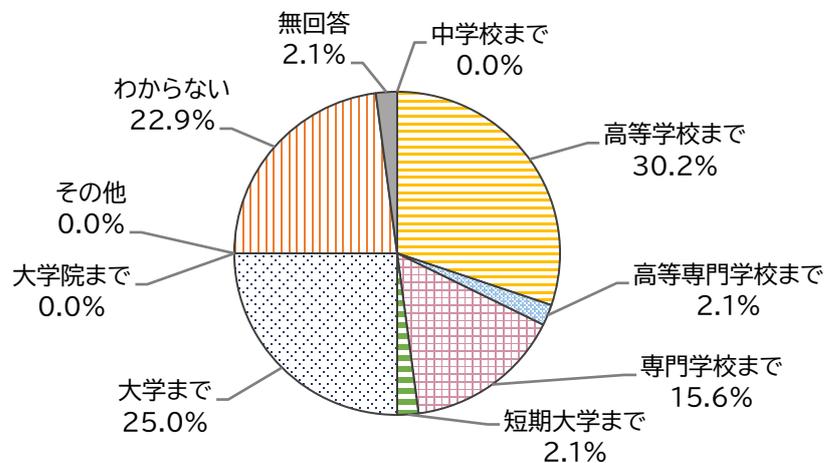
## ⑤子どもが現実的にどの段階まで進学すると考えているか

小学5年生の保護者に、子どもが現実的にどの段階まで進学すると考えているか尋ねると、「高等学校まで」が30.2%と最も多く、次いで「大学まで」(25.0%)、「わからない」(22.9%)、「専門学校まで」(18.0%)、「高等専門学校まで」(2.1%)と続いています。

中学2年生の保護者に、子どもが現実的にどの段階まで進学すると考えているか尋ねると、「高等学校まで」、「大学まで」がともに29.7%と最も多く、次いで「専門学校まで」(15.6%)、「わからない」(14.4%)、「高等専門学校まで」(3.6%)と続いています。

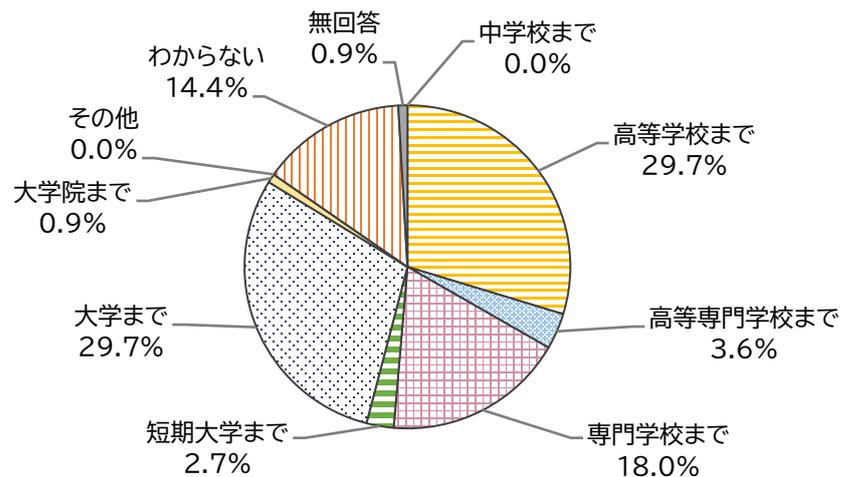
## ■子どもが現実的にどの段階まで進学すると考えているか（小5保護者）

【n=96】



## ■子どもが現実的にどの段階まで進学すると考えているか（中2保護者）

【n=111】



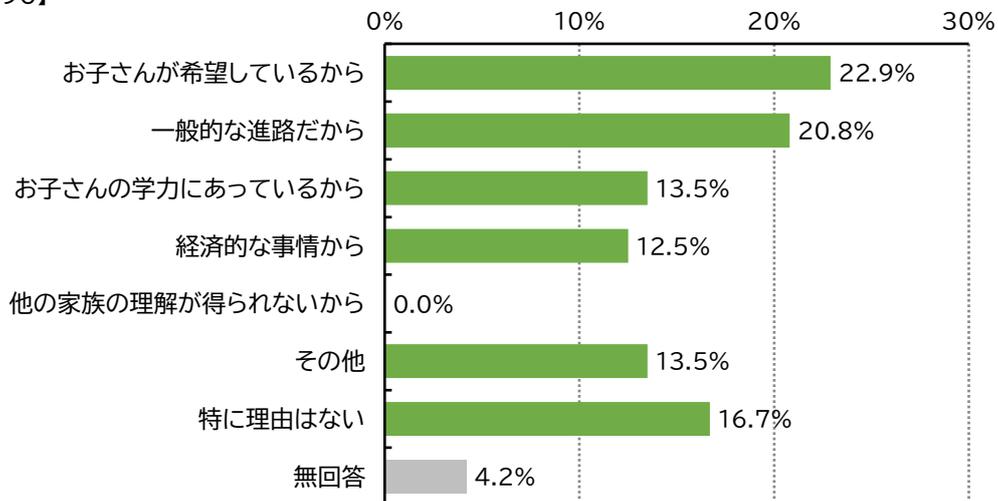
⑥ 選択した段階まで進学すると考える理由

小学5年生の保護者に、選択した段階まで進学すると考えている理由を尋ねると、「お子さんが希望しているから」が22.9%と最も多く、次いで「一般的な進路だから」(20.8%)、「特に理由はない」(16.7%)、「お子さんの学力にあっているから」(13.5%)と続いています。

中学2年生の保護者に、選択した段階まで進学すると考えている理由を尋ねると、「お子さんが希望しているから」が36.9%と最も多く、次いで「お子さんの学力にあっているから」(26.1%)、「一般的な進路だから」(20.7%)、「特に理由はない」(17.1%)、と続いています。

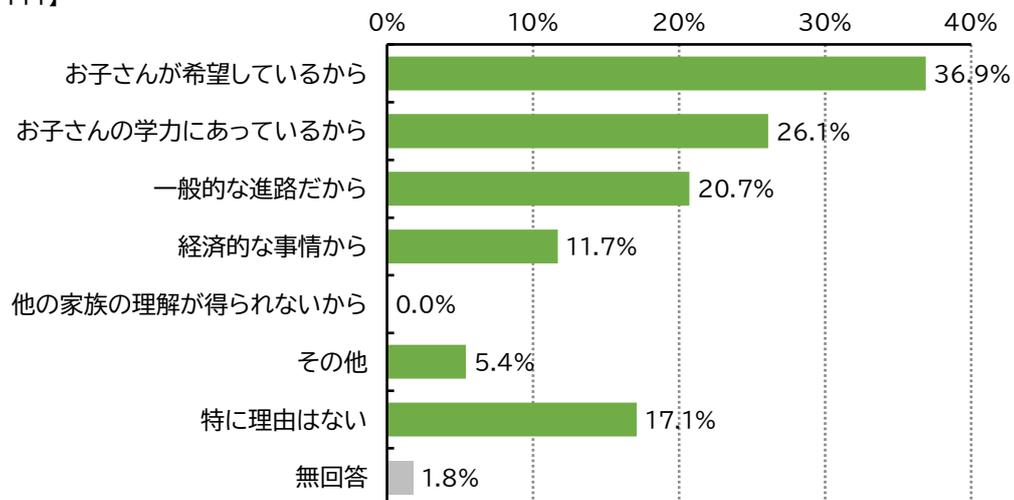
■ 選択した段階まで進学すると考える理由（小5保護者）

【n=96】



■ 選択した段階まで進学すると考える理由（中2保護者）

【n=111】

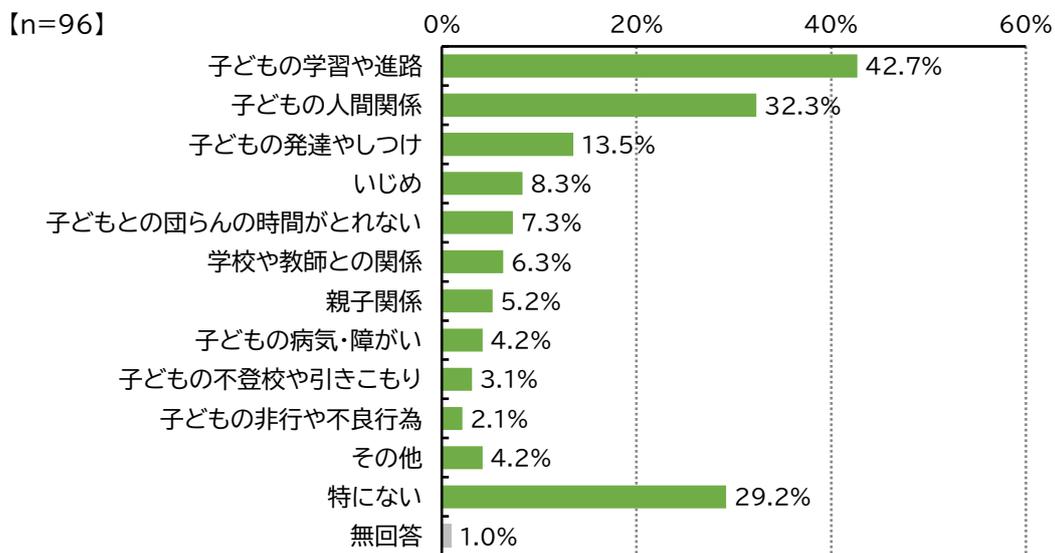


## ⑦子どもの教育に関して心配なこと

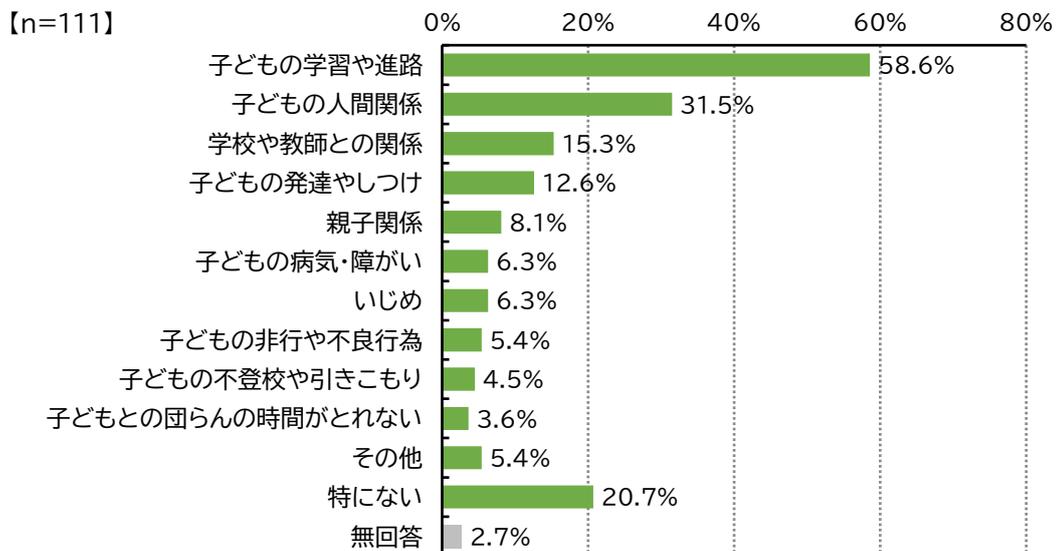
小学5年生の保護者に子どもの教育に関して心配なことを尋ねると、「子どもの学習や進路」が42.7%と最も多く、次いで「子どもの人間関係」(32.3%)、「特にない」(29.2%)、「子どもの発達やしつけ」(13.5%)、「いじめ」(8.3%)と続いています。

中学2年生の保護者に子どもの教育に関して心配なことを尋ねると、「子どもの学習や進路」が58.6%と最も多く、次いで「子どもの人間関係」(31.5%)、「特にない」(20.7%)、「学校や教師との関係」(15.3%)、「子どもの発達やしつけ」(12.6%)と続いています。

## ■子どもの教育に関して心配なこと（小5保護者）



## ■子どもの教育に関して心配なこと（中2保護者）



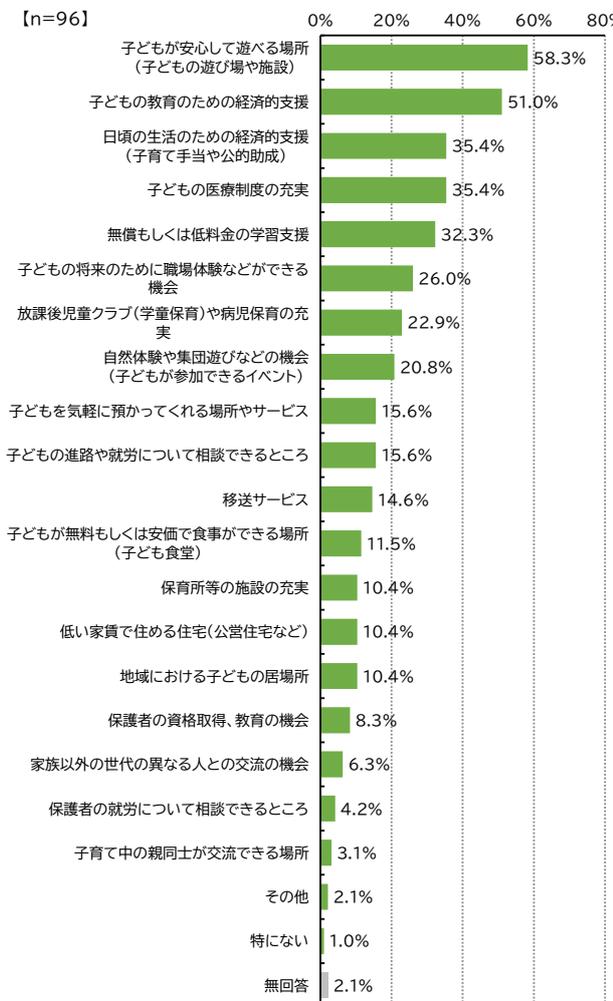
⑧現在、必要としている支援について

小学5年生の保護者に、現在、必要としている支援について尋ねると、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が58.3%と最も多く、次いで「子どもの教育のための経済的支援」（51.0%）、「日頃の生活のための経済的支援（子育て手当や公的助成）」（35.4%）、「子どもの医療制度の充実」（35.4%）、「無償もしくは低料金の学習支援」（32.3%）と続いています。

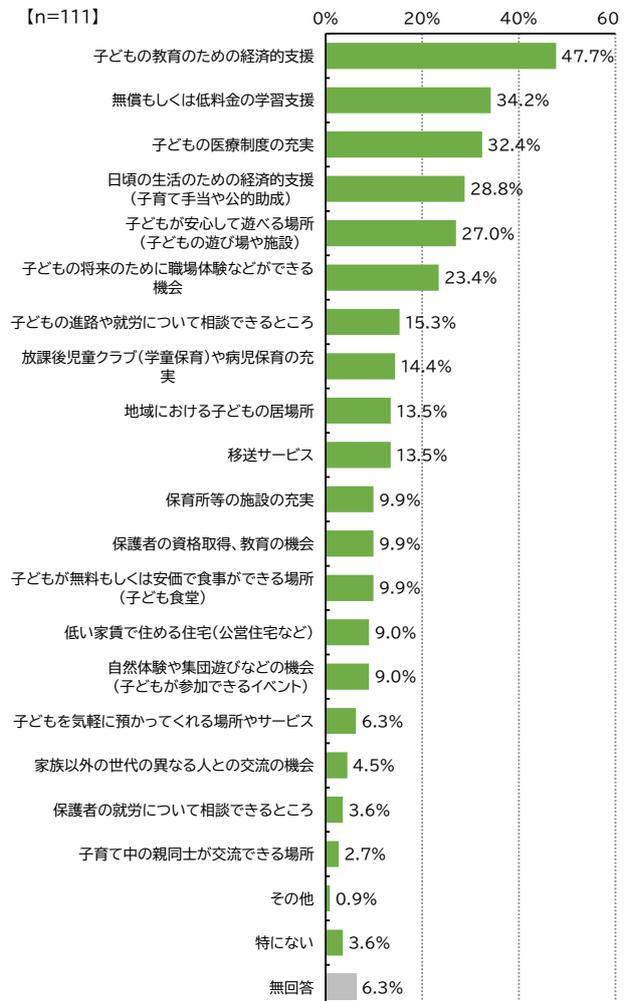
中学2年生の保護者に、現在、必要としている支援について尋ねると、「子どもの教育のための経済的な支援」が47.7%と最も多く、次いで「無償もしくは低料金の学習支援」（34.2%）、「子どもの医療制度の充実」（32.3%）、「日頃の生活のための経済的支援（子育て手当や公的助成）」（28.8%）と続いています。

■現在、必要としている支援について

【小5保護者】



【中2保護者】



## 11 子ども・若者への意見聴取の概要

### (1) 子ども・若者の意識に関する調査の概要

子ども・若者に対する施策を効果的に推進するため、若者世代の現状や意見、子ども・若者に関する支援ニーズを把握し、子ども・子育て支援施策及び子ども施策の検討に利用することを目的として、子ども・若者の意識に関する調査を実施しました。

#### 子ども・若者の意識に関する調査の実施概要

区分	対象者	調査方法	実施時期
(1)子ども・若者意識調査	本町在住の16～39歳	Webによる調査	令和6年6月～7月

#### 子ども・若者の意識に関する調査の配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)子ども・若者意識調査	700件	143件	20.4%

### (2) イベントでのこどもの意見聴取の概要

「こどもの居場所づくり」に関する施策を検討するため、町内小学生を対象としたイベントに参加している児童から意見を聴取しました。

#### イベントでのこどもの意見聴取の実施概要

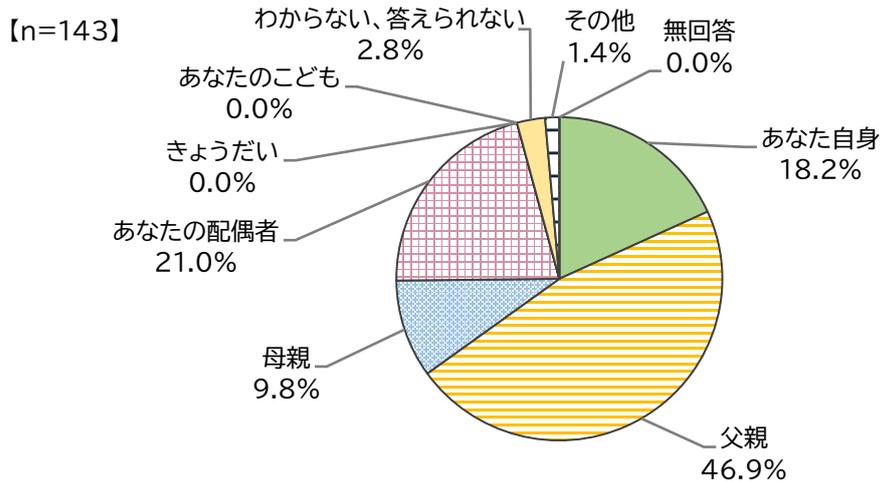
意見聴取の実施概要			
調査対象	町内の小学生		
調査日	令和6年7月31日(水)・令和6年8月1日(水)		
調査方法	インタビュー及び調査用紙を配布し、その場で回答・回収		
調査テーマ	「放課後や休日に過ごす場所」等		
回答・回収数	令和6年7月31日(水)	男児10人、女児5人	計35人
	令和6年8月1日(水)	男児15人、女児5人	

### (3) 子ども・若者の意識に関する調査結果

#### ①主に生計を支えている方について

主に生計を支えている方については、「父親」が46.9%と最も多く、次いで「あなたの配偶者」(21.0%)、「あなた自身」(18.2%)、「母親」(9.8%)、「わからない、答えられない」(2.8%)となっています。

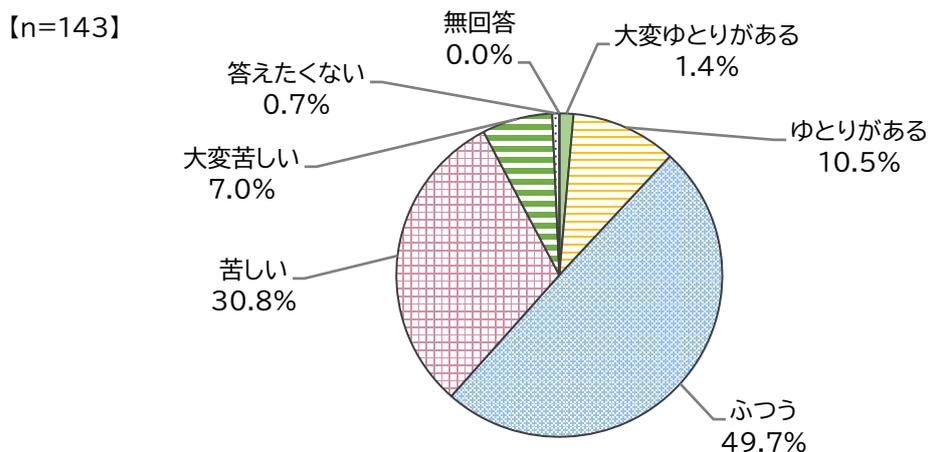
#### ■主に生計を支えている方について



#### ②現在の生活状況について

現在の生活状況については、「ふつう」が49.7%と最も多く、次いで「苦しい」(30.8%)、「ゆとりがある」(10.5%)、「大変苦しい」(7.0%)、「大変ゆとりがある」(1.4%)と続いています。

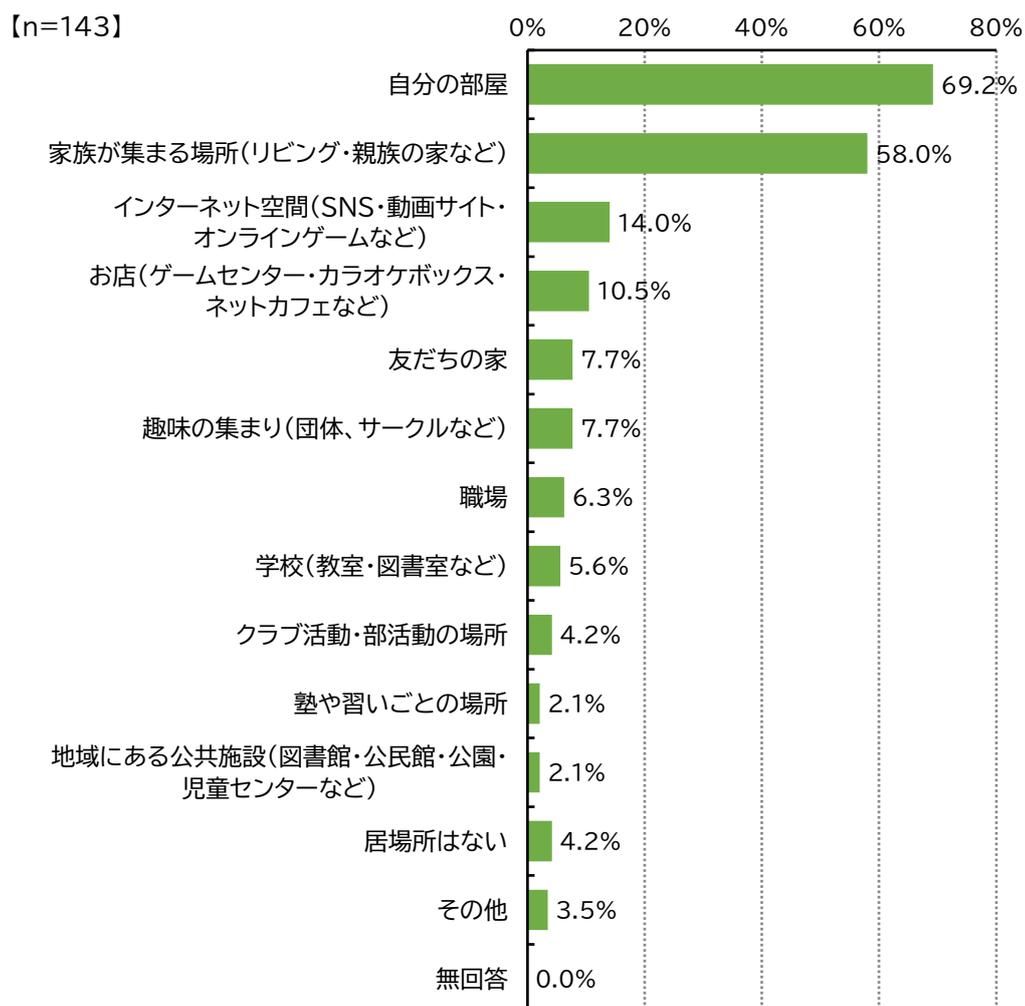
#### ■現在の生活状況について



## ③「安心できる場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）」について

「安心できる場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）」については、「自分の部屋」が69.2%と最も多く、次いで「家族が集まる場所（リビング・親族の家など）」（58.0%）、「インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）」（14.0%）、「お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェなど）」（10.5%）、「友だちの家」（7.7%）と続いています。

## ■「安心できる場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）」について

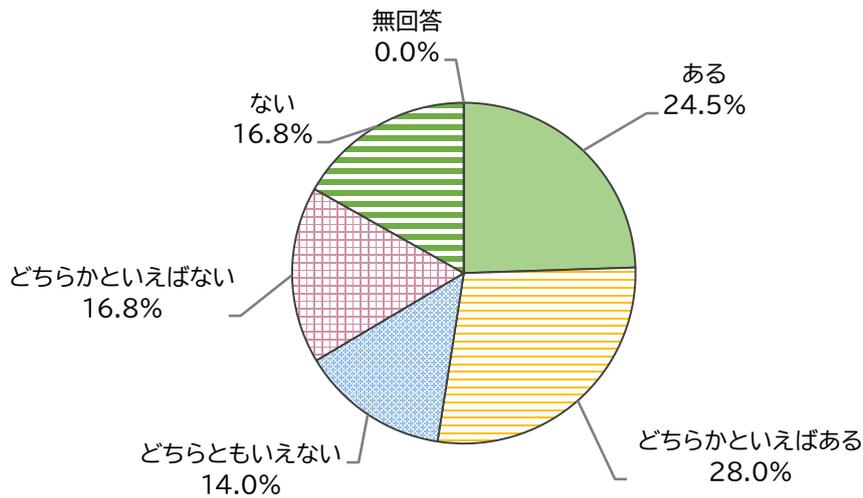


④将来の夢や目標があるか

将来の夢や目標について尋ねると、「どちらかといえばある」が28.0%と最も多く、次いで「ある」(24.5%)、「どちらかといえばない」(16.8%)、「ない」(16.8%)、「どちらともいえない」(14.0%)となっています。

■将来の夢や目標があるか

【n=143】

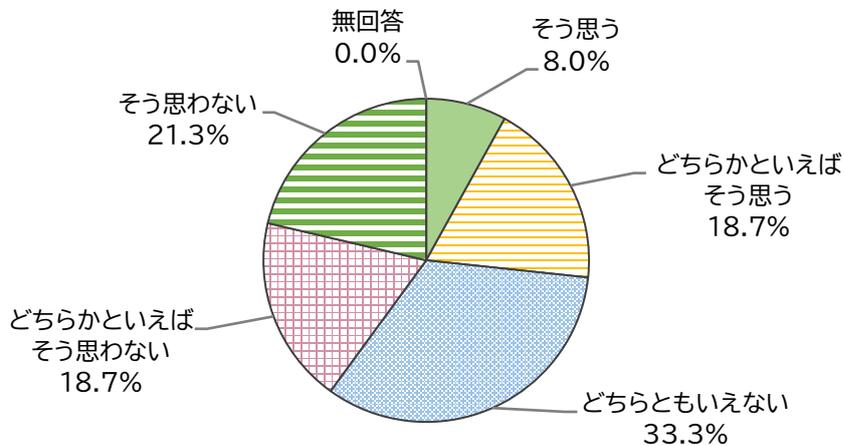


⑤雫石町は将来の夢や目標をかなえられる場所か

雫石町は将来の夢や目標をかなえられる場所か尋ねると、「どちらともいえない」が33.3%と最も多く、次いで「そう思わない」(21.3%)、「どちらかといえばそう思う」(18.7%)、「どちらかといえばそう思わない」(18.7%)、「そう思う」(8.0%)と続いています。

■雫石町は将来の夢や目標をかなえられる場所か

【n=75】

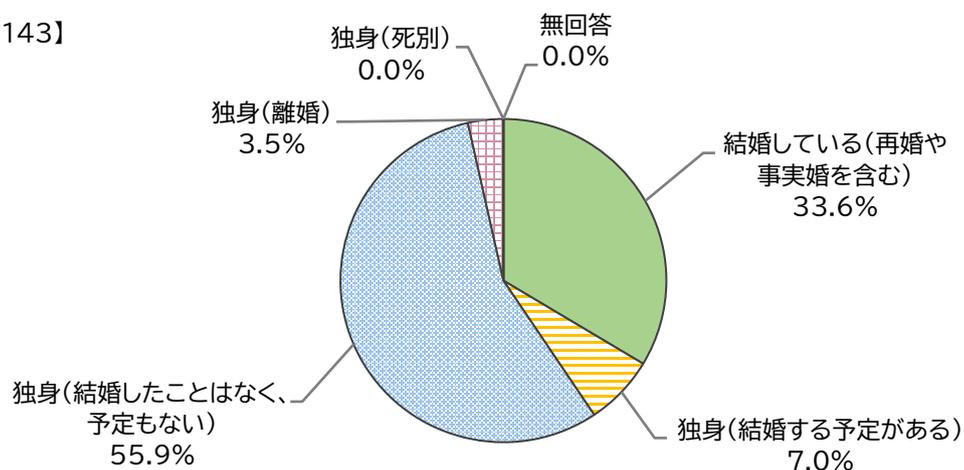


## ⑥現在の婚姻状況について

現在の婚姻状況については、「独身(結婚したことはなく、予定もない)」が55.9%と最も多く、次いで「結婚している(再婚や事実婚を含む)」(33.6%)、「独身(結婚する予定がある)」(7.0%)、「独身(離婚)」(3.5%)となっています。

## ■現在の婚姻状況について

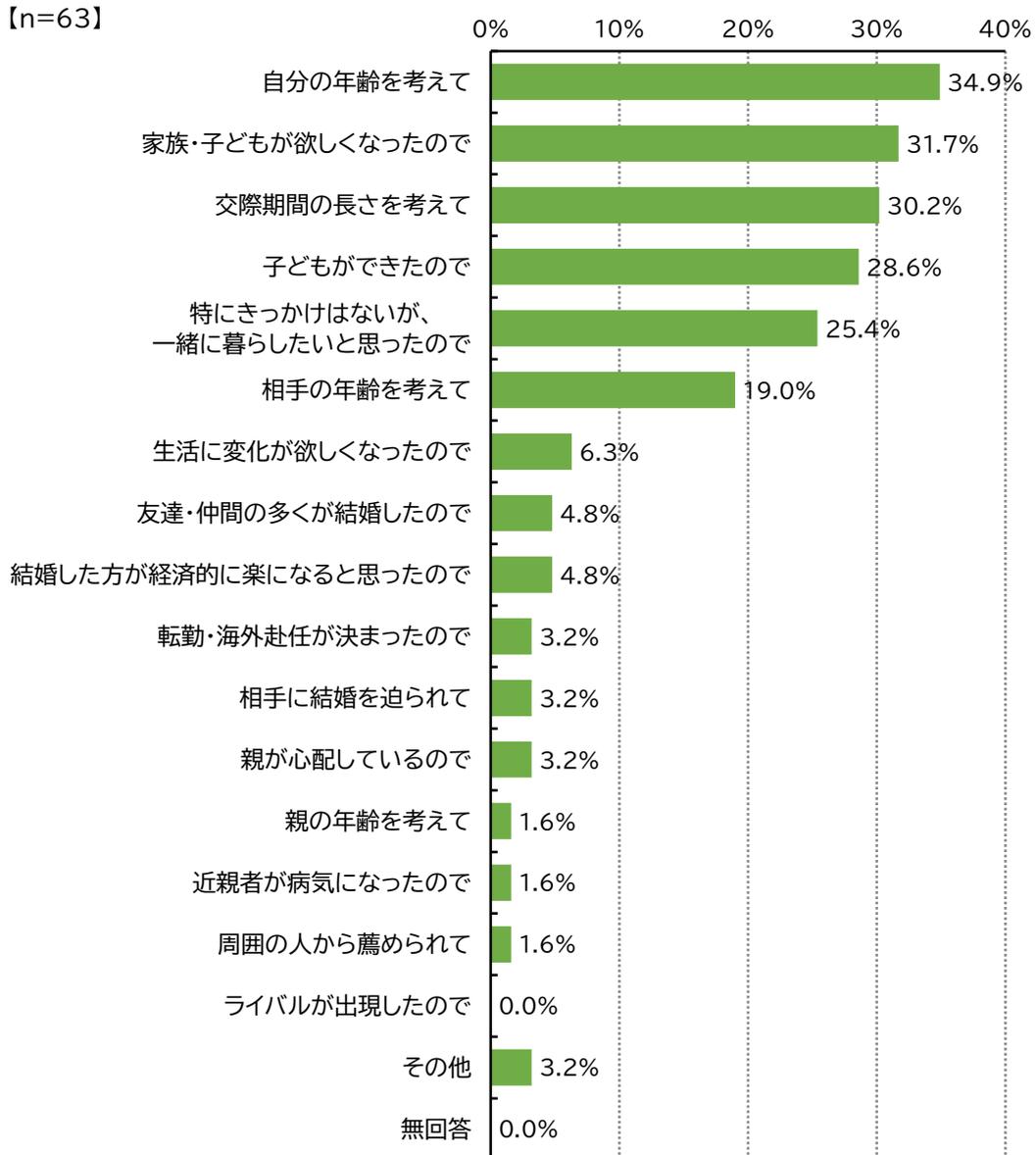
【n=143】



⑦結婚を決めた理由について

「結婚している（再婚や事実婚を含む）」と回答した方に、結婚を決めた理由について尋ねると、「自分の年齢を考えて」が34.9%と最も多く、次いで「家族・子どもが欲しくなったので」（31.7%）、「交際期間の長さを考えて」（30.2%）、「子どもができたので」（28.6%）、「特にきっかけはないが、一緒に暮らしたいと思ったので」（25.4%）と続いています。

■結婚を決めた理由について（結婚している方のみ）

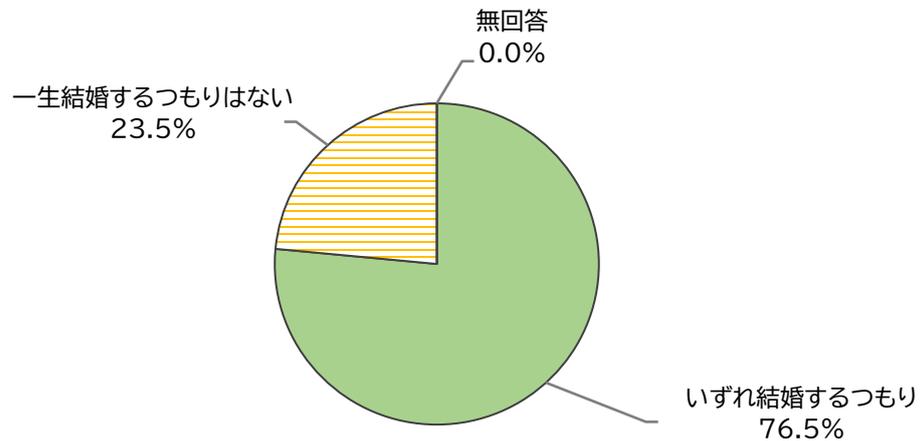


## ⑧自分の一生を通じて考えた場合、あなたは結婚したいと思うか

「独身（結婚したことはなく、予定もない）」、「独身（離婚）」と回答した方に、自分の一生を通じて考えた場合、結婚したいと思うか尋ねると、「いずれ結婚するつもり」が76.5%と最も多く、次いで「一生結婚するつもりはない」(23.5%)となっています。

## ■自分の一生を通じて考えた場合、あなたは結婚したいと思うか（未婚のみ）

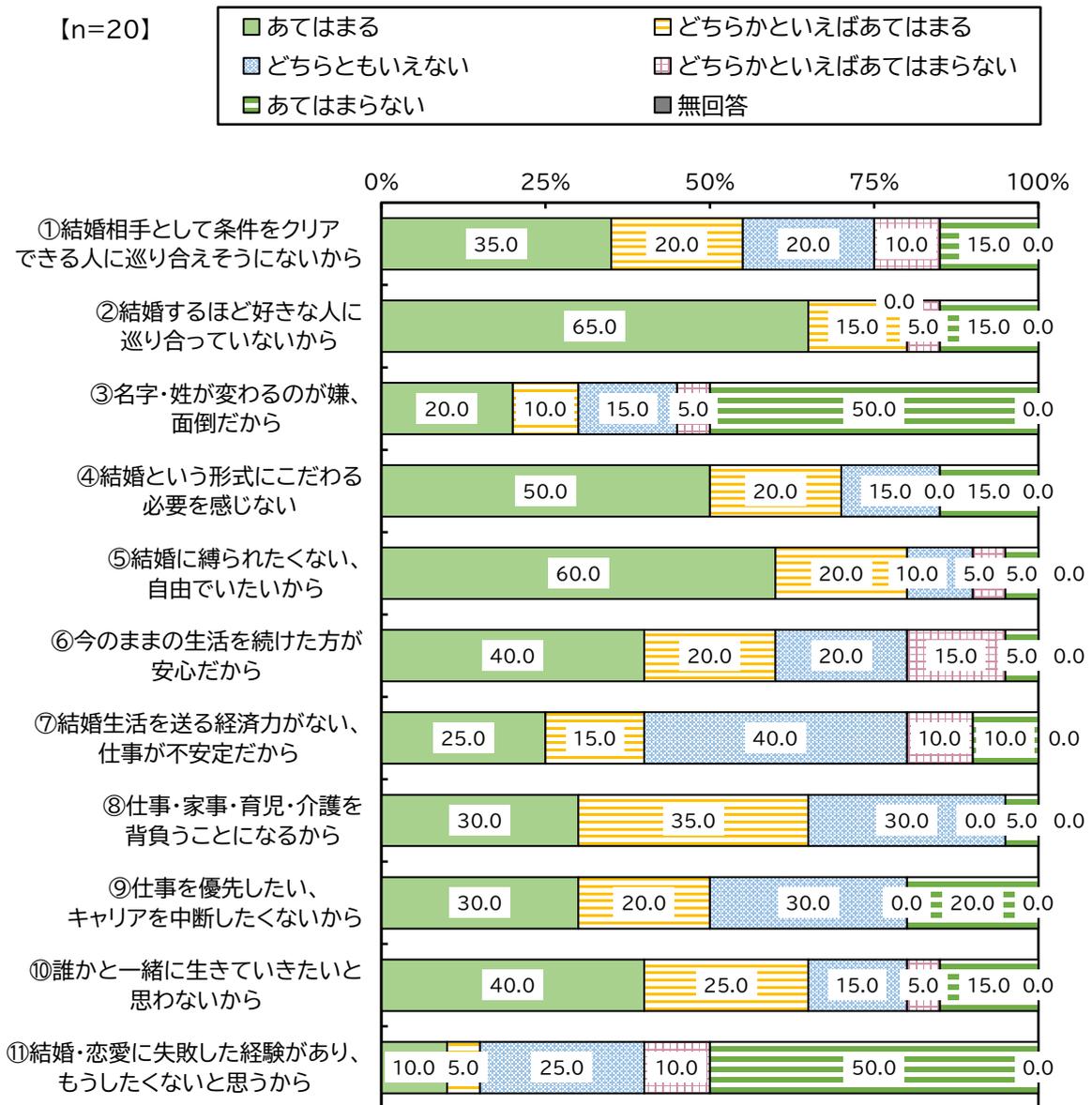
【n=85】



⑨一生結婚するつもりがない方の理由

「一生結婚するつもりがない」と回答した方に、その理由を尋ねると、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」を合わせた「あてはまる」の割合で最も多かったのは、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」がともに80.0%、次いで「結婚という形式にこだわる必要を感じない」(70.0%)、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」、「誰かと一緒に生きていきたいと思わないから」(ともに65.0%)と続いています。

■一生結婚するつもりがない方の理由

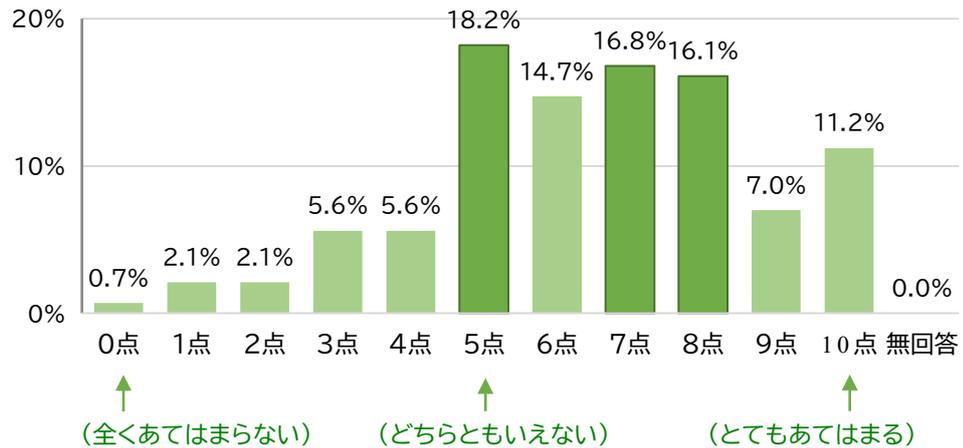


## ⑩自分は今、幸せだと思うか

「5点(どちらともいえない)」が18.2%と最も多く、次いで「7点」(16.8%)、「8点」(16.1%)、「6点」(14.7%)、「10点(とてもあてはまる)」(11.2%)と続いています。

## ■自分は今、幸せだと思うか

【n=143】



## 12 アンケート調査結果からみた現状と課題

### (1) 子ども・子育てニーズ調査

#### ①子育ての状況について

- ・就学前児童の子育てを主に行っているのは「父母ともに」が68.3%で最も多い割合を占めており、次いで「主に母親」が29.5%と続いています。一方で、「主に父親」という回答は1.2%となっており、子育ての負担が母親に集中していることから負担軽減を図る必要があります。
- ・「子どもをみてもらえる親族や知人がいる」と答えた就学前児童の保護者と小学生の保護者が大半を占めましたが、「いずれもない」と答えた割合も一定数みられました。このような家庭では、保護者が一人で育児を担う状況が多いため、必要に応じて支援することが重要です。
- ・育児や子育てに関して、相談者がいない人がおり、育児への不安や負担へつながることから現状の把握、相談支援体制の整備が必要です。

#### ②育児休業について

- ・育児休暇制度の利用状況に関しては、女性が主に取得している一方で、男性の取得率が極めて低い状況が続いています。男性が育児休暇を取得しやすい環境を整えるためには、職場全体の意識改革や制度の見直しを促す必要があります。
- ・育児休暇を取得しなかった理由として、「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった回答が多くみられたため、企業や職場に対して、育児休業の普及啓発が必要です。
- ・また、育児休業給付や保険料免除といった制度の存在を知らない人が多いことから、子育て当事者や職場に対して育児休業等に関する情報を発信することが必要です。

#### ③仕事と子育ての両立について

- ・仕事と子育ての両立において、「子どもと接する時間が少ない」という回答が最も多く挙げられています。また、「急な残業が入る」「自分や子どもが病気になった際に代わりに面倒を見てくれる人がいない」といった回答もみられることから、親がこどもとの時間を確保できる取組が必要です。

## (2) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（児童・生徒）

### ①食について

- ・朝食、夕食、夏休みや冬休みなどの期間の昼食を「毎日食べる」と答えた割合は、小学5年生中学2年生ともに8割～9割と高くなっています。一方、「まったく食べない」と回答した割合は朝食が最も多くなっています。こどもの規則正しい食習慣を支援するため、学校や地域で朝食の重要性などを啓発するとともに、保護者向けへの食育支援をすることが大切です。
- ・小学生の44.9%、中学生の34.3%が「こども食堂を利用したい」と回答しており、こども食堂は食事の提供だけでなく、安心できる居場所としての役割を果たしています。地域の実情に合わせたこども食堂の実施や運営支援等が大切です。

### ②相談相手について

- ・困ったときに相談できる人については、親や学校の友達など、身近な人答えた小学5年生、中学2年生が多い一方で、「誰にも相談できない」との回答も少なからずみられました。相談相手がいないことや相談できない状態は、不安やストレス、こどもの孤立につながるため、学校や地域における相談窓口の充実が求められます。

### ③ヤングケアラーについて

- ・「家族の中でお世話をしている人がいる」と答えた小学生は25.5%、中学生は14.8%と一定数みられ、家庭内での負担が児童・生徒に偏る「ヤングケアラー」の可能性があり、現状の把握と支援が必要です。

### (3) こどもの生活（こどもの貧困）に関する調査結果（保護者）

#### ①保護者の婚姻状況について

- ・こどもと同居しており生計を同一にしている親の婚姻状況について、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」と回答した割合は小学5年生の保護者で91.7%、中学2年生の保護者で85.6%となっています。一方、「離婚」と回答した割合は小学5年生で8.3%、中学2年生で11.7%となっていることに加え、離婚した家庭では養育費の取り決めがされていない場合も多く、こどもの生活の安定を図るための経済的支援や相談体制の強化が必要です。

#### ②「高校まで」、「大学まで」など選択した段階まで進学すると考える理由について

- ・選択した段階まで進学すると考える理由は、「お子さんが希望しているから」や「一般的な進路だから」が多い一方、「経済的な事情から」と回答している小学5年生の保護者が12.5%、中学2年生の保護者が11.7%みられます。進学の実現が経済的状況によって制限されることのないよう、奨学金制度などの経済的支援の充実が求められます。

#### ③現在必要としている支援について

- ・小学5年生の保護者では、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が58.3%で最も多く、次いで「子どもの教育のための経済的支援」(51.0%)が挙げられました。一方、中学2年生の保護者では「子どもの教育のための経済的支援」(47.7%)、「無償もしくは低料金の学習支援」(34.2%)が上位を占めており、子どもが安心して遊べる場所の提供や教育・学習のための経済的支援が求められています。

#### (4) 子ども・若者の意識に関する調査結果

##### ①現在の生活の状況について

- ・現在の生活状況に関して、「ふつう」と回答した割合が 49.7%で最も多い一方、「苦しい」(30.8%)、「大変苦しい」(7.0%)を合わせた約4割の子ども・若者が生活に困難を感じていることから、経済的負担を軽減し、生活基盤を安定させるための支援が重要です。

##### ②安心できる場所（居場所）について

- ・「安心できる場所」として最も多く挙げられたのは「自分の部屋」(69.2%)、次いで「家族が集まる場所（リビングなど）」(58.0%)と家庭の中という回答が多くなっています。一方、「居場所がない」と回答した方が 4.2%みられることから、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう地域で支えていく必要があります。

##### ③将来の夢や目標について

- ・将来の夢や目標が「ある」と回答した若者の割合は 52.5%でしたが、一方で「どちらかといえない」(16.8%)、「ない」(16.8%)と回答した割合も一定数みられました。「どちらともいえない」とした回答も 14.0%みられ、多くの若者が将来の目標や夢を持つ一方で、具体的な方向性が定まっていない若者が多いため、キャリア教育などを通じて、夢や目標について考える機会を提供することが大切です。

##### ④結婚について

- ・一生結婚するつもりがない方の理由として、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」と回答した人が8割みられました。出会いの機会・場の創出を支援することが大切です。

### 13 第2期雫石町子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期雫石町子ども・子育て支援事業の評価は次の通りです。

#### 乳幼児期の学校教育・保育の計画値と実績値の比較

事業名	令和6年度	
	第2期計画値	実績値
(1) 1号認定	19人	20人
評価：近隣市町との広域連携により提供しています。		
(2) 2号認定	227人	199人
評価：保育需要に対して必要な事業量を提供しています。		
(3) 3号認定（0歳児）	53人	30人
評価：保育需要に対して必要な事業量を提供しています。		
(4) 3号認定（1・2歳）	123人	107人
評価：保育需要に対して必要な事業量を提供しています。		
(5) 3歳未満の児童数	208人	168人
評価：未就学人口の減少に伴い、大幅に減少しています。		
(6) 3歳未満の保育児童数	189人	137人
評価：未就学人口の減少に伴い、大幅に減少しています。		
(7) 3歳未満の保育利用率	87.5%	81.5%
評価：未就学人口の減少に伴い、大幅に減少しています。		

## 地域子ども・子育て支援事業の計画値と実績値の比較

事業名	令和6年度	
	第2期計画値	実績値（見込み）
(1) 利用者支援事業	未実施	—
評価：利用者支援専門員の配置をしていないため、事業は未実施です。		
(2) 地域子育て支援拠点事業	358人	915人
評価：町子育て支援センターを利用した人数は915人で、計画値を超えての利用がありました。		
(3) 妊婦健診事業	140人	60人
評価：計画値は140人でしたが対象となる60人全員に妊婦健診を実施しました。		
(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業	70人	46人
評価：計画値は70人でしたが対象となる46人全員に乳幼児家庭への訪問を行いました。		
(5) 養育支援訪問事業	12人	6人
評価：計画値は12人でしたが養育支援が必要な家庭6人全員への訪問を行いました。		
(6) 子育て短期支援事業	5人	0人
評価：計画では5人の児童養護施設の一時的な利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。		
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミサポ事業)	未実施	—
評価：ファミリー・サポート・センターを設置していないため、事業は未実施です。		
(8) 一時預かり（保育所）	1,225人	225人
評価：計画値では1,225人が保育所、保育園での一時預かりを希望すると見込んでいましたが、225人の利用がありました。（延べ人数）		
(9) 延長保育事業（時間外保育）	3,741人	1,294人
評価：計画値では3,741人が保育所、保育園での時間外保育を希望すると見込んでいましたが、1,294人の利用がありました。（延べ人数）		

事業名	令和6年度	
	第2期計画値	実績値（見込み）
(10) 病児・病後児保育事業	60人	181人
評価：計画値では60人の病児・病後児の保育利用を見込んでいましたが、181人の利用がありました		
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	322人	340人
評価：計画値では322人の放課後児童クラブ登録を見込んでいましたが、340人の利用登録がありました		
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
評価：実費徴収分についての費用助成を行っていないため、事業は未実施です		
(13) 多様な事業者の参入を促進する事業	未実施	—
評価：特定教育・保育施設等への民間事業者等の参入促進を行っていないため、事業は未実施です		

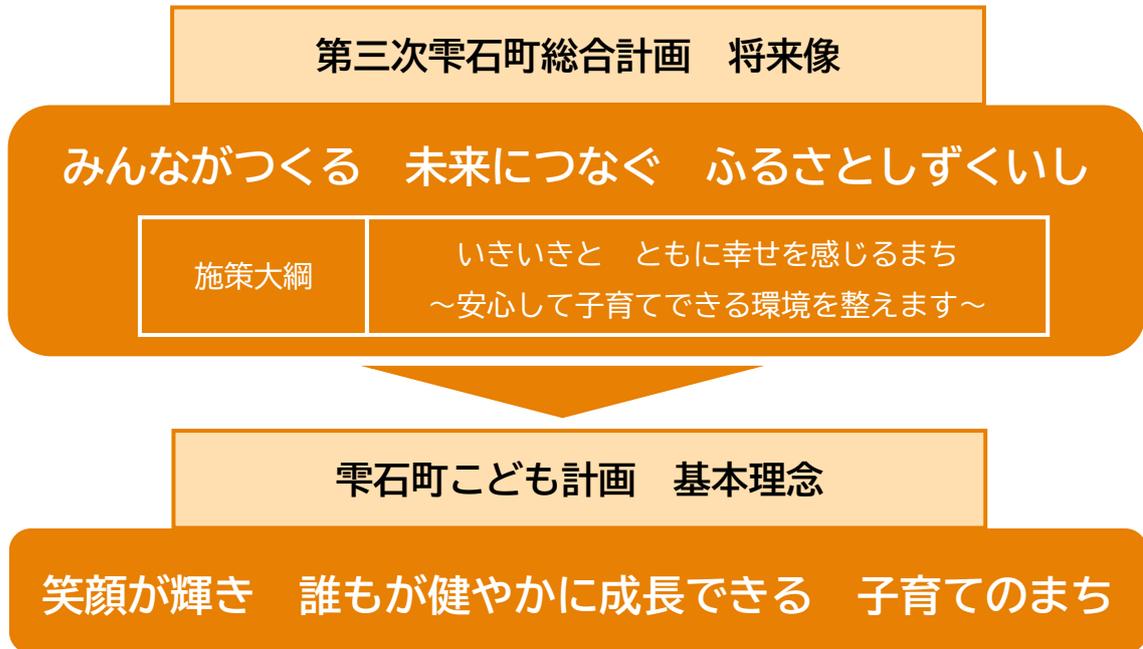
## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念



本計画では、「第2期雫石町子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承するとともに、こども基本法の趣旨を踏まえ、こども計画の基本理念を以下のように掲げます。

#### 「笑顔が輝き 誰もが健やかに成長できる 子育てのまち」

こども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こどもの権利が尊重され、こども・若者、子育て家庭の誰もが幸せな状態で生活することができ、子として、親として、健やかに成長していけるよう、地域全体で支援するまちづくりを推進していきます。

## 2 計画の基本方針

①

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個人を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

子ども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、権利を保障します。また、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図り、生活の場や施策決定の過程において意見を表明する機会の確保に努めます。

②

子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、社会参画の機会を増やします。また、困難な状況にある子ども・若者の意見を施策に反映し、地域全体での支援を目指します。

③

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じて、教育、医療、福祉などの支援を途切れることなく提供します。また、子育て当事者に対しても、子育てに伴う経済的負担の軽減や地域でのサポート体制を整え、ライフステージを通じた支援を強化します。

④

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

全ての子ども・若者が安全に安心して成長できるよう、良好な成育環境を確保し、貧困や格差の解消を図ります。また、多様な学びや体験の機会を提供することで、自己肯定感や幸福感を高めます。

⑤

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

若い世代が安定した生活基盤を確保し、結婚・子育てに関する希望を実現できる社会の構築を目指します。また、共働きや共育てを推進し、男性の家事・子育てへの参画も促進します。

⑥

施策の総合性を確保するとともに、国、県、民間団体等との連携を重視する。

国、県、民間団体などと密接に連携し、施策を総合的に推進します。国、県、町の役割分担を明確にしながら、こども施策の実効性を高めます。

### 3 計画の基本目標

国の「こども大綱」を踏まえ、本町においては以下の4つの基本目標に沿ってこども施策、子育て支援施策を展開します。

#### 基本目標1 こども・若者に対する総合的な支援の充実

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。こども・若者を多様な人格を持った個として尊重しながら、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図るため、こども・若者に対する総合的な支援を推進します。

#### 基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

こどもや若者に対する支援を推進するため、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、こどもの成長段階に応じた支援の充実を図り、こどもの心身の成長や、若者の将来の生活を幸せな状態で送ることができるよう、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない施策を展開します。

#### 基本目標3 子育て当事者への支援の充実

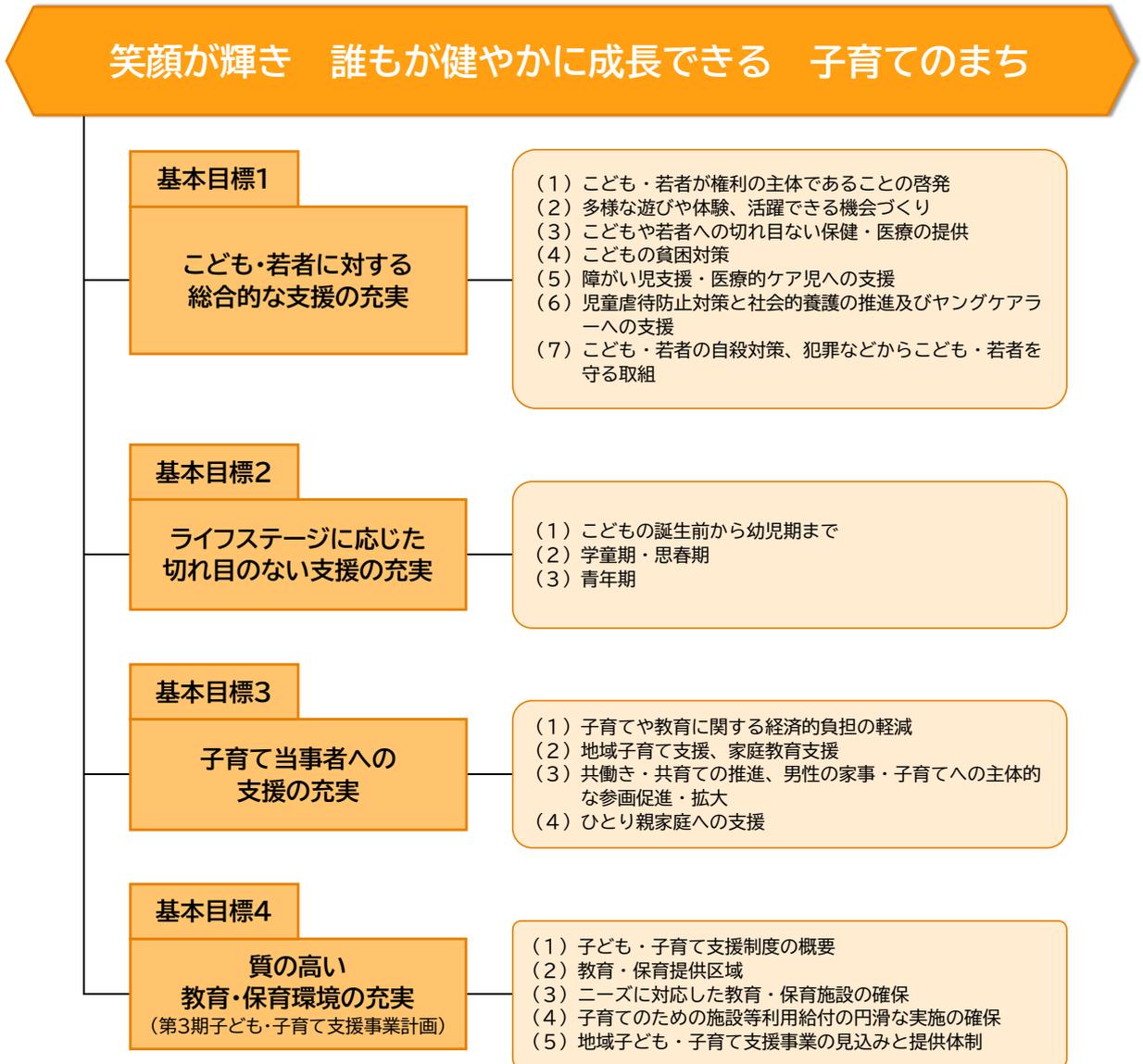
子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら、安心して子育てをすることができるよう、支援の充実を図ります。

#### 基本目標4 質の高い教育・保育環境の充実（第3期子ども・子育て支援事業計画）

子育て家庭が抱える様々な課題や状況に対応するため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場所で、多様なニーズに応じた保育サービスの確保に努め、子育て家庭が孤立することのないよう子育て支援サービスの充実を図ります。

4 計画の体系





## 第4章

# こども施策の展開



## 第4章 こども施策の展開

### 1 こども・若者に対する総合的な支援の充実

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの啓発

##### 施策の方向

こども大綱において、全てのこども・若者が権利の主体として認識し、その多様な人格・個性が尊重されるとともに権利を保障し最善の利益を図ることと示されています。身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、こどもの人権の尊重やその必要性について社会全体で理解を深めるよう、周知・啓発に努めることが必要です。また、すべてのこどもが安心して健やかに成長するために、いじめ、体罰、虐待、性暴力などの権利侵害の防止やこども・若者と保護者が安心して相談できる体制づくりが必要です。

##### 施策の展開

#### ①人権擁護啓発事業

福祉課

- こどもの人権を尊重するため、人権擁護委員が各学校を訪問し、啓発物品の配布や花植えなどの活動により意識啓発を行います。
- 町広報紙や学校教育・社会教育などあらゆる機会を通じ、こどもの人権を尊重した地域の形成について意識啓発に努めます。

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 施策の方向

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長を支える原点です。身体の諸感覚を使った遊びや多様な体験活動は、認知的スキルや社会情動的スキルの発達を促すとともに、適度な運動による健康維持にもつながります。また、読書は感性を磨き、表現力を高めるなど人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものとなっています。

町では、こども・若者が身体を使った遊ぶ時間や体験活動の機会の提供や、多年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びができるよう計画する必要があります。

### 施策の展開

#### ①遊びや体験活動の推進

自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験・外遊びをこども・若者の年齢や発達に応じて提供します。

##### ①放課後児童健全育成事業

こども課

- 小学生を対象に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブ\*1を設置します。(設置施設：町内5小学校)
- 研修等を実施し、指導員の資質向上に取り組みます。

##### ②児童福祉施設開放事業

こども課

- 保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・こどもたちとの交流の機会を提供します。

##### ③青少年教育事業

生涯文化スポーツ課

- 自ら考え学び行動する体験型の研修を通じて、健康で明るくたくましいこどもたちを育むための活動を支援します。子ども会活動による地域での社会性や自立心、協調性を育むための活動を支援します。
- 中高生のボランティア活動支援や富士市・雫石町少年交流事業を実施し、自ら考え学び行動する力を育みます。

#### \*「放課後児童クラブ」

就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童などに対し、授業終了後に児童厚生施設等の身近な社会資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその育成・指導・遊びによる発達の助長などのサービスを行うクラブ。

④児童館運営事業	こども課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童館を運営し、児童に対し健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするなど健全育成に努めます。</li> <li>●児童館を利用する児童が安心・安全に過ごせるよう、計画的な施設の改修、設備の更新など、『雫石町公共施設等総合管理計画』に基づく個別施設計画（以下、個別施設計画）に即して必要な整備に努めます。</li> </ul>	
⑤こどものスポーツ機会の充実	生涯文化スポーツ課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼少期からの継続した運動（遊び）やスポーツ活動を通して、生涯にわたって健康づくりやスポーツに親しむ習慣や意欲を養うとともに、関係団体と連携して地域のスポーツ環境の充実を図ります。</li> </ul>	
⑥中学生や高校生などを対象とした次代の親の育成	こども課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内保育施設において職場体験、インターンシップなどを通じ、保育に関わるキャリア教育の充実を図ります。</li> </ul>	
⑦児童生徒体力向上事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動奨励事業を行い、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。</li> <li>●学校体育及び健康教育等の充実を図り、健全な精神とたくましい身体をもつ健やかな児童生徒の育成に努めます。</li> </ul>	
⑧虹色コンパスふるさと学習	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学生を対象に、郷土への誇りと主体性を育むため、町内事業者等での見学や職場体験を行います。</li> </ul>	
⑨読書普及事業	生涯文化スポーツ課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもにとって読書活動は、心の栄養となり豊かな人間性を培い、学習力向上に寄与することから、読書の普及、こどもの読書環境づくり推進に努めます。</li> <li>●「幼児向けおはなし会」「小学生向けおはなし会」を開催します。</li> <li>●町内の保育所、保育園、小学校へ「おはなし会」の派遣をします。</li> <li>●健康推進課、読み聞かせボランティアと連携し、乳児健診の際にブックスタートを実施します。</li> </ul>	

## ②食生活習慣の形成・定着

こども・若者の健全な生活習慣の形成・定着を支援するため、食生活をはじめとした学校給食や栄養指導の充実、食育の推進を行い、健康的な生活習慣の普及に努めます。

### ①食生活改善推進

健康推進課

- 保育所や小中学校、行政と食生活改善推進員連絡協議会等の関係機関と連携し、郷土料理の調理実習や正しい食生活の知識を普及する活動を行います。

### ②妊産婦・乳幼児食生活指導

健康推進課

- 乳幼児期からの基本的な生活習慣を身につけるため、ママパパ学級や離乳食教室・乳幼児健診等でこどもの食に関する相談や指導を行います。

### ③児童生徒食に関する指導

学校教育課  
農林課

- 食に関する正しい知識の習得と規則正しくバランスの良い食習慣の定着、食文化や食糧生産等に対する関心・理解を深めるため、地場産物を活用した学校給食を通じて食に関する指導を行います。
- 農業体験を通じ、農作業に自らが関わり、農産物加工技術を学び、食卓と生産現場である農業との距離を縮めるための取組を支援します。
- 学校、地域と連携し、食に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 医療機関、学校、関係機関と連携し、生活習慣病予防健診・事後指導会等を実施し、食生活改善と肥満の予防に努めます。

### ④児童福祉施設の食育活動

こども課

- 食に対する関心を高めるため、町内の各保育所（園）で野菜づくり体験を実施します。
- 野菜の生育観察、収穫体験のほか、収穫した野菜を使用した給食の提供、料理教室など各保育所（園）で特色ある取組を行います。
- 毎月1回「食育の日」などを設定して食に関する活動を行います。

## ③こどもまんなかまちづくり

こどもの遊び場や親同士・地域住民との交流機会をつくり、子育て当事者が安心・快適に暮らせるように生活環境を整備します。

## ①地域子育て支援センター事業

こども課

- 子育て中の親子の交流・集いの場を提供し、職員による相談支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。

## ②地域学校協働活動の推進

生涯文化スポーツ課

- 心の教育の充実に向けて、家庭、学校、地域社会が一丸となり、地域ぐるみでこどもを育てるための環境を作ります。

## ③ユニバーサルデザインの推進

各課

- 公共施設の整備については、法的基準をもとにした整備を行うとともに、ひとにやさしいまちづくり条例の基準を上回る整備に努めます。
- 民間事業者に、ひとにやさしいまちづくり推進資金や各種の支援策を周知し、取り組みやすい環境となるよう支援します。

## ④学校施設整備

学校教育課

- 児童生徒及び教職員が安全で快適な学校生活を送れるよう、施設の維持修繕及び改修工事等を行います。

## ⑤公営住宅の提供

地域整備課

- 町営住宅を整備・管理するとともに、町内の利用希望者へ町営住宅の提供を行います。
- 定住促進住宅についても、適切な管理を行うほか住環境の向上に必要な改修を行い、子育てのしやすい住宅を提供します。

## ④こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が自らの長所を伸ばし、才能を発揮できるよう、異文化理解やチャレンジ精神、外国語能力を育む教育を推進します。

## ①中学生海外派遣事業

学校教育課

- 生徒が外国の生活や文化に直接触れることにより、日本の文化と伝統の重要性を再認識し、国際社会における基礎的な資質を養うことを目的に、中学生を海外派遣します。
- 派遣期間中は、姉妹校であるランドルフ中学校で学校生活を通じてお互いに交流を深めながら中学生の家にホームステイをし、外国の生活や文化を体験します。

⑤こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別に関わらず可能性を広げるため、男女平等教育やジェンダーアイデンティティの多様性の理解を推進し、相談体制の整備と知識の普及に努めます。

①男女共同参画啓発

総合政策課

●男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍し、職場・家庭・地域において充実した生活を送ることができる男女共同参画社会について、学ぶ機会を提供します。

### (3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

#### 施策の方向

妊娠や出産について早い段階から正しい知識を得て、より良い妊娠・出産環境を整えるため、プレコンセプションケアの推進が求められています。プレコンセプションケアとは、妊娠を計画する前の段階から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うことで、将来の妊娠や出産に備えるケアを指しており、妊娠中や産後だけでなく、妊娠を考える前から健康状態やライフスタイルを改善することが重要とされています。また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者についても、日常生活における支援や、将来的な自立や社会参加に向けて包括的な支援体制の整備が求められています。

また、こどもの健やかな成長のためには、地域において安心して医療サービスを受けられることも必要です。

町では、関係機関が連携した総合的な相談・支援体制の構築など支援の充実を目指します。

#### 施策の展開

##### ①プレコンセプションケアの推進

不妊や予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方の妊娠などに向けて、適切な相談支援を行うため、性や妊娠に関する正しい知識を男女ともに身に付けるためのプレコンセプションケアを推進します。

##### ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対し、医療費助成を行い、成人後も切れ目なく支援が続くよう取り組むとともに、自立を支援するための相談支援や就労支援の取組を推進します。

##### ①医療費給付事業

町民課

- 医療費負担の軽減及び、こどもや妊産婦が受診しやすいよう、医療保険における自己負担分の医療費を給付します。

##### ②貸付等事業（再掲）

町民課

- 医療費助成制度受給者証所持者を対象に、未払いの医療費のうち、自己負担分を無利子で貸し付けします（福祉医療資金貸付事業）。
- 各種事業の内容を町広報紙やホームページを通じて町民へ周知します。

## (4) こどもの貧困対策

### 施策の方向

国では平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、令和元年11月には、新たに「子どもの貧困に関する大綱」を策定し、すべてのこどもたちが夢や希望を持てる社会の実現を目指すこととし、重点施策として「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者の就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、施策を推進していくこととされました。貧困は経済的な困窮だけでなく、こども・若者の心身の健康、学習意欲の低下、社会的孤立感にまで影響を与えるため、地域や社会全体で貧困の解消に向けた対策を検討する必要があります。

### 施策の展開

#### ① 手当支給等事業

こども課  
福祉課

- 国の制度である児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行います。
- 町独自の事業として、保育料軽減事業により経済的負担軽減を図ります。

#### ② 町内求人情報の提供

観光商工課

- 再就職の希望者が町内で働くことができるよう、求人情報を町広報紙及びホームページに掲載し、また、町役場、公民館ロビーに掲示するなど情報を提供します。

## (5) 障がい児支援・医療的ケア児への支援

## 施策の方向

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現を目指します。それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や自立、社会参加を支援する必要があります。障がいの早期の発見・把握、経済的支援などの支援体制の充実や福祉サービスの提供を目指します。

## 施策の展開

## ① 児童発達支援

福祉課

- 身近な地域において、障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
- 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。

## ② 居宅訪問型児童発達支援

福祉課

- 外出が著しく困難な重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
- 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。

## ③ 医療型児童発達支援

福祉課

- 身近な地域において、肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療などを行います。
- 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。

## ④ 放課後デイサービス

福祉課

- 身近な地域において、就学中の障がい児に対して、放課後や休日に生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
- 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。

## ⑤ 保育所等訪問支援

福祉課

- 身近な地域において、保育所などに通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
- 制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。

<p><b>⑥障がい児相談支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい児が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。</li> <li>●制度の周知を図るとともに、適正なサービス給付に努めます。</li> </ul>	<p>福祉課</p>
<p><b>⑦障がい児福祉手当支給事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、障害児福祉手当を支給します。</li> <li>●町広報紙等により制度の周知に努めます。</li> </ul>	<p>福祉課</p>
<p><b>⑧医療費給付事業（重度心身障がい者）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重度心身障がい児家庭の医療費負担軽減を図るため、医療保険における自己負担分の医療費を給付します。</li> </ul>	<p>町民課</p>
<p><b>⑨放課後児童クラブへの障がい児受入れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童の受け入れ体制を整備し、利用を希望する障がい児を随時受入れます。</li> </ul>	<p>こども課</p>
<p><b>⑩教育支援委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育上特別な配慮を必要とする児童生徒の適切な就学および当該児童生徒に対する支援の内容について専門的見地から検討を行う町教育支援委員会を開催します。</li> <li>●小・中学校特別支援学級の適正な設置に努めます。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p><b>⑪特別支援教育推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育上特別な配慮を必要とする児童生徒またはその疑いのある就学予定者に係る調査および教育相談を行います。</li> <li>●個別に支援が必要な児童生徒がいる学校に学校支援員を配置します。</li> <li>●特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童及び保護者の会の活動を支援します。</li> <li>●特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒に通学費を援助します。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>

**\*「モニタリング」**

サービスの計画に対し、的確なアセスメントが出来ているか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。

## ⑫障がい児保育事業

こども課

- 保育所生活が可能な心身に障がいがある児童の保育を行います。(実施保育所：町内全保育所(園))

## ⑬ユニバーサルデザインの推進(再掲)

各課

- 公共施設の整備については、法的基準をもとにした整備を行うとともに、ひとにやさしいまちづくり条例の基準を上回る整備に努めます。
- 民間事業者に、ひとにやさしいまちづくり推進資金や各種の支援策を周知し、取り組みやすい環境となるよう支援します。

## (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### 施策の方向

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。町では虐待に限らず、子育てに関する養護相談も増加しており、相談内容も複雑化・多様化しているため、児童福祉（子ども家庭相談支援拠点）と母子保健（子育て世代包括支援センター）を一体化した「こども家庭センター」を令和7年4月1日から設置し妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続していきます。

さらに、社会的養護を必要とするこども・若者が健やかに育ち、自立できるよう、家庭や里親による養育環境の整備と支援の充実を検討します。

ヤングケアラーについては、家事や家族の世話を日常的に担うことで学業や友人関係に支障をきたす可能性があるため、福祉・医療・教育機関が連携して早期発見・把握し、こども・若者の意向に寄り添いながら必要な支援につなげる必要があり、関係機関と連携し取り組みます。

### 施策の展開

#### ①児童虐待防止の更なる強化

児童虐待を防止するため、被虐待経験や貧困、疾病、障がいなど様々な困難を抱える養育者に対して支援を行い、子育てに困難を抱える世帯への包括的な支援体制の強化を図ります。

#### ①児童虐待\*防止活動

こども課

- 要保護児童対策地域協議会を設置し、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するとともに、各団体の代表者による会議を開催し、情報の共有化と相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の保護者等に対し、児童虐待防止に係る知識や情報を提供し、虐待防止意識の醸成に努めます。

#### ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

家庭での養育が困難なこどもが適切に保護され、愛着関係を築き、健やかに成長できるよう、家庭養育を優先し、里親や養育環境の改善、家庭復帰支援を推進しながら社会的養護の充実を図ります。

#### \*「児童虐待」

親または親に代わる保護者から児童に加えられる虐待のこと。ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待などがある。

### ③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの負担が学業や生活に影響を与えないよう、福祉、介護、医療、教育の関係者が情報共有と連携を行い、早期発見と支援に努めます。

### ④こども家庭センターの設置

妊娠期から子育て期、すべてのこどもを対象に母子保健と児童福祉に関する切れ目のない一体的な相談支援を行います。

地域全体のニーズや地域資源の把握を行い、子育て家庭への必要な支援を提供できるよう体制の整備を図ります。また、相談支援の充実や子育て世代の交流機能の強化を図るため、拠点となる健康センターをはじめとした公共施設の整備については、個別施設計画に即して必要な整備を行います。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策の方向

町では、一人でも多くの自殺を防ぐことを目指すとともに、町民全体の心の健康づくりを目的とし、若年層の自殺対策についても関係機関と連携し取組を進めます。

また、インターネット利用の低年齢化が進行する中、こども・若者が有害情報や犯罪被害にさらされる危険性が増加していることから、適切な情報リテラシーの教育や保護者によるインターネット利用のコントロールを促進させ、こども・若者が安心してインターネットを利用できる環境を整備することが大切です。

そして、性犯罪や性暴力については、被害が潜在化・深刻化しやすいことを踏まえ、こども・若者が相談しやすい環境を整えるために、学校での生命の安全教育や SNS を活用した相談体制の整備を進める必要があります。

施策の展開

①こども・若者の自殺対策

こども・若者が自殺に追い込まれないよう、包括的な支援体制を整え、相談支援などを強化し、自殺リスクの早期発見や自殺予防のための対応など、総合的な自殺対策を推進します。

①児童生徒へのいのちの授業

健康推進課

●小学校、中学校、高等学校において、自他の生命尊重、自己肯定感の育成、さまざまな困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人に早めに助けの声をあげられることを目標に、具体的かつ実践的な教育を行います。

②ゲートキーパーの研修と普及啓発

健康推進課

●周囲の大人が、こどもや若者からの助けの声やサインに早期に気づいて、適切な対応ができるように、ゲートキーパー研修会の開催や、普及啓発を行います。

③精神科医による「心の健康相談」

健康推進課

●ひきこもりや、こどもの心の健康問題などに対して、精神科医による「心の健康相談」を行い、適切な支援や治療につなげます。

## ④ひきこもりに関する相談支援

健康推進課  
県中央保健所  
県精神保健福祉センター

- ひきこもりなどの問題に対し、相談先の周知に努めるほか、「岩手県ひきこもり支援センター」などの相談支援機関と連携し、本人・家族に対する支援を行います。

## ⑤相談窓口の周知

健康推進課

- 広報、ホームページ、SNS などを活用し、相談窓口の周知やメンタルヘルスについての知識などの情報発信を行います。

## ②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが情報活用能力を身に付け、安全にインターネットを利用できるよう、情報リテラシー教育、フィルタリングの利用促進、保護者への啓発活動などを推進します。

## ①学校教育情報化推進事業

学校教育課

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒一人1台のタブレット端末など ICT 環境を整備します。
- SNS の適正な使用やトラブルの発生を防ぐため、情報モラル教育を推進し、児童生徒や保護者とともに守るべきルールについて共有します。

## ③こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者が性被害に遭わない社会を目指し、加害防止、相談しやすい環境づくり、被害者支援、啓発活動、SNS を活用した相談支援の推進などの取組を検討していきます。

④非行、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る取組

こども・若者の生命と安全を守るため、有害環境対策や防犯・防災対策、交通安全教育、非行防止支援、地域関係機関の連携強化などを図り、こども・若者の健全な成長を支援します。

①教育相談事業

学校教育課

- 不登校、問題行動等への対応として、関係者との情報共有や教育支援センター、保護者が気軽に相談できる教育相談体制の充実を図り、学校と教育委員会、その他の関係機関が一体となって、いじめや不登校、非行等の未然防止、早期発見、早期対策に取り組めます。
- 児童生徒の心の問題に適切に対応できるよう、教員個々の指導力と実践力の向上を図るとともに、学校全体の指導を充実するため各種研修や講座の充実に努めます。

②防犯施設整備

防災課

- 通学路や交差点など、地域からの要望等で危険だと思われる場所に防犯街灯や防犯カメラを設置して、こどもの安全確保に努めます。
- 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯施設の整備を推進します。

③薬物乱用防止教室

学校教育課

- 小、中学校において、児童生徒や保護者等へ薬物乱用防止に関する指導を行い、薬物に対する正しい知識と理解の促進、薬物根絶意識の醸成を図ります。

④道路環境の整備・安全

地域整備課

- 通学路等における危険箇所の改修や交通安全施設の設置を行います。
- こどもとその保護者、障がい者、高齢者等すべての人が安全に安心して通行できる道路交通環境の整備・保全に努めます。

⑤交通安全施設等整備要望提出

防災課

- 通学路等における危険か所の改良要望や、交通安全施設の設置要望について取りまとめ、道路管理者や施設管理者に提出します。

⑥交通安全・防犯に関する広報啓発

防災課

- 交通安全、防犯に関する啓発チラシ等を配布します。

⑦新入学児童に対する交通安全啓発及び保育所（園）・小学校  
の交通安全教室の支援

防災課

- 交通安全に対する意識を高めるために新入学児童に対して、交通安全教育啓発物品を配布します。
- こどもを事故から守るため、交通安全教室で交差点・道路等の正しい歩き方、信号の正しい見方等を指導するほか、登下校時の街頭指導を行います。
- こどもの交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。

## ⑧啓発・見守り活動

防災課  
学校教育課

- PTA、地域、警察等との連携を密にして、広報誌への掲載、チラシ等の配布、必要に応じて防災無線等を活用し、情報提供に努めます。
- 各地区防犯協会、警察署との連携を密にし、犯罪の多様化及び広域化に迅速に対応できるよう情報収集を図ります。
- こどもが犯罪の被害に遭わないようにするため、必要に応じて防犯教室を実施します。
- 各地区防犯協会と協力し、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施します。
- スクールガードによりこどもの登下校の安全を見守ります。

## 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

#### 施策の方向

誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者とこどもが安全かつ健康に過ごせるよう切れ目なく支援する環境を整えます。家庭環境に関わらず、全てのこどもが健やかに成長し、自己肯定感を持って成長することと、保護者が安心したゆとりのある子育てができるように地域全体でこどもの育ちと保護者を支える取組を検討します。

#### 施策の展開

##### ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠・出産や育児において、切れ目のない支援をするために、情報の普及、相談支援、医療・福祉の連携、経済的支援の提供などを通じて、こどもと保護者が安心して育てることができる環境の整備を推進します。

##### ①医療費給付事業（再掲）

町民課

- 医療費負担の軽減及び、こどもや妊産婦が受診しやすいよう、医療保険における自己負担分の医療費を給付します。

##### ②医療情報の提供

健康推進課

- 休日救急当番医及び救急医療、小児救急受入当番医について、町ホームページや広報紙を活用し情報発信します。
- 岩手県小児救急医療電話相談事業について、町ホームページや広報紙を活用し情報発信します。

##### ③母子健康相談・訪問

健康推進課

- 母子健康手帳交付や出生届出時に、母子保健サービスについての紹介や妊娠・出産・育児についての助言などを行います。
- 未熟児や支援が必要な妊産婦の家庭を訪問し、妊産婦の健康、こどもの発育・発達、予防接種・健診などについての相談・支援を行います。
- 必要に応じて複数回訪問するなど、ニーズに応じてきめ細かな支援を行います。

## ④こども家庭センター

健康推進課  
こども課

- 継続的な支援が必要な母子については、支援プランを作成し、関係機関と連携を図ります。
- 産婦への心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。

## ⑤乳幼児健康診査

健康推進課

- 1歳までの乳児を対象に、身体計測、小児科医の診察、保健師、栄養士による相談を行います。
- 疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育が受けられるようにすると共に、育児不安等の軽減など子育ての支援に努めます。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生予防や乳幼児の事故防止、予防接種の普及啓発の推進を図ります。

## ⑥1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・2歳6か月児相談

健康推進課

- 各種健康診査等を行い疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育が受けられるよう支援するとともに、育児不安等の軽減など子育ての支援に努めます。
- 母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査や3歳6か月児健康診査に加え、2歳6か月児相談を実施します。
- 妊娠初期からの栄養指導や妊婦自身の口腔衛生を含めた健康管理の個別指導を行うとともに、乳幼児には各年齢健康診査等において歯科診察、歯の染め出し及びフッ化物塗布を行い、虫歯予防の指導に努めます。

## ⑦赤ちゃん相談

健康推進課

- 1歳までのこどもを持つ親を対象に、「赤ちゃん相談」を実施し、育児についての悩みなどの相談に応じます。
- 相談により両親の育児不安・ストレスの軽減を図り、こどもの健やかな成長を促します。

## ⑧生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

健康推進課

- 4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援情報を提供するとともに親子の心身の状況等を把握し、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげます。

⑨予防接種事業

健康推進課

- 伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の予防のため、予防接種法に定められている各種予防接種（定期予防接種）を実施するとともに、その他の予防接種（任意接種）に関する情報提供を行います。
- 予防接種の必要性や受け方、法制度の変更などについて周知を図ります。
- 定期予防接種（A種）未接種者に対して、個別に接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

⑩女性就労者健康啓発

健康推進課

- 妊娠中、出産後の女性就労者の健康管理及び母体保護の啓発を行います。

⑪産後ケア

健康推進課

- 産後1年未満の支援が必要な母子の家庭に助産師が訪問し、心身ケアや育児サポートを行います。

②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

こどもの誕生前から幼児期までの健やかな成長を支えるため、質の高い教育・保育、地域支援、保護者支援、待機児童対策を通じて、全てのこどもが平等に育つ環境を整備し、支援体制を強化します。

①保育所運営事業

こども課

- 町内外の保育所（園）への入所相談及び入所承諾を行います。
- 入所希望者のニーズに対応し、定員の弾力化を図るとともに適正な定員への見直し等について検討します。
- 多様化するニーズに対応するため、民営化や認定こども園への移行、施設の移転も含めた今後のあり方の検討を行います。方針決定後は、個別施設計画と連動して長寿命化改修や設備の更新など必要な整備に努めます。

②乳児保育事業

こども課

- 0歳児の保育を実施します。（実施施設：町内全保育所（園））

③保育所（園）・幼稚園・小学校連携推進会議

こども課  
学校教育課

- 保育所（園）及び幼稚園の教育から小学校教育へ円滑に移行できるよう、「保育所（園）・幼稚園・小学校連携推進会議」を開催します。
- 様々な教育問題について、情報を交換するとともに、こども達の発達段階に応じた指導のあり方を研究協議します。

## (2) 学童期・思春期

## 施策の方向

学童期は、こどもが心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む重要な期間です。学童期・思春期のこどもたちが健やかに成長できるよう関係各課と連携し支援の充実を図ります。

## 施策の展開

## ①こどもが安心して学ぶことができる環境づくり

こどもが安心して学び、成長できる環境を整えるため、学校教育の質の向上、地域との連携、保健や食育の充実、特別支援教育の推進、スポーツ・文化芸術活動など、こどもの多様なニーズに応じた支援を行い、健全な学びと成長を支援します。

## ①こどものスポーツ機会の充実（再掲）

生涯文化スポーツ課

●幼少期からの継続した運動（遊び）やスポーツ活動を通して、生涯にわたって健康づくりやスポーツに親しむ習慣や意欲を養うとともに、関係団体と連携して地域のスポーツ環境の充実を図ります。

## ②民生委員・児童委員活動事業

福祉課

●地域における児童の健全育成を図るため、主任児童委員及び民生委員・児童委員と各小・中学校との懇談会を実施します。

## ③コミュニティ・スクールの推進

生涯文化スポーツ課

●児童生徒の個性を伸ばし、創造力豊かな人材を育成するとともに、地域の文化や歴史等を学ぶなど、故郷への愛着を育み「地球とともにある学校づくり」に取り組みます。

## ④児童生徒体力向上事業（再掲）

学校教育課

●運動奨励事業を行い、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。  
●学校体育及び健康教育等の充実を図り、健全な精神とたくましい身体をもつ健やかな児童生徒の育成に努めます。

## ⑤教員研修事業

学校教育課

●高い倫理観を持ち、教育愛と使命感に満ちた社会人として信頼される教職員、児童生徒の成長と発達を理解し、悩みを受け止め支援できる専門性と指導力を持った職員の育成を目指し、「学校指定研究での研究活動」、「学校総合訪問による教員への指導」、「授業改善研修会」、「不登校等対策研修会」等を開催し、教職員の資質の向上に努めます。

⑥小学校・中学校連携研究会

学校教育課

- 小学校教育から中学校教育へ円滑に移行できるよう、町内各小学校と中学校との連携研究会を実施します。
- 町内各小中学校相互の連携を一層促進し、児童生徒の理解を深めるため継続性や接続の円滑化等を進めます。

⑦青少年の健全育成の推進法

学校教育課

- 学校と地域が連携し、児童生徒の健全育成を推進するため、関係機関による協議を行います。

②居場所づくり

全てのこども・若者が安全に安心して過ごせる多様な居場所を持てるよう、地域全体で支援し、既存の施設の改善や新たな居場所づくりを進めながら、放課後の遊びや生活の場の整備・運営強化などを推進します。

①放課後児童健全育成事業（再掲）

こども課

- 小学生を対象に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置します。（設置施設：町内5小学校）
- 研修等を実施し、指導員の資質向上に取り組みます。

②児童福祉施設開放事業（再掲）

こども課

- 保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・こどもたちとの交流の機会を提供します。

③子育てこども食堂

こども課

- こども食堂の実施により地域の中で交流の場を提供します。

## ③小児医療体制及びこころのケアの充実

こどもが地域で安心して医療サービスを受けられる環境を整え、小児医療体制の充実、関係機関の連携強化を推進します。また、性と健康に関する教育や相談支援の充実を図ります。

## ①医療情報の提供（再掲）

健康推進課

- 休日救急当番医及び救急医療、小児救急受入当番医について、町ホームページや広報紙を活用し情報発信します。
- 岩手県小児救急医療電話相談事業について、町ホームページや広報紙を活用し情報発信します。

## ④いじめ防止

こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめを防ぐため、学校でのいじめ防止の取組や相談支援の充実、ネットいじめ対策の推進など、いじめの未然防止を図り、こどもが安全に成長できる環境を整備します。

## ①教育相談事業（再掲）

学校教育課

- 不登校、問題行動等への対応として、関係者との情報共有や教育支援センター、保護者が気軽に相談できる教育相談体制の充実を図り、学校と教育委員会、その他の関係機関が一体となって、いじめや不登校、非行等の未然防止、早期発見、早期対策に取り組めます。
- 児童生徒の心の問題に適切に対応できるよう、教員個々の指導力と実践力の向上を図るとともに、学校全体の指導を充実するため各種研修や講座の充実に努めます。

## ⑤不登校のこどもへの支援

不登校のこどもが安心して学び、成長できるよう、支援体制の充実、専門家による相談支援、地域や関係機関との連携を強化し、こども一人一人のニーズに合わせた支援を推進します。

### (3) 青年期

#### 施策の方向

青年期は、心理的および社会的に発達し、成人期へと移行するための重要な準備期間となっており、大学等への進学や就職を通じて新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付けるとともに、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸ばす時期でもあります。

また、青年期は人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとしながらも、社会的な役割や責任に対する不安やプレッシャーを感じる事が少なくないことから、青年期の若者が自らの適性を理解し、将来の職業や進学などの重要な選択において支援を受けられる体制が必要です。

#### 施策の展開

##### ①高等教育の就学支援、高等教育の充実

若者が経済状況に関わらず高等教育を受けられるよう支援し、大学等での教育内容改善、キャリア形成支援、ライフプラン教育、自殺対策、障がい学生支援、生涯学習の促進など、全ての学習者が質の高い学びを得られる取組を推進します。

##### ①中学生や高校生などを対象とした次代の親の育成（再掲） || こども課

●町内保育施設において職場体験、インターンシップなどを通じ、保育に関わるキャリア教育の充実を図ります。

##### ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者が安心して働ける環境を整えるため、就職支援や再就職支援などを推進し、経済的安定とキャリアの選択を支援します。

##### ①町内求人情報の提供（再掲） || 観光商工課

●再就職の希望者が町内で働くことができるよう、求人情報を町広報紙及びホームページに掲載し、また、町役場、公民館ロビーに掲示するなど情報を提供します。

## ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚希望を支援するため、出会いの場をつくることに加え、結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を推進し、結婚を望む人々が希望を叶えられる環境を整えます。

## ①結婚支援事業

福祉課

- いきいき岩手結婚サポートセンター（i-サポ）の入会登録料助成など、男女の出会いの場への参加を支援します。
- 結婚を希望する方に対し出会いの場を提供するため婚活イベントを実施します。
- 結婚を機に町内で新生活を始める若者の経済的負担の軽減を図ります。

## ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

若者やその家族への相談体制を充実させ、進学や就職、人間関係に関する不安や孤独感を軽減するため、相談窓口の活用、心の健康情報の周知、相談支援へのサポート体制の強化を図り、若者が安心して悩みを共有できるようにします。

## ①精神科医による「心の健康相談」

健康推進課

- 心の不安や悩み、アルコール問題など、さまざまな心の健康問題に対して、精神科医による「心の健康相談」を行い、適切な支援や治療につなげます。

## ②こころとからだの訪問事業

健康推進課

- 訪問看護ステーションの看護師などが家庭訪問し、心に悩みを抱えて暮らす町民の相談に応じ、必要時、医療や福祉サービスにつなげるなど、地域で安心・安定した生活を送れるようサポートします。

## ③保健師による精神保健相談

健康推進課

- 心の不安や悩みなどに対して、町の保健師が随時相談を行います。

## ④家族相談員によるこころの家族相談会

健康推進課

- 「家族が心の病ではないか？」など悩んでいる家族が相談できる機会として、家族相談員による家族相談会を実施します。

## ⑤傾聴ボランティアによる傾聴活動

健康推進課

(傾聴ボランティアやまびこ会)

- 養成講座を修了した雫石町傾聴ボランティア「やまびこ会」が傾聴相談に対応するほか、個別に家庭訪問や電話相談などの傾聴活動も行います。

### 3 子育て当事者への支援の充実

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

##### 施策の方向

子育て家庭に対する経済支援として、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」において、児童手当の拡充、出産等に係る経済的負担の軽減などが盛り込まれ、子育てに係る経済的支援の強化が図られています。町では保育料の全額免除や小中学校の給食費補助などの支援を独自に行っており、引き続き経済的な支援に取り組めます。

##### 施策の展開

#### ① 手当支給等事業（再掲）

こども課  
福祉課

- 国の制度である児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害児福祉手当等の支給を行います。
- 町独自の事業として、保育料軽減事業により経済的負担軽減を図ります。

#### ② 貸付等事業（再掲）

町民課  
学校教育課  
社会福祉協議会

- 医療費助成制度受給者証所持者を対象に、未払いの医療費のうち、自己負担分を無利子で貸し付けします（福祉医療資金貸付事業）。
- 高等学校以上の学校に在学し、経済的理由により修学が困難な状況にある者等に対し、学校の区分に応じ奨学資金の貸し付けを行います。
- 各種事業の内容を町広報紙やホームページを通じて町民へ周知します。
- 経済的な理由により高等学校以上の学校に進学が困難な状況にある者に対し、貸し付けを行います。（生活福祉資金貸付事業（教育資金））

#### ③ 出産祝金支給事業

こども課

- 町独自の事業として、出産した母親に対し、祝金を支給します。

#### ④ 在宅子育て応援給付金支給

こども課

- 保育所等を利用しない3か月から3歳未満の児童を家庭で保育する方へ月5,000円の町内共通商品券を支給します。

#### ⑤ 子育て応援副食費給付金

こども課

- 町内在住で幼稚園・保育所（園）・認定こども園等へ入所している児童の実費徴収となる副食費（おかず・おやつ代）を施設に対し給付します。

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

## 施策の方向

核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立しやすくなっている中で、家庭内での育児負担が増加しており、特に在宅で子育てをしている家庭では、支援が行き届かないことがあるため、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供について体制を整えていく必要があります。

また、虐待の予防には地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進し、子育てに対する不安や孤立感を軽減するための支援が求められています。さらに、体罰がこどもに与える悪影響について親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発活動が重要です。

## 施策の展開

①子育て支援ボランティア*の会活動	社会福祉協議会
●緊急時にこどもの世話ができなくなったり、こどもが病気等で幼稚園・保育所（園）に預けられない時、親自身がリフレッシュしたい時などに、福祉センター内「ぼけっと」で保育を実施します。	
②特別保育事業	こども課
●延長保育、休日保育、一時預かり保育、病後児等保育事業等を実施し、保護者が安心して働くことが出来るように支援します。	
③子育て短期支援事業	こども課
●保護者の疾病、出産、就労等の都合により一時的に家庭で養育ができない児童を、児童福祉施設等に短期間入所させ、児童の養育・保護を行います。	
④子育てサービス情報提供	こども課
●各種保育サービスをはじめ、子育てサービス情報を、町広報紙や町ホームページ等を活用し、町民に定期的に提供します。	
⑤地域子育て支援センター事業（再掲）	こども課
●子育て中の親子の交流・集いの場を提供し、職員による相談支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。	

## \*「子育て支援ボランティア」

概ね小学生以下の児童を対象として、定額の利用料で保育サービス等の子育て支援を行う保育者。

⑥生活支援サービス事業

社会福祉協議会

- 妊娠中や産後の方で、生活の中で抱える困りごとを地域住民の支えあいでも解決する「ちよい助」生活支援サービスを提供しています。

## (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

## 施策の方向

共働き世帯が増える中、夫婦が協力して子育てができるよう男性・女性ともに気兼ねなく育児休業を取得できる環境を整える取組が求められています。職場や地域全体が支援する体制をつくるため、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、夫婦が安心して子育てができるよう、妊娠期からの支援に取り組みます。

## 施策の展開

## ①事業所等への広報啓発

観光商工課

- 男女の固定的な性別役割分担の是正や男女の雇用機会均等などの確保、また、職業生活と家庭生活との均衡がとれる働き方となるよう、仕事優先の職場風土見直しのため、事業主等へ広報啓発します。
- 事業所における育児・介護休業制度の普及と、制度を活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。
- 仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、フレックスタイム制\*や短時間勤務体制等の導入を町内事業所などに広報周知して促進します。

## ②ママパパ学級

健康推進課

- 妊婦とその夫または家族を対象に、母乳の話や沐浴体験等を行い、子育てについて十分な知識を持ち、安心して育児ができるよう支援します。
- 父親の妊婦体験を実施し夫婦で協力しながら育児ができるよう支援します。

## ③育児支援等各種制度の方法提供

こども課  
観光商工課

- 子育て中の就労者に対し、子育てと就労の両立に関する相談を行うとともに、育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

## \*「フレックスタイム制」

1日の労働時間の長さを固定的に定めず、1箇月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者はその総労働時間の範囲で各労働日の労働時間を自分で決め、その生活と業務との調和を図りながら、効率的に働くことができる制度。

(4) ひとり親家庭への支援

施策の方向

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭が地域で安心して暮らしていけるよう、経済的支援だけでなく様々な課題やニーズに対応する支援を検討します。

施策の展開

①医療費給付事業（ひとり親家庭分）

町民課

- ひとり親家庭の医療費負担軽減を図るため、医療保険における自己負担分の医療費を給付します。

②児童扶養手当支給事業

こども課

- 国の制度である児童扶養手当の支給を行います。

③貸付等事業（ひとり親家庭分）

こども課

- ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養しているこどもの福祉を増進するため、県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の相談・申請受付を行います。

④ひとり親家庭子育て応援事業

社会福祉協議会

- 託児を希望するひとり親家庭の経済的負担軽減のため、福祉センター内「ぽけっと」内で無料の託児サービスを行います（無料になるのは8時から18時の間、1ヶ月24時間まで）。
- ひとり親が仕事と子育てを両立し安心して生活できるように支援します。

## 4 質の高い教育・保育環境の充実（第3期子ども・子育て支援事業計画）

### （1）子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

#### ■制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<b>●施設型給付</b> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所  <b>●地域型保育給付</b> ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育  <b>●子どものための施設等利用給付</b> ・幼稚園（未移行） ・特別支援学校 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設等	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・産後ケア事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業
	現金給付	・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

## (2) 教育・保育提供区域

### ①教育・保育提供区域の考え方について

本町の教育・保育施設の利用状況や設置状況、地理的状况等を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、町全域を1つの提供区域とします。

※教育・保育提供区域とは  
地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる単位。

### ②保育の必要性の認定について

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、 地域型保育

## (3) ニーズに対応した教育・保育施設の確保

## ①乳幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

## ■ 1号認定（幼稚園・認定こども園）【3～5歳】 (単位：人)

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
量の見込み①	20	18	17	16	16
確保の方策②	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	-20	-18	-17	-16	-16

※1号認定・・・満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）のこども

## 【事業実施に対する考え方】

町内には幼稚園がないことから、近隣市町との広域連携により必要な事業量を確保することとします。

今後、認定こども園への入園、利用状況等の提供体制について把握を行うとともに、社会情勢の変化によるニーズの多様化や拡大に対応するため、必要に応じて認定こども園への移行についても検討していきます。

■ 2号認定（保育所・認定こども園）【3～5歳】 (単位：人)

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
量の見込み①	178	169	162	152	147
教育ニーズ	4	4	4	4	4
その他	174	165	158	148	143
確保の方策②	192	192	192	192	192
教育・保育施設	192	192	192	192	192
確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	14	23	30	40	45

※2号認定・・・満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた（保育を必要とする）こども

【事業実施に対する考え方】

保育所は町内に認可保育所が5園あり、量の見込みについては減少傾向で推移することから、必要な事業量は確保されると考えられます。

今後は、幼稚園・こども園と同様に、社会情勢の変化によるニーズの多様化や拡大に対応するため、必要に応じて認定こども園への移行についても検討していきます。

■ 3号認定【0歳児】（保育所・認定こども園） (単位：人)

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
量の見込み①	43	42	40	38	36
確保の方策②	34	34	34	34	34
教育・保育施設	31	31	31	31	31
地域型保育事業	3	3	3	3	3
過不足 (②-①)	-9	-8	-6	-4	-2

### ■ 3号認定【1歳児】(保育所・認定こども園) (単位：人)

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
量の見込み①	47	47	44	44	41
確保の方策②	52	52	52	52	52
教育・保育施設	49	49	49	49	49
地域型保育事業	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	5	5	8	8	11

### ■ 3号認定【2歳児】(保育所・認定こども園) (単位：人)

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
量の見込み①	50	47	45	43	43
確保の方策②	52	52	52	52	52
教育・保育施設	48	48	48	48	48
地域型保育事業	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	2	5	7	9	9

### ■ 3歳未満児の保育利用率

年 度	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度	令 和 10年度	令 和 11年度
児童数①	155	142	140	129	122
保育児童数②	140	136	129	125	120
保育利用率(②/①)	90.3%	95.8%	92.1%	96.9%	98.4%

#### 【事業実施に対する考え方】

保育所は町内に認可保育所が5園、地域型保育事業として小規模保育園が1園あり、0から2歳児では待機児童は主に年度途中において発生する可能性があるものの、今後の量の見込みについては減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保され则认为られます。

#### (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月に国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## (5) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

### ①利用者支援事業

#### 事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

#### 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、これまでの実績で算出しています

#### 【事業実施に対する考え方】

教育・保育施設の利用の際に協議が必要な大都市圏向けの事業であり、先進事例から見ても町での実施は困難であることと、実際の利用も無いものと考えられることから事業量は0人と見込みます。

また、将来的にニーズがあった場合は、担当課の窓口及び子育て支援センターにおいて当事業を実施することも検討していきます。

### ②地域子育て支援拠点事業

#### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	150	144	142	139	133
確保の方策（人日）	150	144	142	139	133
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、子育て支援センターで子育て支援拠点事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

#### 【事業実施に対する考え方】

現在、町内1か所の子育て支援センターで実施しており、利用者も横ばい状態であるが、現状の体制で大きな支障がなく、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

### ③妊婦健康診査

#### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

#### 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	43	41	38	36	34
確保の方策(人)	43	41	38	36	34
過不足(人)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移と過去の実績から算出しています

※確保の方策については、対象者全員に実施を目標としているため、量の見込みと同数とします

#### 【事業実施に対する考え方】

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

#### 事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

#### 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	49	43	41	38	36
確保の方策(人)	49	43	41	38	36
過不足(人)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移をもとに推計値を算出しています

※確保の方策については全ての乳児家庭への訪問実施を目標としているので量の見込みと同数とします

#### 【事業実施に対する考え方】

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

## ⑤養育支援訪問事業

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保の方策（人）	5	5	5	5	5
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績から算出しています

※確保の方策については全ての対象者への訪問実施を目標としているので量の見込みと同数とします

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	有	有	有	有	有

## 【事業実施に対する考え方】

養育支援訪問事業に関しては、現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、令和7年度よりこども家庭センターを設置し、虐待防止ネットワーク（雫石町要保護児童対策地域協議会）の連携強化、充実に努めます。

⑥子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保の方策(人)	0	0	0	0	0
過不足(人)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

町において事業は実施していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

⑦児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保の方策(人)	0	0	0	0	0
過不足(人)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

町において事業は実施していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

## ⑧親子関係形成支援事業【新規】

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業
------	--

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保の方策(人)	0	0	0	0	0
過不足(人)	0	0	0	0	0

## 【事業実施に対する考え方】

町において事業は実施していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

## ⑨妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要	面談等により、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、保健指導を実施する事業
------	---

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)	147	129	123	114	108
確保の方策(回)	147	129	123	114	108
過不足(回)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移から算出しています

## 【事業実施に対する考え方】

令和5年度より実施してきました「伴走型相談支援」は「妊婦等包括相談支援事業」に組み入れられ、継続して実施していきます。

⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

事業概要

0歳6か月～2歳未満のこどもが対象となり、家庭の経済状況や保護者の就労状況に関わらず、保育施設に通うことができるよう支援する制度

※乳児等通園支援事業は、令和7年度については地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、令和8年度からは、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」が新設され、「こども誰でも通園制度」として制度化されます

【量の見込みと確保の方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み（人日）	2	2	2	2	2
	確保の方策（人日）	0	2	2	2	2
	過不足（人日）	-2	0	0	0	0
1歳	量の見込み（人日）	1	1	1	1	1
	確保の方策（人日）	0	1	1	1	1
	過不足（人日）	-1	0	0	0	0
2歳	量の見込み（人日）	2	1	1	1	1
	確保の方策（人日）	0	1	1	1	1
	過不足（人日）	-1	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移から算出しています

※確保の方策については全ての対象者への実施を目標としているので量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

令和8年度からの事業実施に向け、体制の整備に努めます。

## ①産後ケア事業【新規】

## 事業概要

家族や周囲のサポートが不足している母親の出産直後のケアが十分に行き届かない状況を改善するため、産後の母親が抱える身体的・精神的な負担を軽減し、育児不安の解消を図る事業

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	12	10	9	9	8
確保の方策（人日）	12	10	9	9	8
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績と人口推移から算出しています

※確保の方策については全ての対象者への訪問実施を目標としているので量の見込みと同数とします

## 【事業実施に対する考え方】

産後1年未満の支援が必要な母子の家庭に助産師が訪問し、心身ケアや育児サポートを行います。

⑫子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保の方策（人）	5	5	5	5	5
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績から算出しています

【事業実施に対する考え方】

現在、町内には対応可能な施設が無いため、近隣市町の施設と委託契約を結び、利用体制を整えています。これまでの利用実績は数件ですが、利用希望があった場合に備え、引き続き広域利用において対応します。

⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	0	0	0	0
確保の方策（人）	0	0	0	0	0
過不足（人）	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

現在、町において事業は実施しておりませんが、同様の事業として、子育て支援ボランティアの会で行っている、地域子育て相互支援事業\*があります。今後も新たなニーズの把握に努め、利用の希望に対しては随時対応していきます。

\*「地域子育て相互支援事業」

緊急に子供の世話が出来なくなったり、子供が風邪・けが等で保育所等に行けない時、子育て支援ボランティアの会が、雫石町内「ぼけっと」で保育等を行う。

## ⑭一時預かり事業

## 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かる事業

## ■ 1号認定（幼稚園）の一時預かり

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	76	72	67	62	62
確保の方策（人日）	76	72	67	62	62
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

## ■ 2号認定（保育所）の一時預かり

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	225	225	225	225	225
確保の方策（人日）	225	225	225	225	225
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

## 【事業実施に対する考え方】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があればおおむね受け入れていることから現状の施設でニーズは確保されと考えられます。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

⑮延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1294	1229	1189	1150	1111
確保の方策（人日）	1294	1229	1189	1150	1111
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で延長保育事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されると考えられます。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

## ⑩病児・病後児保育事業

## 事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

## 【量の見込みと確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	160	160	160	160	154
確保の方策（人日）	160	160	160	160	160
過不足（人日）	0	0	0	0	6

※量の見込みについては、及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、過去実績の最大値としました

## 【事業実施に対する考え方】

現在、七ツ森保育園において実施しておりますが、現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば対応可能であることから、現状の施設でニーズは確保されると考えられます。

また、保護者からの利用意向が高いことから、事業の周知や新たなニーズの把握に努めながら事業を実施していきます。

⑰放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【量の見込みと確保の方策】放課後児童クラブ（低学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	195	173	150	137	127
確保の方策（人日）	195	173	150	137	127
過不足（人日）	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の方策】放課後児童クラブ（高学年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	137	140	131	126	111
確保の方策（人日）	137	140	131	126	111
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で放課後児童健全育成事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

放課後児童クラブは、現在、5小学校区で実施し、利用希望があれば全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されと考えられます。

児童館についても、利用希望があれば対応可能であることから、現状の施設でニーズは確保されと考えられます。

## ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

## 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

## 【事業実施に対する考え方】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに食材料費（副食費：おかず・おやつ代）にかかる補足給付事業が追加になりました。現在、町では当事業は未実施ですが、町内在住で幼稚園・保育所（園）・認定こども園等に入所している児童に対して副食費を給付する、子育て応援副食費給付事業を実施しており、保護者の負担軽減を図っていることから、新たなニーズの把握に努めながら検討することとします。

## ⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 【事業実施に対する考え方】

今後、必要に応じて実施することとします。



## 第5章

# 計画の推進及び評価



## 第5章 計画の推進及び評価

### 1 計画の推進

こども施策及び子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本町に関わる全ての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取組（役割）と町全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかるとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、こども施策及び子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こどもに関する施策（こども施策）を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられています。

そのため、国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、様々な機会を捉えこども・若者の意見を聴き、社会参画を促進する取組を行います。

こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発するとともに、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者、低年齢のこどもを含む、全てのこどもが安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討し、配慮や工夫に努めます。

### 3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども施策を実効あるものとするためには、行政が取り組むのみではなく、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援を利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず全ての人がこどもや子育て当事者を応援するといった、社会全体の意識改革を進める必要があります。

本計画に位置付けた取組の推進により、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮についての市民の理解・協力の促進など、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

### 4 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況について点検、評価します。

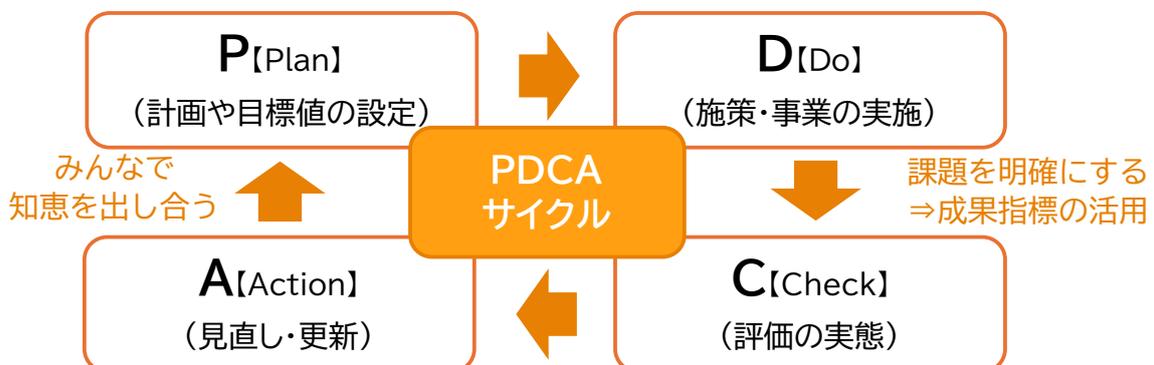
計画の推進にあたっては、施策の実施状況や実施等について各年度において点検、評価を実施します。

評価は、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、こども施策に関わる関係者の意見も参考にしながら実施し、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には計画の見直しを必要に応じて行います。

5年間の計画期間の最終年度には総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

また、本計画は、「計画(Plan)→実施(Do)→検証評価(Check)→改善(Action)」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。

#### 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



## 5 計画の成果指標

計画の達成状況を評価するために、成果指標を以下のように設定します。

### 成果指標

評価項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
現在の生活に満足していることものの割合 (満足度7点~10点と回答した割合)	小学生	75.5%	77.1%
	中学生	67.7%	69.0%
現在の生活に満足している若者の割合 (満足している・とても満足していると回答した割合)		29.4%	32.8%
町の子育て環境や子育て支援に満足している 割合(満足度4点~5点と回答した割合)	就学前児童 の保護者	53.8%	55.8%
	就学児童の 保護者	52.5%	57.1%





---

---

# 資料編

---

---



## 資料編

### 1 雫石町子ども・子育て会議条例

#### 雫石町子ども・子育て会議条例

##### (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、雫石町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定及び変更に関する事項について調査審議をすること。
- (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務
- (3) 前2号のほか、子ども施策の推進に関し必要な審議すること。

##### (組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (5) 子ども施策に関し知識経験を有する者
- (6) 地域住民を代表する者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

##### (関係者の出席)

第6条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

##### (報酬)

第7条 委員には、雫石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年雫石町条例第13号）により報酬を支給する。

##### (庶務)

第8条 会議の庶務は、こども課において処理する。

##### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

## 2 雫石町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日

区分	所属団体等	氏名	役職等
(1) 子どもの保護者			
		高橋 幹葉	公募委員
		石塚 俊輝	公募委員
		谷地 彩美	公募委員
(2) 教育関係者			
	雫石町校長会	布田 貢	御明神小学校校長
	雫石町校長会	小林 満	雫石小学校校長
(3) 保育関係者			
	雫石町保育施設協議会	照井 将太	七ツ森保育園園長
	雫石町保育施設協議会	藤本 光子	雫石保育園園長
	雫石町児童館	舘澤 登美子	主任児童厚生員
(4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者			
	雫石町地域子育て支援センター	岩井 裕子	副所長
	特定非営利活動法人 まちサが雫石	櫻田 七海	理事長
	雫石町社会福祉協議会	渡邊 幸子	主査
(5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者			
	雫石医科歯科会	上原 充郎	上原小児科医院院長
	雫石町民生委員児童委員協議会	佐々木 浩子	主任児童委員
(6) 地域住民を代表する者			
		南野 幸子	公募委員
		岩淵 修子	公募委員
(7) その他町長が必要と認める者			
		—	—

### 3 用語集

用語	解説等
1号認定	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定	満3歳以上で施設などでの保育を必要とする児童。
3号認定	満3歳未満で施設などでの保育を必要とする児童。
出生率	人口千人あたりの出生数。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にこの年次の年齢出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する。
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。 自然増減＝出生数－死亡数。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。 社会増減＝転入数－転出数。
人口ピラミッド	人口分布を男女別・年齢別にグラフ化したもの。グラフは、縦軸が年齢で、横軸が人口を表す。
年齢3区分別人口	人口構成を年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の3区分に分けた人口構成。年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～64歳、高齢者人口は65歳以上と分けられている。
子ども・子育て支援制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査などで把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
待機児童	「保育所への入所申請がなされており、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童」のこと。
育児休業	労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業。
アイデンティティ	自分が「どんな人間であるか」という自己認識や、自分自身を特徴づける価値観や信念、性格、文化的背景などのこと。
インクルーシブ教育システム	障がいの有無や文化的背景、経済状況に関わらず、すべての子どもたちが同じ場で学び合い、それぞれの特性や能力を尊重しながら教育を受ける仕組みのこと。

NPO	「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のこと。 子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のこと。
確保の方策	幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。
ヤングケアラー	家族に病気や障がいのある人、高齢者、または特別な支援を必要とする人がいる場合に、日常的に介護や世話をを行う 18 歳未満の子ども・若者のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
ライフステージ	人が一生を通じて経験する生活の各段階を指しており、幼少期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などに分けられます。



雫石町こども計画  
令和7年3月

---

発行 雫石町  
編集 雫石町 こども課  
〒020-0542  
岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1 (健康センター内)  
TEL 019 (601) 5428  
FAX 019 (692) 0308  
URL <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>